

令和4年度版

飯綱町議会白書



長野県飯綱町議会

みんなが学び みんなで行動する町に
Toward the town we all learn and take actions

目次

1. 議会力・議員力を向上させ、町長と切磋琢磨する議会へ	5
2. 議会改革の歩み	6
3. 目指す議会像とその進捗状況	
第1 自由で活発な議論が展開される議会	
(1) 定例会における審議結果等	12
(2) 臨時会における審議結果等	20
(3) 委員会の状況	24
(4) 全員協議会の状況	30
第2 町長と切磋琢磨する議会	
(1) 一般質問の状況	32
第3 住民の声を行政に反映する議会	
(1) 政策サポーター制度	45
(2) 議会広報モニター制度	47
(3) 模擬議会	60
(4) 町民と議会の懇談会	60
第4 住民に開かれた議会	
(1) 議会傍聴者数	61
(2) 夜間、休日議会	62
(3) 議会報の状況	62
(4) 会議録の公開及び議会録画映像配信	63
(5) 議長交際費	63
第5 政策提言のできる議会	
(1) 予算・政策要望	63
(2) 議会提案による条例、宣言等	102
(3) その他の要望	103
第6 飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会	
(1) 飯綱町民講座	104
(2) 議員研修状況	107
(3) 議会改革の発信	111

4. 議会評価		
(1) 外部評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	113
(2) 飯綱町議会基本条例自己評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	116
(3) 令和3年度議員活動に対する議員自らの振り返り	・・・・・・・・	127
5. 議会状況		
(1) 議会の費用	・・・・・・・・・・・・・・・・	140
(2) 議会の構成等	・・・・・・・・・・・・・・・・	142
(3) 議会議員の数	・・・・・・・・・・・・・・・・	143
(4) 飯綱町の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	145
(5) 歴代正副議長	・・・・・・・・・・・・・・・・	147
(6) 議員一覧	・・・・・・・・・・・・・・・・	148

【巻末資料】

資料1	飯綱町議会基本条例	・・・・・・・・	150
資料2	飯綱町議会政策サポーター設置要綱	・・・・・・・・	156
資料3	飯綱町議会広報モニター設置要綱	・・・・・・・・	157
資料4	飯綱町集落振興支援基本条例	・・・・・・・・	158
資料5	飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例	・・・・・・・・	161
資料6	飯綱町議会政務活動費の運用に関する指針	・・・・・・・・	166



飯綱町PRキャラクター
「みつどん」



飯綱町議会白書について

飯綱町議会基本条例第5条（情報の公開、町民との共有）及び同条例第19条（議会改革の推進）に基づき、1年間の議会活動の状況、評価などを報告書として作成、公開することで、議会及び議員活動の活性化、並びに町行政の持続的発展及び町民福祉の向上に寄与することを目的としています。

飯綱町議会基本条例第2条で目指す議会像として次のように謳っています。

- ①自由で活発な議論が展開される議会
- ②町長と切磋琢磨する議会
- ③住民の声を行政に反映する議会
- ④住民に開かれた議会
- ⑤政策提言のできる議会
- ⑥飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会

この目指すべき議会像それぞれの進捗状況を議会白書に記述しています。



1. 議会力・議員力を向上させ、町長と切磋琢磨する議会へ

—令和3年度飯綱町議会活動総括—

「住民自治の根幹」とも言える町議会は、15年間の議会改革の実践と成果により、確実に進歩してきました。飯綱町議会の取組が全国に発信され、各地で新しい地方議会づくりが進められています。

平成の大合併により地方自治体数と議員定数は大幅に減少しました。合併による効率化は各地で議員のなり手不足、無投票・定数割れなどの現象を引き起こし、新たな課題となっています。当町においても今回の町議選は、合併後初めて無投票という結果となりました。

これからは、女性・若者・移住者など、多様な方々とともに魅力ある議会づくりを進めて行く必要があります。議会の役割や行動を住民に伝え、住民の知恵を借りることが、議会への関心を高めることにつながります。

地域社会は急激な人口減少時代となり、時代の変化は急速に進んでいます。地域の実態に即した施策の推進を進めようにも、基礎自治体を取り巻く環境は日々変化し、常に新たな諸問題への対策検討が課題となっています。

その解決に議会の立場から力を尽くすことが求められ、変化に対応できる組織としての議会力と議員の政策立案力が問われています。議案に対する理解・分析する力、予算・条例・政策について論点や争点を明らかにする力をしっかり身につけなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予期せぬ事態が続く中、議会活動、議員個々の日常活動も大きな制約を受けています。しかしながら、前年度には1件であった議会視察の受け入れも7件と増えつつあります。住民懇談会などの開催はまだ出来ていませんが、少しずつ以前の日常が戻りつつあります。

この議会白書が住民にとって少しでも議員活動、議会活動を知るための一助になることを願うところです。

飯綱町議会議長 渡邊 千賀雄



2. 議会改革の歩み

【平成 20 年】

- 1 月 町にあった第三セクター（スキー場）の破綻をきっかけに、行政はもとより議会の責任も問われることを認識し、議会改革について検討をはじめ。
- 1 月 1 月から約半年間、議会全員協議会や常任委員会、議会運営委員会等で 30 数回の自由討議や学習会、視察、研修会等を重ね、文章に整理しつつ論点の明確化を図る。
- 2 月 「議会だより（全戸配布）」を通じ町民アンケートを実施し、173 名から回答を得る。
- 8 月 町民が求める議会像を 5 点に集約し、町民に信頼される議会をめざし 8 項目の議会改革を決定。町民周知には「議会だより・議会改革特別号」として全戸配布。
- 9 月 9 月定例会一般質問には、試行的に「一問一答方式」と「一括質問方式」の併用を採用。町長には反問権を認める。
- 11 月 町民に対して議会の議決責任と説明責任を果たすため、「第 1 回・町民と議会との懇談会」を 2 箇所で開催、32 名が参加。
- 12 月 12 月定例会から一般質問での「一問一答方式」及び「町長の反問権」を正式に採用する。
- 12 月 三セクの破綻処理への行政対応をめぐる諸問題が次々と発生し、それに伴う学習会や自由討議等を 12 月以降 10 数回開催。
- 12 月 議員定数を 18 名から 15 名に改正する条例案を発議し可決される（次回の議会議員一般選挙から適用）。

【平成 21 年】

- 5 月 「第 2 回・町民と議会との懇談会」を 3 箇所で開催、54 名が参加。平成 21 年度予算の特徴など 7 つのテーマについて懇談。
- 10 月 議会議員一般選挙。議員定数が 18 名から 15 名に。

【平成 22 年】

- 1 月 議員間による自由討議等で明らかとなった政策課題等を集約し、市町村合併以降はじめて「予算・政策要望書」を町長へ提出。
- 5 月 政策サポーター制度を創設。第 1 次政策サポーターを委嘱。政策サポーター 12 名と議員 15 名の協働による政策サポーター会議を開催。「行財政改革研究会」と「都市との交流・人口増加研究会」の 2 チームに分かれ、以降それぞれ 7～8 回の会議を開催。
- 11 月 政策サポーターとの協働により完成させた「政策提言書」を町長へ提出。町長か

らは、翌年2月に回答書を得る。

- 11月 「第3回・町民と議会との懇談会」を開催、29名が参加。町長へ提出した「政策提言書」の報告や町農業の活性化、将来についての意見交換を実施。
- 12月 一般質問事項に対する町の検討事項・進捗状況等の報告を、6月と12月の定例会の際に提出することを申し入れ、町と合意する。
- 12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(2回目)

【平成23年】

- 5月 「第4回・町民と議会との懇談会」を開催、36名が参加。テーマ「女性の知恵と力を集めて新しい町づくりをすすめよう」。対象：女性団体。
- 10月 飯綱町発足後初めての模擬議会「飯綱町中学生議会・2011」を開催。中学校校舎改築記念として中学校・町・議会の共催により、7組の生徒代表が町長に対して一般質問を行う。
- 11月 第6回マニフェスト大賞において審査委員会特別賞及び優秀成果賞を受賞。

【平成24年】

- 1月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(3回目)
- 2月 第63回全国町村議会議長会定期総会において全国町村議会表彰を受賞。
- 3月 「第5回・町民と議会との懇談会」を開催、21名が参加。テーマ「女性の知恵と力で新しい町づくり」。対象：女性。
- 6月 6月定例会で休日議会を開催、27名が傍聴。
- 7月 「第6回・町民と議会との懇談会」を開催、10名が参加。テーマ「議会基本条例案」。
- 8月 「分権時代に住民自治と町の発展をめざすシンポジウム」を区長・組長会、町、議会の共催により開催、約200名が参加。講師：山梨学院大学江藤教授、名古屋学院大学西寺教授。
- 9月 9月定例会で飯綱町議会基本条例を制定。
- 11月 第7回マニフェスト大賞において優秀成果賞を受賞。
- 11月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(4回目)

【平成25年】

- 6月 第2次政策サポーターを委嘱。政策サポーター15名と議員15名の協働による政策サポーター会議を開催。「集落機能の強化と行政との協働」と「新たな人口増対策」の2つの研究テーマに分かれ、以降5～8回の会議を開催。
- 8月 「第7回・町民と議会との懇談会」を3会場で開催、29名が参加。テーマ「体育活動」、「子育て」、「地元の商工業」。
- 10月 議会議員一般選挙。
- 11月 議会政策サポーター「新たな人口増対策」チームが、「子育て支援のまち・飯綱

町政策提言書」を町長へ提出。

12月 12月定例会で議員定数・報酬等調査研究特別委員会を設置。

12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(5回目)

【平成26年】

2月 議員定数・報酬等調査研究特別委員会を開催。

4月 議員定数・報酬等調査研究特別委員会が群馬県みなかみ町を視察。

6月 6月定例会で夜間議会を3日間開催、60名が傍聴。

6月 町内企業3社の視察研修を行う。企業からの現状や要望等を聞く。

6月 議会政策サポーター「集落機能の強化と行政との協働」チームが、「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を町長へ提出。

8月 議会広報モニターを委嘱。モニター数を8名から57名に増やす。

9月 9月定例会で議員提案による「飯綱町集落振興支援基本条例」を可決。

11月 第9回マニフェスト大賞において、審査委員会特別賞及び優秀成果賞を受賞。

12月 「第8回・町民と議会との懇談会」を開催、41名が参加。テーマ「保育園・小学校の統合問題について」。

12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(6回目)

【平成27年】

2月 第29回町村議会広報全国コンクールにて、奨励賞を受賞。

6月 第3次政策サポーターを委嘱。政策サポーター16名と議員15名の協働による政策サポーター会議を開催。「飯綱町における高齢者の新しい暮らし方(健康戦略)の提起」と「都市・農村の共生へ—新しい産業を生み出し、若者定住の促進を」の2つの研究テーマに分かれ、以降それぞれ7回の会議を開催。

6月 6月定例会で地方創生調査研究特別委員会を設置。

7月 東北信の議会議員を参集し「地方創生問題研修会」を小布施町にて開催。講師は坂本誠氏。15議会で162名が参加。

7月 町民5人が町行政に一般質問を行う「模擬議会」を開催。各団体等の代表が身近な具体的な問題について町長に質す。傍聴者17名。

8月 町、議会の共催による「町民講座」を2回開催。講師に杉尾秀哉氏、落合恵子氏を招く。2回合わせて聴講者730名。

12月 町内企業2社の視察研修を行う。企業からの現状や要望等を聞く。

12月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(7回目)

12月 議会政策サポーターと議員による政策提言書、「飯綱町におけるマスターズ世代の新しい暮らし方の提起」と「都市・農村の共生へ—新しい産業を生み出し、若者定住の促進を」の2つの提言書を町長へ提出。

【平成28年】

- 2月 全国町村議会議長会第67回定期総会において、飯綱町議会が「平成27年度特別表彰」を受賞。
 ・受賞内容：先進的かつ特に顕著な実績が認められた議会に贈られるもので、議会改革の成果が総合的に評価された。
- 7月 「町村議会改革シンポジウム in 長野」を開催。呼びかけた16議会から165人の議員、事務局職員らが参加。今後も継続し年2回程度の開催を予定。
- 7月 議会改革・活性化に関わる先進的な取り組みを研修するため、北海道芽室町議会を視察。
- 7月 「議会白書（127ページ）」を初めて発行。町民に議会活動を検証してもらう。
- 8月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に法政大学総長田中優子氏を招く。聴講者約300名。
- 9月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。（8回目）
- 10月 議員定数・報酬問題について、約3年にわたり特別委員会において議論を重ね、結論に至る。
 ・定数は15名の現状を維持・報酬は増額
 ・「議員定数・報酬問題に関する飯綱町議会から町民の皆さまへの訴え」を発表。
- 10月 「飯綱町議会議員定数・報酬問題意見交換会」を開催。
 ・江藤俊昭（山梨学院大学大学院教授）氏による基調講演
 ・「議員定数・報酬問題に関する飯綱町議会から町民の皆さまへの訴え」の説明
 ・参加者との意見交換会－積極的、建設的発言が相次ぐ
 ・参加町民は約70人
- 11月 飯綱町議会議員定数・報酬問題に関する要望書を町長へ提出。
- 11月 第11回マニフェスト大賞において優秀成果賞を受賞。
 ・受賞内容：「町村議会改革シンポジウム in 長野」の開催や議会白書の発行、議会だよりモニター制度の取り組みに対して評価された。

【平成29年】

- 1月 「第2回町村議会改革シンポジウム in 長野」を開催
 大雪の中、16議会から156人の議員、事務局職員らが参加。
- 3月 3月定例会で議員報酬の改正
 飯綱町の議会改革を綴った相川俊英著「地方議会を再生する」が発刊。
- 7月 総務省自治行政局から議会改革の取り組みについてのヒアリングを受ける。
- 7月 「第3回町村議会改革シンポジウム in 長野」が松本市で開催され、飯綱町議会が「政策提言のあり方について」事例発表。
- 7月 「議会白書」を発行。初めて自己評価を掲載する。
- 7月 政務活動費について研修するため松川町議会を視察。また、スキー場のグリーンシーズンにおける先進的な取り組みを研修するため、富士見パノラマリゾートを視察。
- 8月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に明治大学教授 小田切徳美氏を

招く。聴講者約 150 名。

- 9月 第3回臨時会において政務活動費の導入を決定。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(9回目)
- 10月 平成29年10月22日執行 飯綱町議会議員一般選挙において15名が当選。
内5名が政策サポーター、議会だよりモニター経験者。
- 11月 寺島渉前議会議長が第12回マニフェスト大賞グランプリを受賞。
・受賞内容：段階的、継続的な議会改革の推進 等

【平成30年】

- 2月 議員研修会南箕輪村「子育て支援事業計画について及び議員のなり手不足問題に対する意見交換」を実施。
- 3月 月刊誌ガバナンスの取材を受ける。
- 5月 「第4回町村議会改革シンポジウム in 長野」が長野市で開催され、「議会改革の前進と議員のなり手不足問題」と題して当議会事例発表。
- 5月 地方議会研修会 in 飯綱町「住民とともに地域課題を解決する議会へ」前飯綱町議会議長寺島渉氏講演。全国から120名参加。
- 6月 総務省小倉総務大臣政務官「議会改革の取り組みについて」来庁。議員と懇談。
- 7月 議員研修会 福祉文教常任委員会 福祉関連事業について「小布施町、岡谷市、原村」を視察。
- 8月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に早稲田大学教授 北川正恭氏を招く。聴講者約230名。
- 9月 「議会白書」を発行。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(10回目)
- 10月 議員研修会 総務産業常任委員会 産業関連事業について「岐阜県郡上市、朝日村」を視察。
- 11月 第4次政策サポーター会議開始。サポーター15名。
総務産業常任委員会テーマ「魅力ある農業再生を目指して」
福祉文教常任委員会テーマ「日本一住みたいまちづくり - 20年後のために今なすべきこと -」

【平成31年・令和元年】

- 2月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師にパティシエ 鎧塚俊彦氏を招く。
聴講者約220名。
- 5月 皇室「即位の日」
- 5月 中野市議会と合同で廃棄処分場計画地視察。
- 6月 福祉文教常任委員会町視察「給食共同調理場」、社会福祉協議会。
- 6月 総務産業常任委員会町内視察「四季なりイチゴ」。
- 7月 中学生議会パネラー（議長）、アドバイザーとして議員参加。

- 8月 寺島元議長「地方議会改革の10年」出版。
- 8月 議会だよりモニターとの意見交換会 モニター3名出席 元気の館。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(11回目)
- 10月 第5回町村議会改革シンポジウム長野 IN みやだ 宮田村にて開催、県内23町村議会が参加。次回より県町村会が主催により開催予定。
- 10月 議員研修会
総務産業常任委員会 産業関連事業について「野沢温泉道の駅、新潟県池谷集落、茨城県井関農機」を視察。
福祉文教常任委員会 地域共生社会等について「伊那市役所、下條村、泰阜村 NPO 法人グリーンウッド」を視察。
- 10月 中学生議会
- 11月 第4次政策サポーター会議政策提言を町長に提出。
総務産業常任委員会テーマ「魅力ある農業再生を目指して」
福祉文教常任委員会テーマ「日本一住みたいまちづくり - 20年後のために今なすべきこと -」
- 11月 議会役員構成改選
- 11月 北部議会研修会 国の病院統合再編に関する事項について 町民会館。
- 12月 政務活動費について不適切請求ではと新聞報道される。

【令和2年】

- 3月 「議会白書」を発行。
- 7月 中学生議会グループ討議にアドバイザーとして議員参加。
- 8月 第7次飯綱町議会広報モニターを45名（男27名、女18名）に委嘱。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(12回目)
- 10月 中学生議会
- 11月 総務産業常任委員会 雪中キャベツ事業について「小谷村内2カ所」を視察。
- 11月 第5次政策サポーター会議委員を委嘱。サポーター13名。
福祉文教常任委員会テーマ「子どもたちの未来は飯綱町の未来」
総務産業常任委員会テーマ「飯綱町の輝く人口増対策について」
- 12月 「議会白書」を発行。

【令和3年】

- 2月 町、議会の共催による「町民講座」を飯綱町15周年記念講演として開催。講師に柔道家 篠原信一氏を招く。聴講者201名。
- 3月 総務産業常任委員会町内視察「三本松農産物加工施設」。
- 6月 福祉文教常任委員会町内視察「子育て支援施設」。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(13回目)
- 10月 令和3年10月17日執行 飯綱町議会議員一般選挙において15名が無投票当選。

内4名が政策サポーター、議会だよりモニター経験者。

- 10月 第5次政策サポーター会議政策提言を町長に提出。
福祉文教常任委員会テーマ「子どもたちの未来は飯綱町の未来」
総務産業常任委員会テーマ「飯綱町の輝く人口増対策」
- 10月 政策サポーターとの懇談会 サポーター8名出席 元気の館
- 12月 福祉文教常任委員会町内視察「町立飯綱病院」。

【令和4年】

- 1月 「議会白書」を発行。
- 3月 地方議会人3月号「変える議会、変わる議会」に飯綱町議会掲載される。
- 6月 町、議会の共催による「町民講座」を開催。講師に元厚生労働事務次官 村木厚子氏を招く。聴講者約180名。
- 10月 「予算・政策要望書」を町長へ提出。(14回目)
- 10月 議会運営委員会 定数削減について「川上村・群馬県榛東村議会」を視察

3. 目指す議会像とその進捗状況

第1 自由で活発な議論が展開される議会

(1) 定例会における審議結果等

□令和4年6月定例会

- ①会期 令和4年6月1日～17日
- ②傍聴者数 18名（うち高校生8名）
- ③一般質問 質問者数5名 質問件数6件（質問内容は別記）
- ④反省事項 なし

⑤議決内容

令和4年6月定例会

区 分		提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算		2	2					
条例	議員提出							
	町長提出	2	2					
議 決		2	2					
同 意								
認定（決算等）								
認 決の承	予 算							
	条 例							
	契約その他							
諮 問								
会議規則等								
意 見 書								
決 議								
計		6	6	0	0	0	0	0

() 内は継続審査

区 分	提出 件数	採択	不採択	取下げ	継続 審査	審議 未了	一部 採択
請 願	1				1		
陳 情 等	3		1		2		

種別	議案名	表決 結果	三 ツ 井 忠 義	中 井 寿 一	小 林 文 廣	瀧 野 良 枝	青 山 弘	中 島 和 子	樋 口 功	風 間 行 男	目 須 田 修	石 川 信 雄	清 水 満	大 川 憲 明	伊 藤 ま ゆ み	原 田 幸 長	渡 邊 千 賀 雄	
議案第36号	飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第37号	飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第38号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第39号	工事変更請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第40号	飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第41号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
請願第2号	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書	継続審査																-
陳情第5号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	継続審査																-
陳情第6号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		-
陳情第7号	神籠を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	継続審査																-

□令和4年9月定例会

①会期 令和4年9月1日～22日

②傍聴者数 20名

③一般質問 質問者数8名 質問件数16件 (質問内容は別記)

④反省事項

○委員長が私の提案「書」を配布し、その取材を議席番号1・2・3・4番にノルマ「割り当て」達成を求めました、私は議会報編集の技能はないです、パワハラです、公募に是正を求めます。

○議長が議会広報モニター3名議員の推薦、ノルマ「割り当て」達成を求めました、推挙に難儀しました、パワハラです、「飯綱町議会広報モニター設置要綱第2条」公募に是正を求めます。

○「発言自由の原則」討論又は表決について議会外で責任問われない(憲法第51条両議院「議会」の議員は、) 議院「議会」で行った演説、討論又は表決について、院外「議会外」で責任問われない。) 町民・モニター・議員から非難されることはない。

⑤議決内容

令和4年9月定例会

区 分		提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算		7	7					
条例	議員提出							
	町長提出	4	4					
議 決		1	1					
同 意								
認定（決算等）		10	10					
承認 専決の	予 算							
	条 例							
	契約その他							
諮 問		1	1					
会議規則等								
意 見 書		3	3					
決 議								
計		26	26	0	0	0	0	0

() 内は継続審査

区 分	提出 件数	採択	不採択	取下げ	継続 審査	審議 未了	一部 採択
請 願	4 (1)	3	1 (1)				
陳 情 等	(2)		(2)				

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	青山弘	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	渡邊千賀雄
議案第43号	飯網町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第44号	飯網町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第45号	飯網町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第46号	飯網町防災会議条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第47号	令和3年度飯網町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第48号	令和3年度飯網町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第49号	令和3年度飯網町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第50号	令和3年度飯網町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第51号	令和3年度飯網町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案第52号	令和3年度飯網町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第53号	令和3年度飯網町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第54号	令和3年度飯網町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第55号	令和3年度飯網町病院事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第56号	令和3年度飯網町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第57号	令和4年度飯網町一般会計補正予算（第6号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第58号	令和4年度飯網町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第59号	令和4年度飯網町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第60号	令和4年度飯網町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
議案第61号	令和4年度飯網町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第62号	令和4年度飯網町水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第63号	令和4年度飯網町下水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第64号	物品購入契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第2号	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書	不採択	●	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	○	●	○
請願第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書採択を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
請願第4号	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願	不採択	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
請願第5号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	採択	○	○	○	●	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○
請願第6号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情第5号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○
陳情第7号	沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○
発議第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
発議第5号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案	可決	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第6号	地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

□令和4年12月定例会

- ①会期 令和4年11月29日～12月15日
- ②傍聴者数 11名
- ③一般質問 質問者数5名 質問件数9件（質問内容は別記）
- ④反省事項 なし
- ⑤議決内容

令和4年12月定例会

区 分		提出 件数	可決・ 承認等		否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算		8	8					
条例	議員提出							
	町長提出	10	10					
議 決		2	2					
同 意								
認定（決算等）								
専決の承認	予 算							
	条 例							
	契約その他							
諮 問								
会議規則等								
意 見 書		3	3					
決 議								
計		23	23	0	0	0	0	0

() 内は継続審査

区 分	提出 件数	採択	不採択	取下げ	継続 審査	審議 未了	一部 採択
請 願	1	1					
陳 情 等	3	1	1				1

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	青山弘	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	渡邊千賀雄	
議案第68号	東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第69号	飯網町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第70号	飯網町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第71号	飯網町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第72号	飯網町職員の旅費に関する条例及び飯網町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第73号	飯網町印鑑条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第74号	飯網町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第75号	飯網町飯網東高原観光施設条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第76号	令和4年度飯網町一般会計補正予算（第8号）	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第77号	令和4年度飯網町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第78号	令和4年度飯網町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第79号	令和4年度飯網町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第80号	令和4年度飯網町病院事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第81号	令和4年度飯網町水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	●	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第82号	令和4年度飯網町下水道事業会計補正予算（第2号）	可決	○	○	●	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第83号	町道路線の認定について	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第84号	飯網町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第85号	飯網町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第86号	飯網町一般職の職員の給与に関する条例及び飯網町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第87号	令和4年度飯網町一般会計補正予算（第9号）	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
請願第7号	免税軽油制度の継続を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
陳情第8号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	一部採択	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
陳情第9号	介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情	採択	○	●	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	●
陳情第10号	インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレーしている存在証明不能かつ遺伝子配列減茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインテグレーションPCR検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約11万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ADHD、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の異に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	欠	●	●	●	●	●	●	●	●	-
発議第7号	免税軽油制度の継続を求める意見書案	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
発議第8号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案	可決	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	-
発議第9号	介護保険制度の改善を求める意見書案	可決	○	●	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	●

□令和5年3月定例会

- ①会期 令和5年3月1日～22日
- ②傍聴者数 7名
- ③一般質問 質問者数7名 質問件数11項目（質問内容は別記）
- ④反省事項

○陳情第3号の採択の折、採決のやり直しは認められない。勘違いは議員本人の責任である。

○教育長の同意権の議案について、再任なのか、新任なのか、新任ならどこの誰なのかを事前に知らせて欲しい。検討の時間を最低でも一週間は欲しい。

⑤議決内容

令和5年3月定例会

区 分		提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算		15	15					
条例	議員提出	1	1					
	町長提出	10	10					
議 決		8	8					
同 意		1	1					
認定（決算等）								
専決の承認	予 算							
	条 例							
	契約その他							
諮 問								
会議規則等								
意 見 書		1	1					
決 議								
計		36	36	0	0	0	0	0

() 内は継続審査

区 分	提出 件数	採択	不採択	取下げ	継続 審査	審議 未了	一部 採択
請 願							
陳 情 等	2		2				

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	青山弘	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	渡邊千賀穂	
議案第3号	長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	長野広域連合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第7号	飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号	飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第13号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第11号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
議案第19号	令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第20号	令和4年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第3号）	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第21号	令和5年度飯綱町一般会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第22号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第23号	令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第24号	令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第25号	令和5年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第26号	令和5年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第28号	令和5年度飯綱町病院事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第29号	令和5年度飯綱町水道事業会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第30号	令和5年度飯綱町下水道事業会計予算	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第31号	飯綱町地域防災計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第32号	財産の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第33号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第34号	町道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第35号	町道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第36号	教育委員会教育長の任命について	同意	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情第2号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	○	●	○	○
陳情第3号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	不採択	○	○	●	○	●	●	●	●	○	●	●	○	○	○	○	○
発議第1号	飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第2号	農産物に関する意見書案	可決	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 臨時会における審議結果等

□令和4年第1回臨時会

一般会計補正予算、財産の取得。

①会期 令和4年1月14日

②傍聴者数 1名

③議決内容

令和4年第1回臨時会

区 分	提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算	1	1					
議 決	1	1					
計	2	2	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決 結果	三ツ井 忠義	中井 寿一	小林 文廣	瀧野 良枝	青山 弘	中島 和子	樋口 功	風間 行男	目須 田修	石川 信雄	清水 満	大川 憲明	伊藤 まゆみ	原田 幸長	渡邊 千賀雄	
議案第1号	令和3年度飯網町一般会計補正予算（第8号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第2号	財産の取得について	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

□令和4年第2回臨時会

一般会計補正予算、損害賠償の額の決定他。

- ①会期 令和4年5月17日
- ②傍聴者数 なし
- ③議決内容

令和4年第2回臨時会

区 分	提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算	1	1					
議 決	1	1					
専決の承認	予 算	2	2				
	条 例						
	契約その他						
計	4	4	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	青山弘	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	渡邊千賀雄	
議案第32号	令和3年度飯綱町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第33号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第34号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第35号	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

□令和4年第3回臨時会

一般会計補正予算。

- ①会期 令和4年7月21日
 ②傍聴者数 なし
 ③議決内容

令和4年第3回臨時会

区 分	提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算	1	1					
計	1	1	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	青山弘	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	渡邊千賀雄	
議案第42号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

□令和4年第4回臨時会

一般会計補正予算、物品購入契約の締結他。

- ①会期 令和4年10月28日
 ②傍聴者数 1名
 ③議決内容

令和4年第4回臨時会

区 分	提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算	1	1					
議 決	1	1					
同 意	1	1					
計	3	3	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決 結果	三ツ井 忠義	中井 寿一	小林 文廣	瀧野 良枝	青山 弘	中島 和子	樋口 功	風間 行男	目須 田修	石川 信雄	清水 満	大川 憲明	伊藤 まゆみ	原田 幸長	渡邊 千賀雄	
議案第65号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第7号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第66号	物品購入契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第67号	教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

□令和5年第1回臨時会

一般会計補正予算、水道会計補正予算。

- ①会期 令和5年1月26日
 ②傍聴者数 なし
 ③議決内容

令和5年第1回臨時会

区 分	提出 件数	可決・ 承認等	修正 議決	否決・ 不承認	撤回	継続 審査	審議 未了
予 算	2	2					
計	2	2	0	0	0	0	0

種別	議案名	表決結果	三ツ井忠義	中井寿一	小林文廣	瀧野良枝	青山弘	中島和子	樋口功	風間行男	目須田修	石川信雄	清水満	大川憲明	伊藤まゆみ	原田幸長	渡邊千賀雄	
議案第1号	令和4年度飯網町一般会計補正予算(第10号)	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第2号	令和4年度飯網町水道事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

(3) 委員会の状況

(ア) 総務産業常任委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和4年6月7日

事件番号	件名	審査の結果
議案第40号	飯網町過疎地域持続的発展計画の変更について	可決
請願第2号	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書	継続審査
陳情第6号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	不採択
陳情第7号	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	継続審査

②開催日 令和4年9月8日、9月9日

事件番号	件名	審査の結果
議案第43号	飯網町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第44号	飯網町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第45号	飯網町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第46号	飯網町防災会議条例の一部を改正する条例	可決
議案第48号	令和3年度飯網町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第53号	令和3年度飯網町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第54号	令和3年度飯網町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定

議案第 56 号	令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定
請願第 2 号 (継続審査)	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書	不採択
陳情第 7 号 (継続審査)	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	不採択

③開催日 令和 4 年 12 月 5 日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 69 号	飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	可 決
議案第 70 号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 71 号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 72 号	飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 73 号	飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 75 号	飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例	可 決
請願第 7 号	免税軽油制度の継続を求める請願	採 択

④開催日 令和 5 年 3 月 8 日、3 月 9 日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 6 号	飯綱町個人情報の保護に関する法律施行条例	可 決
議案第 7 号	飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例	可 決
議案第 8 号	飯綱町消防団の設置に関する条例の全部を改正する条例	可 決
議案第 10 号	飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 11 号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 12 号	飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する	可 決

	る条例の一部を改正する条例	
議案第 13 号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 14 号	飯綱町水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 15 号	飯綱町農林畜産物加工施設条例を廃止する条例	可 決
議案第 25 号	令和 5 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計予算	可 決
議案第 26 号	令和 5 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計予算	可 決
議案第 29 号	令和 5 年度飯綱町水道事業会計予算	可 決
議案第 30 号	令和 5 年度飯綱町下水道事業会計予算	可 決
議案第 31 号	飯綱町地域防災計画の変更について	可 決
陳情第 2 号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	不採択
陳情第 3 号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	不採択

(イ) 福祉文教常任委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和 4 年 6 月 7 日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 36 号	飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例	可 決
議案第 37 号	飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例	可 決
陳情第 5 号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	継続審査

②開催日 令和 4 年 9 月 8 日、9 月 9 日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 49 号	令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

議案第 50 号	令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 51 号	令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 52 号	令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 55 号	令和 3 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認 定
請願第 3 号	「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願	採 択
請願第 4 号	「国の責任による『20 人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願	不採択
請願第 5 号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	採 択
請願第 6 号	地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願	採 択
陳情第 5 号 (継続審査)	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	不採択

③開催日 令和 4 年 12 月 5 日

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 74 号	飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可 決
陳情第 8 号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	一部採択
陳情第 9 号	介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情	不採択
陳情第 10 号	インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキPCR検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、靈感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ADHD、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過	不採択

	密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の畏に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情	
--	---	--

④開催日 令和5年3月8日、3月9日

事件番号	件名	審査の結果
議案第9号	飯綱町日向運動施設条例の全部を改正する条例	可決
議案第22号	令和5年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第23号	令和5年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第24号	令和5年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第27号	令和5年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第28号	令和5年度飯綱町病院事業会計予算	可決
議案第33号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決

(ウ) 予算決算常任委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和4年6月15日

審査結果 議案第38号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）[可決]

②開催日 令和4年9月20日

審査結果 議案第47号 令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
[認定]

議案第57号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）[可決]

③開催日 令和4年12月13日

審査結果 議案第76号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）[可決]

④開催日 令和5年3月17日

審査結果 議案第16号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第11号） [可決]

議案第21号 令和5年度飯綱町一般会計予算 [可決]

(工) 議会運営委員会

□委員会開催状況

①開催日 令和4年5月17日

会議事項/○令和4年第2回臨時会議会運営について

- ②開催日 令和4年5月25日
会議事項／○令和4年6月定例会議会運営について
- ③開催日 令和4年6月15日
会議事項／○令和4年6月定例会追加議案及び最終日議会運営について
- ④開催日 令和4年7月21日
会議事項／○令和4年第3回臨時会議会運営について
- ⑤開催日 令和4年8月25日
会議事項／○令和4年9月定例会議会運営について
- ⑥開催日 令和4年9月20日
会議事項／○令和4年9月定例会追加議案及び最終日議会運営について
- ⑦開催日 令和4年10月28日
会議事項／○令和4年第3回臨時会議会運営について
- ⑧開催日 令和4年11月22日
会議事項／○令和4年12月定例会議会運営について
- ⑨開催日 令和4年12月13日
会議事項／○令和4年12月定例会追加議案及び最終日議会運営について
- ⑩開催日 令和5年1月26日
会議事項／○令和5年第1回臨時会議会運営について
- ⑪開催日 令和5年2月22日
会議事項／○令和5年3月定例会議会運営について
- ⑫開催日 令和5年3月17日
会議事項／○令和5年3月定例会追加議案及び最終日議会運営について

(オ) 議会報編集調査特別委員会

□委員会開催状況

- ①開催日 令和4年5月24日、6月21日、6月28日、7月5日、7月12日
会議事項／○議会報第67号発行について
- ②開催日 令和4年8月25日、9月28日、10月5日、10月12日、10月19日、
10月24日
会議事項／○議会報第68号発行について
- ③開催日 令和4年11月22日、12月16日、12月23日、令和4年1月6日、
1月13日、1月20日
会議事項／○議会報第69号発行について
- ④開催日 令和5年2月22日、3月23日、3月30日、4月6日、4月13日、4月20
日
会議事項／○議会報第70号発行について

(4) 全員協議会の状況

- ①開催日 令和4年4月26日【令和4年第6回】
会議事項／【議会案件】
 - 議会報モニターアンケートの項目別集約結果について
 - 第8次議会報モニターの選出について
- ②開催日 令和4年5月17日【令和4年第7回】
会議事項／【行政案件】
 - 飯綱町過疎地域持続的発展計画（変更）（案）について
 - 飯綱町と有限会社ZAGとの包括連携協定の締結について会議事項／【議会案件】
 - 議会報寄稿者への謝礼について
 - その他連絡事項
- ③開催日 令和4年6月1日【令和4年第8回】
会議事項／【議会案件】
 - 研修について
- ④開催日 令和4年6月15日【令和4年第9回】
会議事項／【議会案件】
 - 議会ICT推進について（タブレット端末の導入について）
 - 研修について
- ⑤開催日 令和4年7月21日【令和4年第10回】
会議事項／【行政案件】
 - ロータリー除雪車購入の件について
 - 県道の通行止めについて
- ⑥開催日 令和4年8月22日【令和4年第11回】
会議事項／【議会案件】
 - 新型コロナウイルス感染症がまん延した場合の議会運営について
 - その他
- ⑦開催日 令和4年9月1日【令和4年第12回】
会議事項／【行政案件】
 - 下水道料金改定について会議事項／【議会案件】
 - 地震総合防災訓練について
 - その他
- ⑧開催日 令和4年9月20日【令和4年第13回】
会議事項／【行政案件】
 - 公共施設等総合管理計画について
 - 職員の定年引上げについて
 - 飯綱町DX推進計画について

- 令和3年度集落支援プログラムの実施結果について
 - 飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について
 - 飯綱町人口増推進計画の進捗状況等について
 - 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について
 - 会議事項／【議会案件】
 - 令和5年度予算・政策要望について
 - その他
- ⑨開催日 令和4年9月22日【令和4年第14回】
- 会議事項／【議会案件】
 - 令和5年度予算・政策要望について
 - その他
- ⑩開催日 令和4年11月29日【令和4年第15回】
- 会議事項／【行政案件】
 - 人事院勧告に伴う給与等に関する条例の改正について
 - 会議事項／【議会案件】
 - 新個人情報保護法施行に伴う議会の対応について
 - その他
- ⑪開催日 令和4年12月13日【令和4年第16回】
- 会議事項／【行政案件】
 - 飯綱町地域防災計画の改訂について
 - 飯綱町と凸版印刷株式会社との包括連携協定の締結について
 - 飯綱町民会館等の改修について
 - 会議事項／【議会案件】
 - 今後の日程について
 - 令和5年度町民講座講師の選定について
 - 住民企画提案制度に基づく意見について
 - ウォームビズの実施について
- ⑫開催日 令和5年1月26日【令和5年第1回】
- 会議事項／【行政案件】
 - 飯綱病院の状況について
 - 会議事項／【議会案件】
 - 飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例（案）及び飯綱町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則（案）について
 - 服装に関する申合せについて
 - 議会報における討論の文字数変更について
 - モニターアンケートの回収方法について
 - 令和5年度町民講座講師の選定について
 - 今後の日程について

- ⑬開催日 令和5年3月7日【令和5年第2回】
 会議事項／【議会案件】
 ○議会ICT推進について②（タブレット端末の導入について）デモンストレーション
 ○令和5年度事業計画について
 ○その他
- ⑭開催日 令和4年3月14日【令和5年第3回】
 会議事項／【議会案件】
 ○議員定数、報酬等についての勉強会
- ⑮開催日 令和5年3月17日【令和5年第4回】
 会議事項／【行政案件】
 ○飯綱町地域公共交通計画（第2期）について
 ○第2期飯綱町教育大綱について
 ○飯綱町上水道事業基本計画について
 ○県道長野荒瀬原線しなの鉄道踏切工事の状況について
- ⑯開催日 令和4年3月22日【令和5年第5回】
 会議事項／【行政案件】
 ○補正予算の専決処分について

第2 町長と切磋琢磨する議会

（1）一般質問の状況

一般質問は、議員が町の行政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるもので、その応答は、執行機関の公式の見解として記録されます。また、一般質問を議員が住民の代表として町の課題を把握し適正に行うことで、監査機能（行政運営が適切に行われているか問う機能）と政策提案機能（新事業の提案又は既存事業の改善・廃止を提案する機能）を果たすことになります。

飯綱町議会では、一般質問により町長とより活発な議論ができるよう、一問一答方式、対面式、質問回数は無制限、一議員あたりの制限時間は60分とし、町長には反問権を認めているところです。

ただし、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、状況に応じ一議員あたりの制限時間を40分とし行いました。一般質問の述べ人数は25人、40項目の質問がありました。

（ア）令和4年度定例会別一般質問の状況

（A）令和4年6月定例会 【質問者5人・質問件数6件】

1番 中島和子

1. 地域コミュニティ活性化へ更なる取組を

社会現象でもある人口減少と生活の多様化。加えて2年以上も続く感染症の出現に、今後、益々地域社会の衰退が懸念される。地域づくりの原点である集落維持のためにも再度求められるのが、地域活性化へ大きな原動力となる住民主導のコミュニティづくりと考える。地域共生力向上へ町の方策は。

- (1) 生活スタイルや思考が変わり続ける中、今一度、支え合う地域社会づくりを見つめ直す時である。持続可能な地域コミュニティ形成に対する町の見解は。
- (2) 集落活性化策として、町が平成28年から実施している集落創生事業の進捗状況について
 - ① 計画だけや事業が停滞している地区の調査・サポートは。
 - ② 地域おこし協力隊員任用への期待と効果は。
 - ③ 集落創生委員の女性活躍状況は。
 - ④ 未実施地区が多い中、支援事業の今後の見通しは。
 - ⑤ 事業終了後の集落コミュニティの持続性と活性化への評価は。
- (3) 集落における移住者との良好な関係づくりについて
 - ① 移住者に対する窓口の対応は。
 - ② 災害時に声を掛け合えるためにも住民自治に参加を。
 - ③ 良好な関係づくりのための段階的交流を。
- (4) 過疎新法を適用するに当たり、住民に対する説明会や住民意見の集約の予定など、全体のスケジュールは。

2番 中井寿一

1. 人口増アクションプランについて

- (1) 飯綱町総合計画では、人口の目標は「減」になっている。「増」にする計画は作れないのか。
- (2) 賃貸住宅の建設は、福井団地のアパートを含めてもこの15年間にわずか44世帯分しかない。少な過ぎるのではないか。
- (3) 教育は飯綱町の「売り」と言いながら、人口増につながっていない。これについてどう考えるか。

3番 瀧野良枝

1. 住民との共働によるまちづくりの推進への取組は

第2次飯綱町総合計画（後期基本計画）における「誰もがあらゆる分野でいきいきと活躍できる環境づくり」における重点課題への取組状況を問う。

- (1) 町や地域の課題の認識・課題解決の取組強化について
 - ① 多機能型の取組を持続的に行うため、地域運営組織（RMO）などの形成支援への考えは。

② 中山間地域の人口減少や高齢化を受け、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う『農村型地域運営組織（農村 RMO）』の形成支援が示された。町の取組は。

- ・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実態と、今後の展開は。
- ・中山間地域等直接支払制度の第5期から始まった集落機能強化加算への取組支援は。

(2) 地域内外、世代を超えた交流機会の確保について

- ① 住民が自発的に行う町づくりへの支援体制は。
- ② 地域おこし協力隊等、外部人材の活用について今後の方針は。
- ③ (仮称) いいづな若者会議に期待する役割は。

(3) 地域の将来プランや取組への住民の主体的な参加促進について

集落創生事業への行政の支援体制について、職員地域担当制の役割の見直しが図られていると聞く。将来プランの策定過程では、町の施策に精通している職員からのアドバイスが有効と考えるが、今後の支援体制は。

4番 石川信雄

1. ウクライナ避難民受入れを

ウクライナ侵攻が始まってから、依然として終息の気配はない。日本への避難は多いと言えない状況であるが、自治体として受け入れる用意を示すことは大切だと思う。平和はあるものでなく、築くものだ。助けを差しのべることは共生でもある。よって、わが飯綱町も即時に受入れを表明すべきではないだろうか。

5番 伊藤まゆみ

1. 破損した太陽光発電パネルへの対応は

町内各地に設置されている太陽光発電パネルのうち、管理が行き届いたところは良かったが、この冬の大雪のため破損したところが見受けられる。特に坂口地籍に設置されたパネルは大きく破損しており早期撤去が求められ、町民から心配の声が寄せられている。

- (1) 設置者は、今後どのように対応していくのか把握しているか。
- (2) 撤去の時期について、言及されているか。
- (3) 雨の時期を控え、有害物質が流出する心配はないか。
- (4) 必要経費を回収する前での破損で大きな赤字となり会社の存続を心配する声もあるが、状況の把握はできているか。
- (5) 太陽光パネル設置に対しての条例整備を検討しているようだが、進捗は。

2. 安心して子育てできる環境の整備を

- (1) 様々なものが値上がりする中、今後ロシアによるウクライナ侵略の影響が出てくるとの観測があり、学校給食への影響が避けられないと考える。県内では給食費の値上げでなく、自治体が増加分を負担することを表明しているところがある。どのように考えているか。

(2) 夏に向かい、保育園及び学校での子ども達のマスク着用をどのように考えているか。

(B) 令和4年9月定例会 【質問者8人・質問件数15件】

1番 青山 弘

1. ふるさと振興公社の経営は順調か

- (1) 第29期決算は当期純利益がマイナス869万円だった。この決算状況をどう考えているか。
- (2) 純資産は資本金を食いつぶし始めている。会社の借入れが困難になったときの町の対応は。
- (3) 営業利益がマイナス1200万円だった。9事業のうち4事業だけが営業利益がプラスだ。もっと安定した利益を望める事業が必要だと思うが見解は。
- (4) 三本松農林畜産物直売施設（いづなマルシェむーちゃん）について、将来は道の駅という構想だが、進捗状況は。
- (5) 町からの業務受託料と補助金が大きく増えているが理由は。

2. 火の見櫓の撤去を急ぎ、万全な安全管理を

- (1) 櫓の老朽化が進み、赤さびも目立つ。この10年のうちにいくつ撤去したか。
- (2) 所有者は誰で誰が管理し、事故が起きたときの管理責任は誰にあるのか。
- (3) 労働安全衛生法の改正で櫓に昇る際にはフルハーネスの装着と特別教育が義務付けられているがその対応は済んでいるか。

2番 風間行男

1. 元気な農業者育成事業補助金の見直しを

現在の補助率は、事業費の3分の1以内（ただし、上限は1人当たり30万円）となっている。上限を設けず、補助率は事業費の20%としてはどうか。

2. 住宅リフォーム支援補助金について

- (1) 補助金申請受付業務の課題は。
- (2) 工事の事前着工への対策は。
- (3) 聴覚障がい者が避難所に避難した時、手話通訳のサポートはあるか。

3. 牟礼地区の農業用水路の維持管理について

牟礼地区には小さな農業用水路が点在しており、今後の課題が山積している。修繕や改修等について、10年程度の計画が必要と思うが見解は。

3番 原田幸長

1. 児童クラブの利用について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、7/28に教育委員会から「児童クラブ利用にあたってお願い」がメール配信された。

- (1) 7/20 から 7/28 までの間、県独自の医療アラートにおける「医療警報」が発出され、また、当町でも毎日のように感染者が確認されていた。メール配信は適切だったか。
- (2) お願い文中に「児童クラブ内での感染が拡大した場合は、児童クラブを閉室する場面がある」と記載されているが、小学校の学級閉鎖と同じ基準での対応か。
- (3) 夏休み中「ご家庭で過ごせる場合は利用を控える」とも記載されているが、家で過ごせない児童数は把握しているか。
- (4) 今年の夏は気温の高い日が続いた。3密を回避する意味で、体育館へ移動式スポットエアコン設置の予定はあるか。

2. 公立中学の部活動改革について

8月10日付新聞報道で「公立中学校の部活動改革について、文化庁有識者会議が2025年度末までに休日は地域団体へ委ねるべきだとの提言をまとめた。6月にスポーツ庁の有識者会議が公表した運動部改革と足並みをそろえる」とあった。

- (1) 2023~2025年度を改革集中期間に設定していることから、来年度の予算措置をどのように考えているか。
- (2) 飯綱中学校の部活動改革の課題は。

4番 樋口 功

1. 牟礼地区及び三水地区の水道事業の経営を統合することについて

- (1) 今、統合を進めるのはなぜか。
- (2) 統合するまでの手続きは。
- (3) いつ頃統合を予定しているか。
- (4) 県が進める10広域圏単位などでの経営効率化議論への参加は。
- (5) 公営企業会計として経営上留意すべきことは何か。
 - イ 収益を増加させる方策は。
 - ロ 費用を削減する方策は。
 - ハ 有収率を向上させる方策は。

5番 石川信雄

1. 地域芸能について

コロナ禍でイベントも減り、活動機会も減っているが、団体の育成や支援を手厚くしては。人の交流もなくなってきている昨今、地域が元気になることは魅力になる。予算づけ等はどうか。

2. 職員の配置と人材育成について

D X推進室など横断しての連携は素晴らしいが、各課における職員配置は適正か。退職者を見据えた役職のステップアップは重要であるが、人材の登用と育成はできているか。

6番 瀧野良枝

1. 地域内の育児援助活動（ファミリーサポート事業）の推進を

第2次飯綱町子ども子育て支援事業計画ならびに第2次飯綱町男女共同参画計画にも掲げられているファミリーサポート事業の取組状況を問う。

(1) 事業の活性化に向けた取組強化を。

- 1 これまでの利用実績と課題は。
- 2 事業の周知方法と住民の認知度は。
- 3 アウトリーチ型の提供会員の確保策は。
- 4 事業提供場所としての子育て支援センターの開放時間の延長（平日夕方・土日・祝日）、あるいは他の公共施設開放の可能性は。

(2) 長野地域連携中枢都市圏ビジョン活用の事業展開は。

- 1 提供会員養成講座の受講状況は。
- 2 連携中枢都市圏としての長野市ファミリーサポートの利用状況は。

(3) 配慮が必要な子育て家庭等への利用支援は。

国から示されている、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担の世帯、障がい児、多胎児のいる家庭などへの利用支援は。

2. 部活動の地域移行の方向性は

『運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（R4.6.6）』に対する町の方向性を問う。

(1) 地域移行に向けたスケジュールと、協議体制は。

- 1 休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けた改革集中期間（R5～R7）の推進計画の策定スケジュールと方法は
- 2 提言書における具体的課題への考えは。
 - ・スポーツ団体等の整備充実は。
 - ・指導者の質・量の確保策は。
 - ・施設の確保策は。
 - ・保護者負担の増加への考えは。
 - ・教員による兼業・兼職規定への考えは。

(2) 文化部活動の地域移行については。

7番 中井寿一

1. 福井団地内の太陽光発電施設計画について

福井団地の中央部に太陽光発電施設を設置する計画が出ている。区として反対の意見書を町に既に提出してあるが、引き続き地元住民説明会が開かれている。現在は、周辺住民の反対署名運動を行っているところである。

(1) 景観条例を太陽光発電施設にどのように適用させるのか。

(2) 自然環境保全条例第18条で町の許認可権が謳われているが、町長の見解は。

8番 伊藤まゆみ

1. 犯罪被害者等支援条例の制定を

平成 16 年、国は、犯罪被害者等基本法を制定した。これは、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するものである。

犯罪被害者等支援条例は、坂城町が 2020 年 9 月に、長野県が 2022 年 4 月に施行している。阿部知事は、その折の会見で各地方公共団体においても早く制定をと呼びかけた。

犯罪は、ないに越したことはないが、だれがいつ巻きこまれてもおかしくないような社会状況がある中では、早期に制定することが求められていると考える。

(1) 犯罪被害者等支援に対しどのような認識を持っているか。

(2) 条例制定に向け早急に取り組むべきと考えるが、見解は。

2. 町長の政治姿勢を問う

旧統一協会と政治家との関係が大きな問題となっている。関連団体が多数あり姿を隠してすり寄ってくることから、今後も波紋が広がると思われる。国会議員だけではなく、地方公共団体や地方議員とも関係を築こうとしているとの報道もある。

(1) 町長は、今まで旧統一協会関連団体の会合に招かれたり、スピーチやメッセージを寄せたりしたことはないか。

(2) 今後の対応について、見解は。

(C) 令和 4 年 12 月定例会 【質問者 5 人・質問件数 9 件】

1 番 中島和子

1. 人口増推進計画新規事業について

第 2 次飯綱町総合計画基本構想では令和 8 年度まで人口 1 万人規模とし、その目標の達成に向けた人口増推進計画改訂版が 9 月に示された。計画の概要は、社会増・自然増・関係人口の創出の 3 要素で実現を図り、主に移住者の受入れと定住に繋がる施策を進める社会増を目指すとしている。

(1) 「施策の展開 視点 (1) 移住・定住の推進」について

ア 空き家サブリース事業の内容と事業環境の観点は。

イ 移住希望者への無料職業紹介事業の費用対効果は。

(2) 「施策の展開 視点 (2) 稼ぐ地域・多様な仕事のある地域の実現」について

ア 特定地域づくり事業協同組合の設置事業の対象・要件は。

イ 町が提案する援農センターについて。

ウ 農業者の担い手確保・育成の支援を。

エ 援農センター・活動中の集落組織等を集約して、特定地域づくり事業協同組合の活用を図ることは。

2. 世界かんがい施設遺産登録申請の行方は

令和 5 年度予算政策要望では、田園・里山地域における伝統的な生活と文化を次世代に引

き継ぐことをテーマの1つとしている。また、議会報令和3年4月発行のモニターアンケートでは、「芋川用水の世界かんがい施設遺産登録申請はどうなったか」の質問があり、準備段階であると回答している。

- (1) 登録への申請は行われたのか。
- (2) 登録の可能性はあるのか、住民への説明を。
- (3) 先人の知恵と技術による卓越した土木技術で開設された、かんがい施設を後世に引き継ぐためにも、「飯綱町かんがい施設遺産」として指定し、支援することはできないか。

2番 中井寿一

1. 空き土地対策について

福井団地内には、広大な山林を含め、まとまった空き土地があり、過去に問題が発生したことがある。また、福井団地分譲時に店舗予定地だったところについては、店舗撤退後の現在、太陽光発電施設の計画が公表され、大きな反対運動が起きている。

町として、これらの空き土地に対して有効な対策を立てられないか。

2. ゴミの分別方法について

ゴミの分別で布団は粗大ゴミの扱いになっている。これだと年に2日、町内の指定場所しか出せない。あるいは、自分でながの環境エネルギーセンターに持ち込むしかない。

しかし、ながの環境エネルギーセンターでは町指定の可燃ごみ袋に入る大きさなら受入れ可能と聞いた。ブルーシートについても似たような状況である。

住民の利便性向上のため、実際の処理方法に合わせて、ごみの分別方法を見直す考えはあるか。

3番 瀧野良枝

1. 高齢者福祉に関わる人材確保への取組は

第9期高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画における基本目標4『安心して介護サービスが受けられるための基盤整備』への取組状況を問う。

- (1) 国では、第8期介護保険事業計画のサービスの見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を公表している。飯綱町における将来的に必要な介護職員数の推計は。
- (2) 県の第8期長野県高齢者プランにおける人材確保策について、町の取組は。
 - 1 入職促進
 - 2 資質向上
 - 3 定着支援（離職防止）
- (3) 町の計画に掲げられた施策1「高齢者福祉に関わる人材の確保・育成」への具体的な事業の実施状況とその効果は。
 - 1 介護職員資格取得の一部助成事業
 - 2 介護職の魅力の向上

3 業務効率化の推進

- (4) 飯綱町介護保険サービス事業者連絡会等、町内の高齢者福祉に携わる者との情報共有、課題把握とその対応は。

2. 町全体の公園整備の方向性は

現在、町で計画されている公園整備計画について、その方向性を住民と共有すべく、次の観点から問う。

- (1) 必要性
- (2) 機能性
- (3) 目指す方向

4番 石川信雄

1. 分散型エネルギーインフラについて

以前、遊休の公有施設屋上に太陽光発電への取組を提案した。エネルギーの地産地消という観点から、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業に取り組んでみては。

現在、国で「エネルギー供給事業導入計画」(マスタープラン)の策定に関し、上限2,000万円の補助をしている。

5番 伊藤まゆみ

1. 学校給食費の無償化を

コロナ禍での収入減少に物価高が追い打ちをかける中、子育て世代の経済状況は厳しいものとなっている。今年度中の給食費は、その状況を受け、引き上げずにいる。以前の質問に「来年度においては慎重に検討する」との答弁であった。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、第8波が襲い、長野県では多くの感染者が出ている。り患しないように気を使いながらの生活は、ストレスをかかえ精神的にも苦しい毎日を過ごしている。給食費の無償化を念頭に、今後も負担軽減に取り組むべきと考えるが見解は。

2. 町道の管理の強化を

- (1) 除雪にあたり、除雪後の雪の安全な処理が求められる。特に、大きな山が作られ、安全走行に支障が出る箇所を毎年散見する。毎年、住民から解消してほしいとの声が寄せられているが、検討はしたか。
- (2) 以前の質問に「濃霧と安全への対応として側線を引くなどの対策に取り組む」との答弁があったが、どこまで進んだか。また、今後の計画は。
- (3) 道路の損傷が補修されないままの箇所が今も散見するが、基本的な対応への考え方は。

(D) 令和5年3月定例会 【質問者7人・質問件数10件】

1番 樋口 功

1. 町の人口動向と今後の人口増対策は

- (1) 1月に総務省及び県が「2022年の人口増減」をまとめ、公表した。町の人口増減の状況は。
- (2) 特に社会増減についてどのように分析しているか。
- (3) これまで進めてきた人口増対策とその評価はどうか。
- (4) 現状を分析して、今後、どのように人口増対策を進めるか。
- (5) 本年1月に採用した「地域おこし協力隊員」に期待するものは何か。

2番 原田幸長

1. 町の人口増対策について

昨年11月15日、世界人口が80億人を超えたことが話題になった。2050年には97億人になると予測されている。国連の人口調査データ(2022年7月1日時点)では、2022年は、1位中国14億2588万人、2位インド、3位アメリカ、…、11位日本1億2395万人で、2050年(予測)は、1位インド16億7049万人、2位中国、3位ナイジェリア、…、17位日本1億378万人となっている。

日本・長野県・飯綱町にあっても最大の課題が少子化対策・子育て支援策と考える。年金や医療、介護をはじめとする日本の社会システムを維持していくためにも、次の世代が安心して生み育てられ、希望を持てる子育て支援策を作っていかなければならない。

- (1) 町長の少子化対策についての見解は。
- (2) 今議会に上程された出産・子育て応援交付金について
 - ア 国は経済的支援を今後も継続実施するとしたが、町の対応は。
 - イ 対象人数と町の予算額は。
 - ウ 現金給付は、出産時に町単事業とともに支給されるのか。
 - エ 国の10万円支援以外で、町が現在、実施若しくは検討又は強化したい伴走型事業はあるか。
 - オ 国は、伴走型相談支援と経済的支援の充実により、相談実施機関により相談しやすい環境を整え、必要なサービスに結びつけることを目指している。町は更に相談しやすくするための工夫を検討しているか。
 - カ 結婚を望むが経済的支援が必要と考える人への支援策はあるか。

2. 不登校について

昨年10月27日県教育委員会は、2021年度中に30日以上欠席した不登校の児童生徒数について、小学生が20年度比16.9%増の1596人、中学生が20年度比27.7%増の3111人で、それぞれ過去最多を更新したと発表。新型コロナウイルス感染拡大に伴うもので、生活リズムが乱れたことが影響したとみている。

- (1) 県教委はスクールカウンセラーの拡充や教室以外の居場所づくりを進めるとのことだが、町の現状は。

- (2) 「不登校特例校」設置をめぐり市町村との「協議の場」を設けるとしているが、協議はされたか。

3番 風間行男

1. 飯綱町農業の未来について

(1) 農業の生産性向上について

日本の自給率向上と農産物の最低価格保証制度についての見解は。

(2) 減反政策の見直しについて

米粉に適した米の生産に 10a 当たり 9 万円を助成するコメ新市場開拓等促進事業が新設される。今後、飯綱町でも米粉生産拡大に向けた施策を推奨する考えはないか。

(3) 米粉の利用拡大支援対策事業について

今年度の公募受付は終了しているが、来年度も事業が継続される可能性がある。地域農業再生協議会やふるさと振興公社、個人農家等に働きかけ、事業化の推進をしてはどうか。

(4) いいつなコネクト体育館の利用変更について

体育館内に米粉生産ラインを作り、米粉を使った学校給食の導入や交流都市への販売を考えてはどうか。更に、空きスペースではタワー方式による野菜の生産を行ってはどうか。

2. 水道管漏水の漏水箇所の特長について

県企業局や長野市が人工衛星のデータを活用した水道管の漏水箇所調査を実施するとの報道があった。有収率の向上に繋がると思うが、実施についての見解は。

4番 中井寿一

1. 教師の働き方改革について

平成 31 年の中央教育審議会の答申（新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について）では、教師の働き方改革として、教師の仕事をしてできるだけ授業に関わるものだけにすることになった。

教育に直接関わらない仕事は、教師以外の人に任せなさいということである。これは、市町村が負担する人件費が増加することを意味する。

(1) 給食は、学校給食法により、学校の管轄であるが、「給食時の対応」が「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に分類されている。給食に関して、教師の負担を減らすことについて、町はどう考えているか。

(2) 「登下校に関する対応」が「基本的に学校以外が担うべき業務」として分類されている。登下校に関して、教師の負担を減らすことについて、町はどう考えているか。

(3) 「部活動」が「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に分類され、スポーツ庁・文化庁が「部活は地域移行すること」と答申を出した。町として費用負担の方向性をどう考えるか（人件費、設備費、維持管理費を含む）。

5番 清水 満

1. 農業振興について

(1) 魅力ある地域づくりについて

農業振興には農村集落の維持が必要であり、また活気や魅力がないと就業者は減り続け農業生産自体も維持できない。農業の振興は大規模化といった政策のみならず、集落機能の維持や活性化に関する多様な政策が必要と思うが。

(2) 高齢化・後継者不足について

小規模家族経営農家には高齢者が多く、後継者がいないことも珍しくない。耕作を断念する農家の離農が懸念される。町の魅力ある農業の政策についての考えは。

(3) 若者の農業離れ支援策について

農業経営者になるには初期費用が高く、若者にはハードルが高い。初期費用を捻出できても、その後の経営が上手くいくかは努力と運次第。また、農作物を育てる知識はもちろんのこと、販路をどう築くかが重要であり手腕が必要。経営者の努力は重要だが、行政の支援がないと農業はじり貧になると考えるが、今後の支援に対する見解は。

(4) 耕作放棄地・荒廃地の現状と政策について

高齢化による農業放棄や後継者不足により管理が行き届いていない荒廃地が増加している。この課題に対する政策は。

6番 瀧野良枝

1. 公共交通施策の方向性は

飯綱町地域公共交通計画における取組について問う。

(1) 第1期飯綱町地域公共交通計画に基づく事業実施への評価は。

① 長電バス牟礼線の利用状況と町施策との効果性は。

(IIZUNA であるきバスカード、貨客混載事業)

② アイバスコネクトの利用実績と、行政負担額への考えは。

(2) 第2期飯綱町地域公共交通計画の策定方針は。

① 重点課題と対応策は。

② 交通資源活用の最適化に向けた関係者連携の具体的取組は。

③ 住民への「公共交通を守る意識、行動の拡大」に対する具体的取組は。

7番 伊藤まゆみ

1. 介護予防・日常生活支援事業の充実を

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。

(1) この事業の対象者は。

(2) 多くのマスターズの皆さんが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを望んでおり、自らもそのための努力をしたいと考えている。今後の展開をどう考えているか。

(3) 地域住民の支えが必要不可欠な事業であり、人材の育成が重要である。今後の展開を

どう考えているか。

2. 補聴器購入助成の拡充を

これまで対象者の拡大に取り組んだことは評価できる。今後の事業の拡充（支給額及び対象者）についての見解は。

(イ) 年度別一般質問の状況

年度別一般質問の状況

年度	6月定例会		9月定例会		12月定例会		3月定例会		合計	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	延人数	延件数
令和4年	5	6	8	15	5	9	7	10	25	40
令和3年	9	21	8	17	4	8	8	17	29	63
令和2年	4	8	9	16	5	13	10	22	28	59
令和元年	8	22	8	18	7	20	5	12	28	72
平成30年度	10	24	8	19	10	21	8	21	36	85
29年度	8	19	10	22	8	23	10	26	36	90
28年度	7	20	8	22	7	20	11	33	33	95
27年度	10	31	9	30	8	28	10	34	37	123
26年度	7	20	13	43	10	31	13	45	43	139
25年度	9	29	8	23	8	24	12	49	37	125
24年度	7	21	9	27	8	22	13	42	37	112

(平成28年3月定例会～平成29年9月定例会まで欠員2)

ウ) 議員別・定例会別一般質問の状況

質問者	令和元年	令和2年				令和3年			質問回数
	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	
清水 均	○			○			○	○	4
風間行男				○		○			2
中島和子	○			○		○	○		4
目須田修			○		○		○		3
瀧野良枝	○	○		○	○		○	○	6
原田幸長		○		○		○	○	○	5
石川信雄						○		○	2
荒川詔夫	○			○		○	○	○	5
伊藤まゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	8
清水 満						○			1
樋口 功	○		○			○	○		4
渡邊千賀雄	○	○	○	○	○	○	○	○	8
原田重美					○			○	2
青山 弘		○		○		○			3
大川憲明(議長)									0
合 計	7	5	4	9	5	10	9	8	57

質問者	令和3年	令和4年				令和5年			質問回数
	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	12月定例	3月定例	6月定例	9月定例	
三ツ井忠義									0
中井寿一	○	○	○	○	○	○			6
小林文廣									0
瀧野良枝		○	○	○	○	○			5
青山 弘				○					1
中島和子	○		○		○				3
樋口 功	○			○		○			3
風間行男		○		○		○			3
目須田修		○							1
石川信雄		○	○	○	○				4
清水 満		○				○			2
大川憲明									0
伊藤まゆみ	○	○	○	○	○	○			6
原田幸長		○		○		○			3
渡邊千賀雄(議長)									0
合 計	4	8	5	8	5	7			37

第3 住民の声を行政に反映する議会

(1) 政策サポーター制度

(ア) 政策サポーター制度の創設

議員定数が合併前 36 人から現在は 15 人まで削減されており、議会力の低下が懸念されていました。その様な中で、住民自治及び地域福祉の向上を目指し、住民と議員が一緒になって地域課題について調査研究する政策サポーター制度を創設しました。

(イ) サポーター事業と成果

①第1次政策サポーター事業

平成 22 年 4 月に発足、12 人の町民が参加しました（公募 2 人、要請 10 人）（男性 10

人、女性2人)。研究テーマを「行財政改革研究会」、「都市との交流・人口増加研究会」に定め、2つの研究会に分かれて会議を各6回開催しました。平成22年11月、町長へ次の政策提言書を提出しました。

○飯綱町における行財政改革推進のための政策提言

○都市との交流事業を多様に発展させ、町人口の増加をめざす政策提言

②第2次政策サポーター事業

平成25年6月に発足、15人の町民が参加しました（公募3人、要請12人）（男性8人、女性7人）。研究テーマを「集落機能の強化と行政との協働」、「新たな人口増対策」に定め、2つの研究会に分かれて会議を集落機能は6回、人口増対策は8回開催しました。

「新たな人口増対策」研究会において、平成26年度予算に反映させるため、「子育て支援の町・飯綱町」政策提言書を平成25年11月、町長へ提出しました。その中で重点施策として「延長保育料金の完全無料化の平成26年度実施」を提言しました。結果として町は平成26年度より延長保育料金の基本無料化（一部有料）を実施しました。

「集落機能の強化と行政との協働」研究会では、「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を平成26年6月、町長へ提出しました。その後、議員提案により、「集落振興支援基本条例」を平成26年9月定例会で制定しました。「集落振興支援基本条例」は、町長が「集落支援プログラム」の計画、実施結果等を毎年、議会に報告すると定めています。

③第3次政策サポーター事業

平成27年6月に発足、16人の町民が参加しました（要請16人）（男性7人、女性9人）。研究テーマを「協働のまちづくり」「住民福祉の向上」に定め、2つの研究会に分かれて会議をそれぞれ7回開催し、政策提言書を平成27年12月16日、町長に提出しました。

○飯綱町におけるマスターズ世代の新しい暮らし方の提起

○都市・農村の共生へー新しい産業を生み出し、若者定住の促進

④第4次政策サポーター事業

平成30年11月に発足、15人の町民が参加（要請15人）（男性10人、女性5人）。研究テーマを「日本一住みたいまちづくり」「魅力ある農業再生」に定め、2つの研究会に分かれて会議をそれぞれ9回開催し、令和元年11月1日に政策提言書を町長に提出しました。

○「日本一住みたいまちづくり、20年後の為に今なすべきこと」への提起

○「魅力ある農業再生を目指して」への提起

⑤第5次政策サポーター事業

令和2年11月に13人の町民に委嘱（公募1人、要請12人）（男性8人、女性5人）。研究テーマを「子どもたちの未来は飯綱町の未来」「飯綱町の輝く人口増対策について」に定め、2つの研究会に分かれて会議を子どもたちの未来は3回、人口増対策は2回開催しました。また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により対面での会議が難しくなったこともあり、アンケート方式なども併用し、令和3年10月に町長へ次の政策提言書を提出しました。

○子どもたちの未来は飯綱町の未来への提言

○飯綱町の輝く人口増対策への提言



新しい議場での第5次政策サポーター会議

(2) 議会広報モニター制度

平成20年から、多様な住民の意見等を議会報編集に生かすとともに、議会、町政への町民の多様な意見、批判、提案等を受け、議会活動に反映させることを目的に、議会広報モニター制度を創設しています。

令和2年8月には、第7期議会広報モニター44人を委嘱しました（任期は2年間）。また、アンケートの配布及び回収は、議会報の発行毎に、各議員が行っています。

アンケートは、議会報に対しての「表紙・見出しについて」「写真の扱い方について」「紙面構成（割り付け）について」「議会だよりを通じて欲しい情報について」。また議会、行政に対しての「議会、町に対する要望、意見等について」、及び「その他」を質問項目としています。議会報に対する意見は編集に生かすことはもちろんのこと、議会に対する要望、意見の回答は議会報等でお知らせしています。

なお、町に対する要望、意見等については、すべて町側と共有しています。

■今号の内容や編集について（表紙・見出し・写真・紙面構成など）

<ul style="list-style-type: none">・表紙；笑顔の子どもたちの走りだそうとする姿は元気のもらえる写真でした。・一般質問；質疑応答の内容をイメージしやすいイラスト、写真が入っていて目を通し読んでみたくするように工夫されていると感じました。・「議会だより」の表紙の写真の募集は良い試みだと思います。まず目を引くことからでしょうか。
<p>表紙</p> <ul style="list-style-type: none">・モニターをさせていただいた以来、今までで一番素敵です。住民の代表として議員の活動をされる中でのひとつが議会だよりでしょう。表紙の写真は住民側に立ち、未来をつなぐ子どもたちへの愛を感じられるショットだと思います。議会だよりにとっても合った表紙ではないかと嬉しくなりました。・発行/～をもう少し文字のポイント、Q数を下げないとバランスが悪いのと、ここにある必要はありますか。逆に人口については、もう少しレイアウトを整え、しっかりと伝えられるよう（太字ではみえづらいです）工夫して頂きたいです。・表紙の説明の P16 の記事と写真をきちんと関連付けるようにしてほしいです。写真募集より枠をとるべきでは？
<ul style="list-style-type: none">・今回の表紙はとても躍動感があり、子供たちのいきいきとした表情が見れて、とてもいい表紙だと思います。・予算の関係もあるかと思いますが、写真（紙面の）がカラーだともう少し目を引くのかなと思います。
<ul style="list-style-type: none">・表紙、晴天の写真のせいか、VOL68 号よりは明るい印象、子供達の表情も明るく、いつもよりは良い。やはり表紙の写真は暗いと議会だよりを見ようとする気が薄れる。表紙写真募集も良いアイデアだと思う。・モニターアンケートにお答えしますの内容が気になっていた事だったので良かった。他のモニターの方がアンケートで書かれていたように大事なページです。・紙面の写真、ピントが合っていないものがいくつかある。
<ul style="list-style-type: none">・表紙の写真は今まさに走り出す瞬間で、1年のスタートらしい良い写真だと思います。・定例会の記事など文字が多いとき読みづらい感じがします。特に数字が途中で行が変わる場合など。・一般質問の中で記事中にイラストなどありますが、まずそのイラストに目が行き何についてのイラストなのかわかりづらいと思いました。記事の中で傍線などで示してもらえるといいと思います。
<ul style="list-style-type: none">・表紙について 子供達が走っているのを見て、とても笑顔で綺麗に写真が撮れていて良かったと思いました。カラーも見やすかった。・一般質問について きちんと 1 対 1 で 1 問 1 答よく話し合い、コミュニケーションをとって良い町を作って行くよう、議員の方々は熱心に活動していると思います。良い飯綱町の明るい未来のために活動していただくよう期待しています。又、よい勉強になり、頑張っている議員さん達に感謝します。

最後の16ページの所、議会だよりモニター生の声の件、[日本一のりんごのまち]の飯綱町を今、そしてこれからもとても誇りに思います。との事。私もそう思います。

・表紙の写真ですが、バックに電柱がなかったら良かった。晴れて青空がきれいなのにちょっと残念かな… 子供たちの躍動感はいいと思います。

・3ページの請願・陳情について 免税軽油制度の継続を求める請願については詳しい説明が必要だと思います。軽油取引税は1ℓ32.1円です。スキー場ではスノーマシンやゲレンデ整備車が該当します。公道を走らないため認められております。シーズン中の軽油使用量も莫大なため課税されますと大きな負担となります。スキー場存続のためにも町民の皆様のご理解、ご支援をお願いしたいと思います。

・表紙、1年のスタートを切るにふさわしい写真でとてもいいと思いました。

・紙面構成、細かい話ですが、8ページ3段目「サイクル」のルが抜けています。

・今号も議会情報等全体を通して非常に良いと思いました。表紙は子供達のはつらつとした表情で参加している様子がとても良かったです。主催関係者のご尽力に感謝いたします。

・表紙写真に関して、第68号のモニターアンケートでは、モニターの方々から沢山のご意見が寄せられていたところですが、69号の元旦ジョギング大会の表紙写真は子供たちの笑顔に意気込みや躍動感があり、新年年明けにふさわしく感じました。

・定例会の議案とその要旨、議決結果と議案に対する各議員の賛否結果。一般質問の質問内容とその答弁者、答弁内容が簡潔かつ整然と記載されており、議会での流れや状況を伝達するには十分な内容と思っています。文章的にもダラダラとした説明でなく、また、簡略しすぎもせずに上手に要約されていると感じます。

・表紙、青空の下 子供たちの「よ～し、頑張って走るぞ～!!」って気迫が伝わる良い写真ですね。

・毎回思うのですが、一般質問などの写真はカラーの方がもっと伝わるし分かりやすいと思います。

・表紙、1年のスタートにふさわしい写真でした。子供達の元気な顔に将来を託したいです。

・定例会

1 請願・陳情について

国等に求める内容のものは、採択された後、議会ではどのように対応されるのでしょうか？今後の対応も記してほしい。

2 一般質問について

質問に登壇する人の顔ぶれがあまり変わりませんが、登壇についてのルール等があるのでしょうか？

※議員の皆さんは登壇したいと思いますか、どうなんでしょうか？

・「モニターアンケートにお答えします」

議会が地域目線と遠いと思うという意見に対して、広報誌との重複や一般質問で取り上げている、ほかにも「議員に相談してください」との回答がありました。しかし、町の広報誌は、行政をチェック等する議会のものとは視点が違うし、一般質問は全議員が行っているわけでもない、また、声を上げられる人は多くなく相談もできない人もいます。こういうことも分かって対応してほしいと思います。議会だより・議員さんも、地域のこと（イベントだけでなく）をよく観たり、住民と話したりするほか、相談を待つより積極的にサイレント・マジオリティの声や思いもくみ取り、議会そのものを身近なものにしてほしいと思います。

・「あの時のあの質問どうなった」

「住民と協働によるまちづくりの推進の取組は」の見通しに集落活性化担当の地域おこし

<p>協力隊を採用し、住民意見を引き出すためファシリテーション技術を習得するとあるが、住民の意見を聞くことが協働ではないと思う、議会のこの回答で満足でしょうか？住民の意見を聞いて、どう協働して取り組むか、が回答に必要なことだと思います。</p> <p>※ファシリテーションは技術を学ぶことも必要だが、実践を重ねることで上達する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の写真…新年のスタートが子等の顔に満ちあふれ、とても良いと思います。この大会が次の年へのリレーとなる様、続けていける事を願っています。 ・除雪作業についてですが、「私の提案」の原田誠一郎さんが記してある高齢者宅の除雪ボランティアさん募集の件を、今年くらい我が身に辛く重く感じられた事は有りません。荷い頭の主人が病に倒れ、役場、人材センター、社協等に連絡しましたが、最終到達点は除雪ボランティアさんの協力という事でした。近所、知り合い、皆、高齢となり、自宅の除雪すらままならぬのにとってもお願い出来ません。是非検討して頂きたい案件として提示申し上げます。
<ul style="list-style-type: none"> ・飯綱病院に何十年ぶりにいきました。インフルエンザの注射で。病院もきれいになって、何よりも看護師さんの親切な言葉づかい、接し方が変わった。丁寧に受け答えをしていただき、色々な不安もうすらいだ。地域の為にこれからも頑張ってもらいたいと思います。気持ちよく病院を後にした。
<ul style="list-style-type: none"> ・表情もよく、躍動感があっていいと思います（写真）。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の写真は「よし行くぞ」という子供たちの勢いが伝わってきます。弾ける笑顔がまぶしいとってもいい写真で年の初めにぴったりだと思います。 ・見出し・紙面構成などはわかりやすく良いと思いました。最終ページの表紙写真募集はとても良いですね。町民の方から写真を募ることで住民も議会や町に対しての関心を持つきっかけになるのではないのでしょうか。 ・一般質問では私たちの生活に直結していることであるのに真剣に考えてこなかったことに触れられていて改めて考える機会になりました。それぞれの議員さんがよく勉強されて町民のためにできることを検討してくださっていることを知りました。
<ul style="list-style-type: none"> ・興味のある見出しタイトルがない。
<ul style="list-style-type: none"> ・1部75円の経費がかかっているとのこと。県議会だよりのように、広告と同様の紙面としてページを減らし経費削減をしてみたいかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙は子供達の新鮮なはつらつとした躍動感にあふれ、また、笑顔が素敵です。まさに今年一年のスタートにピッタリです。すくすくと元気に育てて欲しいと思いました。 ・7ページの絵は「ここでちょっと一服」という感じがして良いと思いますが、車と人はもう少し工夫してほしいと思いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・中井議員のごみ分別方法の見直しについて、ブルーシート類は農協にて回収しているが、可燃ごみとして出せそう。他町村の分別方法との違い等を考慮して見直しをしてもらいたい。 ・以前行われたコンポストの購入時に補助金を出して頂きたい（ゴミ排出量削減）
<ul style="list-style-type: none"> ・紙面構図について 見やすい構図でいいですね！QRコードも表示されてグッドです。 ・表紙の写真について 元旦ジョギング大会のスタートダッシュ、子供たちの元気はつらつとした姿が今年の希望が感じます。ジョギング大会というからにはこと大会の順位は競わないのかな、それもいいですね。親子で新年を走るのもいい思い出になることでしょう。 ・定例会について 補正予算関連で「ふるさと応援寄付金3億円増」可決とありますが、出入の差額はどのくらいの額なのでしょう、つまり本来住民から納税される金額が他の自治体に幾らぐらい流

<p>れ出てしまっているのだろう気になります。</p> <p>各議員の賛否表はグッドです。わかりやすい！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問について <p>「芋川用水」を世界かんがい施設遺産登録申請に賛成します。それと同時に用水管理道路をもっと整備しジョギングコース、ハイキングコースに開放し散策を楽しめる場にしたらどうですか。</p> <p>給食費無償化に賛成します。少子化対策、人口増加対策の観点からも、もっともっと子供にかかる費用の無償化を進めるべきと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙がとても良くなったと感激しました。子どもたちのキラキラした笑顔、リンゴ畑に雪。この町の美しい宝だと思います。 ・普段子育てでドタバタしており、恥ずかしがらなかなかなか活字をゆっくり読む余裕がないのですが、何度もトライしていくうち、読みやすさが伝わってきました。 ・表紙の写真を募集する試み、とても素晴らしいと思いました！私も飯綱町の季節ごとのステキなものを見つけていきたいと思います。 ・また、今号のモニター生の声もどなたか存じ上げませんが、素晴らしいご意見だなあと感じました。年間を通した飯綱の魅力が伝わるチラシや冊子を見たことないと思いました。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙について <p>晴天の中元気な子供たちに大人たち。今年も元気な一年になる気がする良い写真だと思います。私も子供が小さかった時、親子で参加したのを思い出しました。元気なうちにまた参加しようかな？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見出しについて <p>良いと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真について <p>定例会の話題になっている場所の写真があることで、内容が具体的に分かり易くて良いと思います。(カラーの写真だと見やすくなると思います)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙面構成について <p>請願・陳情の欄について。生活に密着した問題のため、興味深く読ませていただきました。電気代、灯油代の高騰に新型コロナ感染拡大等、悩ましい問題です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・今年1月の始めは、あまり雪がなく(元旦ジョギング大会)には最適でしたね。元気な子供たちの写真を見て、頑張ろうと思いました。今の子供たちは通学も歩くことが少なく、足が弱くなっていると思います。若いうちにおおいに足腰きたえてほしいですネ。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 <p>子供達の笑顔で元気なスタートの様子、天候にも恵まれいいですね。表紙説明で211名が参加されたとありますが、関係の役員さんも大変とは思いますが、もう少し工夫がほしい写真をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成 <p>議会だよりの発行に毎回ご苦労している議員の皆さんご苦労様です。紙面内容が詳細に掲載されていると思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 <p>新しい年のスタートにふさわしく、子供達の生き生きした表情などわかります。「がんばれ！いづなっ子！」と声をかけたくなるような写真です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 <p>一年のスタートにふさわしい元気な子どもの笑顔でよかったです。勢いよく駆け出す姿に</p>

<p>“良い一年になりますように!!”と願わずにいらませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃疑問に思っていますが、議会にかけられる請願、陳情は、どのような背景があり出されているのか、どのような立場の方がどうあればいいと思われて出されているのか、が見えず、自分の立場からは“自分ならどう考えるか”さえ思いつきません。身近では同じような悩みや「こうであればいいね」と話し合う方々の日常の希望が多くあります。それを町にどう伝えればいいのか、汲み上げてもらえる場はあるのか？議員の方々に教えていただきたいです。議会だよりでいろいろな年代の方からの（子どもから高齢者まで）思いを聞くことはできないでしょうか？（新しい町づくりへの私の提案の拡大版みたいなものでも）68号モニターアンケート結果にも意見が上がっていましたが、行政サービスのあり方を見直し、より良くすることにも繋がると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・特に気になる点などなく読みやすかったと思います。ただ、毎回この内容や表紙、写真などの編集内容を問うこの1番の枠に文字数を使いすぎだし、スペースも取りすぎだと思うので、縮小してモニターに他の意見を求める方が有用だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙については、今年も元旦マラソンが開催され、年始の活力を感じられる写真で良かったと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の文字は見やすい字体で色やバランスなど良いと思います。 ・写真は元旦ジョギング大会をうつしたものとのですが、子供たちの息づかいがきこえてきそうな躍動感のあるとても良い写真だと思います。 ・全体的に写真が多く使われており、視覚的に内容が頭に入ってくるのでとても良いと思います。写真やイラストが多く使われることにより、活動内容や取組など、イメージが湧きやすく良いと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・中井議員さんのごみ分別方法の見直しでブルーシートや電源コードなど通常のゴミ回収で処理していただければとても助かります。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の元旦ジョギング大会…近年息子が毎年参加させていただいて、今年も参加予定でしたが年末より家族でコロナに感染してしまい、残念ながら参加できませんでした…。今年はお天気も良く、マラソン日和。子ども達の生き生きとした表情がとても良かったと思いました。そして、長く続けてほしい行事の1つです。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙、かなり良い。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の写真、とってもなつかしいです。参加者の皆さんの表情、子供たちの笑顔にほっこりしました。また、昔より雪がすくなくなっただなあ、と感じました。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の写真は青空の下、一年の初めを笑顔でスタートをきっている様子が良かった。明るい年に向かっていくことを望む。 ・見出しや紙面構成は普通に見やすい。内容にあった図や写真は必要。 ・P7の自然を愛し自然を活用するゼロ・エネルギーの家、多世代交流の場のイラストは紙面を占める割合が多すぎ少し違和感があった。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 元旦ジョギング大会は天候に恵まれ雪景色の中211名の元気なフレッシュな人達のトライする精神、とってもすてきだなと思いました。又、コースなどものせて頂きたかったです。写真は明るくとても元気で私も元気をもらえました。
<ul style="list-style-type: none"> ・表紙、正月の寒空の中のジョギング大会大変躍動感が感じられ大変良いと思います。 ・太陽光発電、再生可能なエネルギー事業の推進に向けて、色々と研究をされている様ですが、福井団地店舗跡地に太陽光発電施設計画が公表され、団地の真ん中という事もあり景観を損ねる事確か。出来る事であれば、町長の意見に大賛成です。

・表紙の写真は子供が元気に活動している様子で良いと思います。議会だよりなので、国会の議会の一番の議題と方向性(p2の見出しなど)が表紙にあったほうが、議会に興味を持ってもらいやすいと思う。表紙を見て議会だよりを開くか決まるので表紙だけで簡潔に書いてあると良いと思った。発行や編集などの情報は最後まで良いので興味を持ってもらいたい情報を表紙にしたほうが良いと思う。

・表紙写真

私の事ですが、前号のアンケートで「議会・議員活動に関するものにした方が良いと思う」旨の内容を記しましたが、認識不足でした。今号 16 ページの「表紙写真募集」(四季折々の行事や風景など)を見て、「元旦ジョギング大会」の写真は今号に相応しいと思いました。

・見出し・写真等

一般質問の最初のページ(P5)に質問議員のまとめ(一覧)があってわかりやすい。各議員の質問の見出しとそれに対する行政側の答弁の見出しが各ページの上段に大きくカラーで印刷されていて読みやすくて良い。

・「あの時のあの質問どうなった?」のページもありますが、ある時点でテーマ別課題別(例えば、人口減対策、教育問題など)のまとめなどがあると更にわかりやすいと思います。

・写真や図も適切で記事の理解に役立つものが多かったです。

■議会だよりを通じて欲しい情報は

・モニターのQ & Aだけでなく、住民からのQ & Aを載せられることができればと思います。Webがよいかと思いますが、誰でもできるわけではなくなるので、何か方法も一考かと思います。

・モニターアンケートの回答やあの時あの質問どうなった?等で、町民の疑問に答える紙面は大切にしてほしい。

・ふるさと納税について、昨年度から我が家も関わっているが、町全体でどのような結果になっているのか報告してほしい。

・町民から道路、河川などの改良箇所の依頼を受けて現場に行かれると思いますが、対応された議員さんのご感想も載せて頂きたいです。

・議会だよりを読ませていただき、色々活動をされている事がわかります。町の行政、問題点等、関心を持てます。

・特に議会で一般質問されなかった方の活動がわからないので、議員さんの議会以外での活動状況(=各議員の公約の実行状況)について知りたい。

・子育て系の情報(支援や施設)

・勉強不足で申し訳ないのですが、4ページの議案に対する各議員の賛否結果の表の、“-”の意味も載せてくださるとより理解が深まると思いました。

・議員さんのリレートーク欄を作ってください。文字数(議会だよりに影響のない程度)・内容はお任せしますが、議員さんの知らない面が分かり親しみが沸く気がします。議会だよりも読む楽しみが増えると思います。

・議員さん達の年間目標とその達成度を数値やデータとして見たいです。

・(町の方向性は?)どんな状況で今後はどうなるように進めているのか、誰にでもわかりやすく見せてほしい。子ども(学校、保育園なども)の問題、高齢者の問題、…予算の問題、人口流出の問題、etc。テーマを決めて具体的に伝えていただけると、もっと身近に町のことを考えることができると思います。

<ul style="list-style-type: none"> ・出生率や町が行っている出産祝金などで、どれくらいの効果があったか。みつどんの家の利用率など。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の部活動の今後の方向性について、情報がほしいです。対象学年の子供がいる親としてはとても気になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・町民の皆さんの反応。 ・各議員さんの情報（政治に関係ない事はたしかにおもしろそう）
<ul style="list-style-type: none"> ・議員さんに対する質問にいろいろ答えて頂いてとっても分かりやすかったです。 ・除雪について、もう少しきれいに雪を取ってほしいです。坂道なのですべってしまいます。何か対策してほしいです。
<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの内容は良いと思いますが、町がどのような事を重点的に進めていくのか、それに対して議員はどう感じているかの全体像が分かりにくいと思います。全体の中で今、この議論をしているということが分かるようにしてほしい。予算も人員も限られているので、全てに力をつけることは不可能なのでどこにどの程度の力をつけるか分かりやすくしてほしい。すべての質問に『できる限りやっけていく、研究していく』と答えるのは答えとして不十分だと思う。質問に返答しているだけで積極的に解決するための案を出している回答がほとんど無いので、この問題はそのままズルズル継続するんだろうなと読んでいて思う。解決意志が感じられない。
<ul style="list-style-type: none"> ・各議員さんの質問で初めて知った事も多々あって、皆さん良く研究されていると感じました。引き続き、町民に研修会等で得た情報を伝えてください。

■議会に対する要望、意見等

<ul style="list-style-type: none"> ・「議会だより」なので議員質問にフォーカス（長く）され、答弁の内容が短いです。短くて的確であったり、熟成度の高い答弁であればよいのですが、あいまいで薄いお返事の印象をうけます。実際に議会の場で明確な発言はできないとは承知しますが、あまりにも短くカットされているため、町としての考えが伝わらないです。議員方々が質問されたことが町民の声です。町民の声に対して町があいまいな答えをしている一般質問の記事は読者に対して消化不良かなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・これからも町民の方の声に耳を傾け、よりよい議会となるよう頑張ってください。
<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 2ページ 改正された条例の多くは昨今の情勢を反映するものとなっている。 ・補正予算 3ページ 電気料金などの値上げに対応した内容でやむを得ない。 ・請願陳情 3ページ 「安心、安全の医療・介護」「介護保険制度の改善」は早急の課題です。 ・一般質問 中島和子議員 6ページ 援農センターのような窓口が早く開設されることを望みます。 ・一般質問 中井寿一議員 7ページ ゴミの分別について見直しを提案されており、このような小さなことから改善すべきだ。 ・一般質問 瀧野良枝議員 8ページ 介護人材の確保に移住サイトを活用する。その手がありましたか。 ・一般質問 伊藤まゆみ議員 10ページ 学校給食費はなんとか無償にならないものかと思う。

・学ぶ議会 11 ページ

今更感を強く感じます。で、この研修会で新たに決まったことはないんですね、研修会ですから。

・モニターアンケート 12 ページ

個々の議員さん方の日々の活動などを取り上げていくことは議員の人となりを知るうえで必要不可欠です。是非とも議会だよりに掲載ください。

・モニターアンケート 13 ページ

議員定数の問題は自分の首を絞めるような話なので、つつい億劫になりがちだと思います。しかし、機は熟しています。無投票の選挙が行われた今、今しかないと思います。

・生の声 16 ページ

「町の魅力を丸ごと発信できたら素敵」飯綱町愛に溢れて、とてもいい言葉だと思いました。

・空き家ですが、30年以上経っている建物もあります。持ち主も世代変わりしてしまうと分からなくなっていたり、先代より聞いていない場合もあると思います。以前、議題あがっていたら申し訳ございませんが、再度、空き家についてのご検討をお願い致します。

・傍聴席の上野さんの投稿はその通りと思いました。今回の一般質問が5人という少なさ。もっと議員さん一人一人が毎回
■議会に対する要望、意見等
す。

・1/29 歴史講座「まんがで知ろう飯綱町の伝説」（歴史ふれあい館/いづな歴史講座・町企画課/ i ラーニングプロジェクト共催）に行きました。今回は発刊されたばかりの「まんが飯綱今昔物語（伝説編）」に関わる講演で、郷土の歴史や風俗を知り郷土愛を育む良い機会だと思いました。しかし、新聞などで報道された出版にも関わらず参加者が少なく、寂しい気分です。町の歴史講座は今後もあるようです。議会におかれてもPR等に協力していただき、多くの方に聴講してほしいと思います。なお、議員さんはどれほどの方が聴講されたのでしょうか？議員さんもご多用と思いますが、町の事業でもありますし、町の歴史に関心のない方でも郷土を知る良い機会でもあります。また、「町発行の本がどう生かされているの」か、を直接評価する機会とも思いますので、できるだけ聴講してほしいと思います。

・ウクライナの戦禍が身近に感じられる昨今、中学生とのふれあいの場に臨んだ時に、「私、満州国生まれなのよ」と言ったら、「じゃあ、おばあさんは外国人なの？」と返ってきた言葉に、近代史が軽く扱われている事と、日本がかつて侵略戦争を引き起こし、第2次世界大戦の今、真にロシアと同様な立場にあった事を蔑ろしている様に思えてならない。「住み良い所」「活気のある町」を望むならば、戦争と平和について、議会でも取り上げて、啓蒙していく企画を考えてみては如何でしょうか。

・中井寿一議員の質問にありましたごみ分別方法の見直しについてですが、町では細かい分別方法を提示してゴミ回収カレンダーを配付しています。その内容に沿って分別をしていますがよくわからないまま分けているのも事実です。例えば、プラスチック製容器包装はプラのマークが目印とありますがプラと変わらないような素材のものも多く、可燃ごみにしてよいのかどうかの判断に迷うことも多いです。また古紙で紙と表示されているものでも古紙に入れてはいけないものがあることを最近知りました。例えば、匂いのあるもの（石鹼や線香の包装紙・箱、靴を買ったとき箱に入っている特殊な紙、カップラーメンのカップや紙コップなど防水加工がしてあるものなど）きっともっと細かい規定があるのではないのでしょうか。知らないで出すことで一緒に出した古紙が何トンも使えないこともあると聞くととても責任が重いと感じます。専門の業者の話聞く機会もあるとありがたいです。

・瀧野良枝議員の質問にありました介護人材確保についてですが、介護現場では職員の皆さんが大変なご苦労をされていると思います。確かに人材確保はすぐに進めていただきたいことですがそれ以前に大事なことは健康寿命を延ばすことだと感じます。現在町ではパワーリハビリテーションをはじめ体操など健康を守る取組をしていただいています。それによって筋肉量を増やすことで筋力や身体機能を向上させ健康障害を予防することを目指す事業だと認識しています。しかしパワーリハビリテーションは希望する人すべてが対象となっているわけではなく、希望しても申込定員には限りがあり狭き門となっています。私はちょうど空きがあり参加させていただいていますが一週間に1度のパワーリハビリテーションを続けることで特に足の筋力がアップしていると感じます。寝たきりにならないために転ばない体、転びそうになってもバランスを保てる体を保つことができれば健康で長生きできるのではないのでしょうか。また運動することによって認知機能を保つことができるようです。介護される人を少しでも減らせる取組を多くの方が経験できる仕組み作りを検討していただけるよう希望します。

・飯綱町議会を運営している議員さん達はなぜ議員になろうと思ったのか？また、その人達はなにかそういった能力とか知識を持ち合せた方なのだろうか？なにか研修を受けたりしているのか？どんな人達なのか、身近な議員さんは良くわかるが、その他の人ももっと知りたい。

・一般質問する人に偏り（常連）はないですか。

・電気の生産（ソーラー発電、ボイラー発電）ならびに、エネルギー不足対応型の町づくり役所などの建物、駐車場の屋根、公会堂の屋根、駅周辺、など、強固な建物の上にソーラーパネルを設置して、地域で多少の電気が生産できるようにしておき、町民がいつでも（もしくは緊急時）充電できる（携帯から、蓄電池など）ようにしてほしい。

*電気代高騰に対して対応でききれない家庭に、町で蓄電池を用意してそれを、貸し出す（配達）などをしてあげるといった使い方もできる

*ソーラーパネルは、住居など人が長時間いる場所への設置は、強電磁波の問題から避けるべきである

*ソーラーパネルを各家庭の屋根につけることを目指すのではなく、共同で使える設備を用意するほうが先です。またその方が、資源効率、作業効率がいいです。

*考え方の基本は、適切なサイズの集落単位で、できるだけ維持が楽な共同設備を用意していくことだと思います。

*ソーラーパネルも最終的には埋め立てるしかないゴミになります。日常のメンテも必要です。設置の補助金をだしてつけたとしても、その後何かの時の維持費がなければそのままゴミになります。

町内を自転車で動きやすくできるようにしてほしい。（特に北信五岳道路）町中で動く楽しみをふやす！例えば、キッチンカーの活用、公会堂の活用など。そうすれば、町内のこどもからおとなまでが、車（ガソリン）を使わず自転車で動きやすくなる。目指すは、車社会をすすめた町よりは自転車などのガソリンを使わなくても生活しやすい町であり、それはこれからのエネルギー高騰&不足に対しても町民すべてが対応しやすくなるということになります。また町民が町内を自転車、歩きなどで日常的に動く人が増えれば、町の安全度はかなりあがるかと思っています。

*特に町の治安については今後非常に大きな問題の一つです。最前の方法は、町民が町中を歩いたり、自転車などの遅めのスピードで動くことです。治安を楽しく皆で行う方向。恐怖で治安を行うやり方、例えば防犯カメラを増やすなどは適切ではないです。

<p>・傍聴席のコーナーを読ませていただき、今度議会を傍聴してみようと思いました。活発な意見が交わされることを私も願っております。</p>
<p>・深沢地区の高齢化問題、空き店舗の問題解決案につて。牟礼駅に近く、交通の便もよいはずなので、飯綱町の課題である人口増のきっかけになればと思います。</p>
<p>・飯綱町が住み良い地域になる様に一層の努力をお願いしたい。</p>
<p>・昨年の8月、11月、この2月、三回の「議会だより」を見読んで、自分なりに意見をまとめてきました。一般質問されている議員のみなさんは良く勉強されているなあと感じます。当然なのかもしれませんが（エラそうにすみません）町長、担当課長より納得のいく答え、考えを引き出すには、チョットかじった知識ではダメでしょう。モニターアンケートQ Aにもありますが質問回数の開示。質問ゼロの議員さん、5回6回～の議員さん。質問回数イコール15人（議長）のやる気とはなりません、検討課題の1つとして要望です。</p> <p>・冬のこの時期、話に出るのが、A地区は除雪（雪のかき方）はうまいが、B地区はなあ。苦情も役場にいくようであるが、暗い早朝、時には雪降りの悪条件の中、作業にあたるオペレーターの皆さんには感謝申し上げたい。昨年もオペレーターの募集をしていたが。一般質問もされていたが、町道管理の強化、特殊技術のいるオペレーターの育成を議会、町にお願いしたい。</p>
<p>・空き土地問題を議題にあげておられましたが、空き家問題の方が全国で議論されている中、飯綱町は空家等対策計画が作成されておらず、空き家や空き土地について話合う協議会すらないので、近隣自治体が行っている内容や「空き家対策総合支援事業」などの国の補助金も活用できない状況だと聞いたので、人口減少への対策としてアパートを建てるより、町にある物や人を活かす方法を取ることが多くの問題を解決する糸口になるのではないのでしょうか？飯綱町を気に入って移住されてくる方々は新しくキレイな家より、畑があってゆったり暮らせる家を求めて来ていると思います。</p>
<p>・議員の皆様が描いている町の未来を紹介してほしいです。町の好きなところ、お気に入りのスポットなどもお聞きしたいです。町民の代表で議会に臨まれている皆様のことをよく知ることは大切だと思います。</p>
<p>・学校給食費無償化とありますが、今現在も材料費の負担であるので、子育て家庭の保護者は家庭にいても食費はかかるので、ある程度の負担は覚悟であると思います（物価高騰はもちろん切ないですが）。</p> <p>・一般質問をするために議員さんは事前準備調査など飯綱町のために活動して下さっていて感謝です。</p> <p>・太陽光発電は自然エネルギーで生かせるならと思いますが、その反面デメリットも多いかと感じます。対応も変わってきているようですが、今後も注目していきたいと思います。</p>
<p>・部活動のクラブチーム化にあたり、送迎などの保護者負担増が想定されます。ファミリーサポートの充実化を図り、送迎等の支援をお願いしたいと思います。バランスの良い仕組の検討をぜひ。</p>
<p>・コロナ禍の状況も変わりつつあり、飯綱町では今後どのように対応されるのかを議会でも追求していただきたいと思います。</p>
<p>・飯綱町をより良い町にしようと活動されている事が伝わってきます。</p> <p>・ふるさとの良さ魅力を世代を通じて想うことができるって素敵だなあと思いました。</p>
<p>・一般質問は議員が町の行政全般にわたり執行機関に疑問点を質し所信の表明を求めるものとあるが、各議員さんは所信をもって立候補されたのですから、議会においてどんどん発言して欲しいと思う。</p>

<p>・私は飯綱町に住んで3年近くになりますが、家の近くにも空き家がふえてきています。早く住む人が見つければ良いのになあとと思います。あと家をさがしている若い人達がいると聞いています。空き家情報をもっとのせて下さい。</p>
<p>・町職員の定年延長について</p> <p>一般的に定年は延長されてきているが、公務員に関しては定年延長が必要なのか疑問があります。若い人の雇用の機会が減ってしまったり、いつまでも昔の考えを引きずってしまったりとデメリットも大きいと思う。全国的な基準は70%だが、もっと少なくても良いのではないかなと思う。</p> <p>医師や看護師など専門職は人数の確保が難しい職種は必要かなと思う。</p> <p>公務員の適正な評価制度も必要だと思います。できれば公正な完全な第三者が良いと思います。</p>
<p>・「議会だより」をしっかり読む事などを通じて、今まで知らなかった町のこともわかるようになってきたと感じています。これからもよろしくお願いします。</p>

■今、お気づきのことはありますか？

<p>・第5回のコロナの注射に行った時のことですが、飯綱病院の先生の対応がとっても不適切な対応でびっくりしました。いろんな方から先生の評判は聞いてはいましたが、こちらは先生にお聞きしているのに「注射うけるのがいやだったらお帰り下さい。ここへ来たということは受けるということですよ。私はそれまでしか言えません」という答えでした。もっと言い方があるのではないかなと思いました。私は注射はしましたけど…</p>
<p>・何度も記載して恐縮ですが、JRの線路改修のための迂回路として通る道路、交差点の危険回避は一向に進歩していると思えません。朝時間帯の交通整理の方が誘導するだけではいつか事故があると思います。県道、町道と言わず、県に申請していると議会、役場で言わず、お願いですからカーブミラーをひとつ増やすだけでも違うと感じます。対策の動きを広く知らせてほしいです。</p>
<p>・前号で、アンケートのEメール提出できないのか、と書かれている方がいらっしやいましたが同様の意見です。デジタル化を進めてもらえたら嬉しいです。</p>
<p>・駅前通りの除雪ができてなくて“わだち”もすごくて車が大きく揺れながら走行していました。キケンです。そんな日が何日も続いていました。除雪車の出動基準はどうなっているのか？また、夕方帰宅ラッシュ時に除雪車が出動していたが、交通量が多い時間帯。ギモンです。大変だとは思いますが、担当者の方は、作業時間のご検討もお願いします。</p>
<p>・議員さんの顔が見れません。今、どの人が議員さんをやっているのかがわかりません。一人一人の情報を載せていただきたいと思います。</p>
<p>・普通のフォントの文字は読みにくい、といった方もいます。議会だよりの文字について、発達障害の方や高齢の方（読字障害の方や視力が弱い方）などでも見やすい「UDフォント」でしょうか？必要なら読みやすい「UDフォント」に変えてみてはどうでしょうか。特に「明朝体」は極端に太い部分と細い部分が混在し三角形の飾りがついて読みにくいとのことです。</p>
<p>・在宅療養介護の生活を支援する立場となり、訪問看護ステーションの方々にお世話になっております。日々感謝の念でいっぱいです。同じ思いをしている方々と交流出来たらいいと思います。</p>
<p>・冬の間、長期に渡って紙ゴミを捨てられないのが結構大変です。広いお家に住んでいる方は問題ないかもしれませんが、、子育て世代やアパート暮らし、手狭なお家だと大変です。</p>

例えば、いつでも資源ごみが捨てられる場所を EAST もしくは WEST に作るのはいかがでしょうか。

捨てに来たついでにお買い物をしたり、お茶をしたり、洗濯をしたり、人と話をしたり、自然とコミュニティーが生まれやすくなると思います。

少し話がズレるかもしれませんが、よくガランとした多世代交流の場というものを見かけるのですが、やはり自分もそうですが、行きたくなる理由が無いと誰も集まらないですし、日々が忙しくて交流しに来ないと感じます。行きたくなる魅力があれば、自然と人は集まるものだと思います。綿半のように、資源ごみを捨てに来てもらって、ついでに買い物をしてもらおう仕掛けは想像以上に有効だと思います。家の中もスッキリ！知り合いに会えたり、知り合いが増えたり、色んな人と交流が生まれることで、飯綱町への愛着も深まると思います。

・前々から、外の人はずっと初めに手に取る、町のチラシの表紙がそもそも全く魅力が伝わらないと感じておりました。私が移住した飯綱町ってこんなところだよー！と配りたくなるようなデザインや内容に作成し直してほしいです。飯綱町にはとても素敵な写真が撮れる方もデザインができる方もいます。そういう方の力を借りて素晴らしい町の魅力発信をしてみたいかがでしょうか。

・それから学校給食に関しまして、、、自然栽培の野菜や米、本当に体に良いものを子どもたちに提供する町にできたら、素晴らしいと思います。必ず子育て世代の移住者が、ものすごく増えると思います。今年まず自家用に無肥料無農薬で野菜と米を育ててみることにしました。どんなことも小さな一歩から始まると思うので、町も議会の皆さんも是非頑張ってください！

・いづなりリゾートスキー場には、長野市内や県外からお客さんが来ています。以前はスキー場のイベントに「みつどん」が参加していました。リゾートスキー場は子どもたちも大勢滑りに来るので「みつどん」に会えると嬉しいと思います。売店でも「みつどんグッズ」があると飯綱町の宣伝になると思います。

・移住・定住・関係人口や援農者など人を呼び込もうにも、その人達の住む場所や環境、選択肢がなさすぎて、一度はこちらに住んだけど長野市などの家の選択肢が多い方へ出て行く方の話をよく聞きます。

・自分の住んでいる町のこと、<誰かがやってくれる> <誰かがやればいいのだ> と無関心で、不平・不満ばかりを言いがちですが、町の運営にみんなが参加して、お互いの意見を聞き合えたらいいなと思います。やはり、議員の方々は町と町民ひとりひとりを繋ぐコーディネーターであってほしいです。

・毎回ですが議会だよりを読んで町の状況を知る事も多いです。自分も町民の一人としてもっと勉強していかないとなと思います。

・熱心に活動してくださり感謝致します。引き続き飯綱町のため、よろしく願います。

・ゴミの件でついでにお年寄りのゴミ分別の手助けなど対応していただければ助かります。私が知らないだけですでに対応があれば別ですが？お年寄りがゴミ出しに来てゴミ当番にこのゴミの分別では出せないと言われれば、しぶしぶ持ち帰り、ゴミ屋敷になってしまうケースもありました。行政でなんかしら対応していただければ助かると思います。

・マイナンバーカードの必要性がよくわかりません…。特にお年寄りなどわかりづらいと思います。

・地球温暖化の言葉は日常的に使っているが、ゼロカーボンへ火力以外のエネルギーとして太陽光・小水力・バイオマスなどの言葉にも関心をもっていかなければと思う。

<ul style="list-style-type: none"> ・私がモニターをするにあたって勉強させていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・飯綱町の職員の働き方の評価をするべきだと思う。議会でも公務員の働き方について取り上げていないし、評価できていないと思う。 ・また、発達障害も持つ子供に対しての医療的なサポートは全くできないのか？知識のある医師やリハスタッフがいないとできないが学校に通いながらの通院を考えると長野市まで通院に行くのは大変だとおもう。 ・飯綱町の政策の多くはこのように『やっています』が多く、担当者に向上心が見られないのが大きな問題だと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で特別の事はありませんが、ご苦勞されていることに感謝致します。

(3) 模擬議会

令和4年度は、模擬議会を実施しませんでした。

(4) 町民と議会の懇談会

(ア) 令和4年度実施状況

懇談会は実施できませんでした。

(イ) 過年度実施状況

- ①平成20年度／期日：平成20年11月28・29日／場所：飯綱福祉センター、りんごパークセンター／参加者：32人／内容：議会改革について。いいつなりリゾートスキー場の特別清算について。中学校建設、若者定住住宅、病院、ベークライト他。
- ②平成21年度／期日：平成21年5月28・29・30日／場所：飯綱東高原管理センター、赤東コミュニティーセンター、飯綱町福祉センター／参加者：54人／内容：中学校建設問題。保育園・小学校統合問題。飯綱リゾートスキー場清算問題。ベークライト問題。飯綱病院の今後の在り方等。
- ③平成22年度／期日：平成22年11月27日／場所：飯綱町福祉センター／参加者：29人／内容：行政改革サポーター会議「政策提言」について。行財政改革研究会・都市との交流人口増対策について。職員給与、寒冷地手当不要論。農業活性化（りんご販売方法等）。小学校・保育園の統廃合問題。
- ④平成23年度／期日：平成23年5月14日／場所：元気の館／参加者：36人／内容：女性グループ、団体との懇談会。意見や要望、悩みについて。
期日：平成24年3月24日／場所：元気の館／参加者：21人／内容：女性の知恵と力による新しいまちづくりについて。（女性団体の悩み、要望、提案、議会への協力要請。女性から見た人口増対策と結婚問題について）
- ⑤平成24年度／期日：平成24年7月29日／場所：りんごパークセンター、元気の館／参加者：10人／内容：議会基本条例パブリックコメントについて
- ⑥平成25年度／期日：平成25年8月9・20日、9月4日／場所：飯綱町民会館、飯綱町役場／団体：飯綱町体育協会、なかよし広場参加者、きずなグループ／参加者：29人／

内容：意見交換会（体育活動、子育て、地元の商工業等について）

⑦平成 26 年度／期日：平成 26 年 12 月 11・12 日／場所：普光寺区、芋川区、倉井区、赤東区各公民館／参加者：41 人／内容：保育園・小学校統合問題について

⑧平成 27 年度 実施なし

⑨平成 28 年度 飯綱町議会議員定数・報酬問題意見交換会を 8 回実施しました。

開催日	平成 28 年 10 月 15 日	町民会館	参加 70 名
	平成 28 年 12 月 6 日	古町公民館	参加 9 名
	平成 29 年 1 月 21 日	野村上公民館	参加 13 名
	平成 29 年 1 月 21 日	町民会館 元気の館	参加 10 名
	平成 29 年 2 月 12 日	倉井コミュニティ消防センター	参加 26 名
	平成 29 年 2 月 26 日	赤東コミュニティ消防センター	参加 30 名
	平成 29 年 3 月 15 日	福井団地コミュニティセンター	参加 50 名
	平成 29 年 3 月 26 日	芋川コミュニティ防災センター	参加 15 名

⑩平成 29 年度 議員のなり手不足、町・議会への要望の交換会を 5 会場で実施しました。

開催日	平成 30 年 1 月 25 日	野村上公民館（高岡地区活性化 109 委員会）	9 名
	平成 30 年 1 月 28 日	深沢公会堂（深沢組）	7 名
	平成 30 年 2 月 4 日	元気の館（飯綱女性会議）	13 名
	平成 30 年 3 月 20 日	平出集落センター（平出区・番匠区）	17 名
	平成 30 年 3 月 29 日	倉井コミュニティ消防センター（倉井公民館）	13 名

⑪平成 30 年度は議員のなり手不足、町・議会への要望の交換会を 3 会場で実施しました。

開催日	平成 30 年 5 月 24 日	川北地区（川北公会堂）
	平成 30 年 7 月 28 日	飯綱東高原別荘地区（むれ天狗の館）
	平成 30 年 8 月 3 日	農業者等（JA ながの飯綱支所 2F）

⑫平成 31・令和元年度～令和 3 年度 実施なし

第 4 住民に開かれた議会

（1）議会傍聴者数

定例会、臨時会の傍聴者数は下表のとおりになっています。平成 28 年 3 月定例会から、各種団体に傍聴を呼びかけています。また、行政無線でも呼び掛けています。今後も、多くの町民が傍聴していただけるような努力が必要であると考えています。

年度別傍聴者数の状況								
							(単位:人)	
年度	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会	臨時会	合計	臨時会 開会数	
令和4年度	18	20	11	7	2	58	4	
令和3年度	8	20	15	20	0	63	4	
令和2年度	9	17	9	21	0	56	3	
令和元年度	7	52	17	16	0	92	5	
平成30年度	26	59	16	27	2	130	4	
29年度	12	55	11	22	6	106	5	

* 令和元年9月定例会いづな大学傍聴。
* 平成30年9月定例会いづな大学傍聴。
* 平成29年9月定例会いづな大学32人傍聴。

(2) 夜間、休日議会

平成27年度から令和4年度は夜間議会、休日議会を開催しませんでした。長野県内では下伊那郡喬木村が通年夜間議会のあり方を模索するなど前向きに取り組んでいます。

過去には平成24年6月定例会において、一般質問を休日に開催し26人の傍聴がありました。また、平成26年6月定例会において、一般質問を3日間夜間に開催し、60人の傍聴者がありました。

夜間及び休日に定例会を開催する最大の目的は、傍聴者を増やすことで、議会や行政を知る人を増やし、最終的に住民自治を進めることを目指すことです。

議会として、夜間や休日といった特例的な議会を開催するのではなく、定例会の傍聴の呼びかけの強化、また、傍聴をしなくても議会の状況を知っていただけるようなインターネットによる議会の録画中継を平成28年12月定例会から行っています。

(3) 議会報の状況

(ア) 議会報基本事項

①発行状況：議会報単独発行

②編集委員：任期2年、議員のみで構成、編集委員6人

第66号～第69号

渡邊千賀雄、石川信雄、中井寿一、小林文廣、瀧野良枝、青山 弘、中島和子

(イ) 議会報発行状況

1 飯綱町議会だより第66号 (表紙：令和4年度御柱祭 倉井神社)

発行日：令和4年4月30日、ページ数：24

主な内容：①令和4年度一般会計予算 ②一般質問(教育・福祉・SDGsを質す)

③モニターアンケートにお答えします ④あの時のあの質問どうなった ⑤新しい町づくりへ私の提案

2 飯綱町議会だより第 67 号 (表紙：市町村対抗駅伝「町の部優勝」)

発行日：令和 4 年 7 月 31 日、ページ数：16

主な内容：①令和 4 年度一般会計補正予算 ②一般質問（地域づくり他を質す）
③モニターアンケートにお答えします ④あの時のあの質問どうなった ⑤新しい町づくりへ私の提案

3 飯綱町議会だより第 68 号 (表紙：ふじの葉摘み)

発行日：令和 4 年 10 月 31 日、ページ数：24

主な内容：①令和 3 年度決算審査 ②一般質問（まち、人、しごとを質す） ③令和 5 年度予算・政策要望 ④モニターアンケートにお答えします ④新しい町づくりへ私の提案

4 飯綱町議会だより第 69 号 (表紙：元旦ジョギング大会)

発行日：令和 5 年 1 月 31 日、ページ数：16

主な内容：①定例会（補正予算・条例の一部を改正する条例等） ②一般質問（まち、人、しごとを質す） ③学ぶ議会 ④モニターアンケートにお答えします ⑤あの時のあの質問どうなった ⑥町民の声

(4) 会議録の公開及び議会録画映像配信

本会議、常任委員会、特別委員会は会議録を作成しています。その内、本会議一般質問の会議録を議会ホームページで、公開しています。

また、平成 28 年 12 月議会から一般質問の様子をインターネット録画中継で行っています。平日の昼間に傍聴できる方は限られるため、いつでも自宅で議会の映像を見ることができるようになりました。

(5) 議長交際費

令和 4 年度議長交際費は、支出ありませんでした。

第 5 政策提言のできる議会

(1) 予算・政策要望

令和 4 年 10 月 5 日、「令和 5 年度予算・政策要望書」を渡邊議長から峯村町長へ提出しました。

本要望書により重点 6 項目と 6 テーマ 67 項目の事業要望をしました。

また、この要望書に対し、町長から議長に、令和 5 年 3 月 1 日、回答がありました。

「令和5年度予算・政策要望書」要望と町からの回答

令和5年度予算・政策要望について（回答）

4 飯総第 127 号
令和 5 年 3 月 1 日

飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様

飯綱町長 峯村勝盛

令和 4 年 10 月 5 日付 4 飯議第 27 号で要望のありました件について、下記のとおり回答します。

(1)人口減少、少子高齢化時代にふさわしい住民自治を発展させるため「飯綱町自治基本条例」を制定すること。

【回答】(総務課)

○現状・課題

自治基本条例は、町が目指すまちづくりの理念や、町民、議会、行政の責務や役割など、住民参画の仕組みや町政運営の基本的なルールを定めるものですが、この条例について「なぜ必要なのか、これが出来れば何が変わるのか」といった点が住民に認識されていないのが現状です。

○今後の方向性

この条例については、行政の押し付けではなく住民も行政も共に理解した上で制定することが重要であると考えております。引き続き、住民と共に考える機会の創出を検討してまいります。

(2)町は「子ども条例」を制定し、子育て、教育に関する町の理念と基本政策を確立すること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

子育て・教育に関する町の理念や基本施策については、町の総合計画を基本に「飯綱町教育大綱」及び「飯綱町教育委員会基本方針」並びに「飯綱町子ども・子育て支援事業計画」により進めています。令和 5 年度からは「第 2 期飯綱町教育大綱」に基づき教育行政を進めていきます。また、子育て世代の住民代表で組織する「子ども子育て応援会議」で意見・提言をいただき施策に反映させています。さらに、子育て応援基金の創設による祝い金支給事業をはじめ、妊娠期から子育て期をサポートする子育て世代支援施設(みつどんのお家)で行う子育て支援センター事業やワークセンター事業、また、病後児保育事業を進めています。

○今後の方向性

「子ども条例」は、子育て支援全体の基本理念や推進方策を規定すると同時に、町の全ての子どもの権利や保障、子どもの成長に応じた大人たちの役割(町、保護者、地域、事業者、教育施設関係者等)や、幅広い施策の推進体制を定めることが必要と考えます。条例の制定にあたっては、行政や関係機関、町民に対しても法的拘束力を持つことになるため、多くの関係者から幅広く意見をいただき検討していくことが重要と考えます。

このようなことから、町、保護者、地域住民、事業者をはじめ、子どもが育ち学ぶ諸施設の関係者など、多くの関係者の機運の醸成が図られた時が条例制定の時期であり、生きた条例になると考えています。

(3) 集落機能、地域活力の低下が進む中で、集落創生を着実に進めるとともに町として、課題別、地域別に集落連携を進め、持続可能なコミュニティの仕組作りを推進すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

平成 28 年度から取組を開始した「集落創生事業」について、現在の将来プランの策定状況は、策定済が 16 地区、策定中が 1 地区という状況で、内 15 地区が将来プランに基づく事業に取り組んでいただけており、集落創生事業は、着実に広がっています。

また、地域の集落創生の推進を任務とする地域おこし協力隊を令和 5 年 1 月より任用しました。

人口減少により、集落機能の低下や一部住民への負担の集中などが懸念されます。人口減少に対応した集落の活性化を検討していく必要があります。

○今後の方向性

集落創生事業が未実施の集落において、他地区の取組を知ることで、ハードルが低くなり、事業実施が進みやすくなると考えています。地域おこし協力隊が未実施地区へ出向き、先行事例を紹介しながら、打合せを行い、集落創生事業を全町に広げていきたいと考えています。

令和 5 年度当初予算案に、集落創生関連地域おこし協力隊費用として、約 4,800 千円を計上しています。

集落創生事業の効果は、住民が集落のことを自分事として考え、住民の当事者意識が生まれてくることだと考えています。

地域を良くしていくことを、誰かがやってくれるのではなく、自分たちで行っていく。そういった活動の積み重ねが地域の誇りを取り戻すことになり、人口が減少しても集落の活性化や持続可能な地域づくりに繋がっていくと考えております。

令和 5 年度当初予算案に、集落創生事業として約 7,000 千円を計上しています。

(4) 財政を鑑み、公共施設等総合管理計画に基づき個別計画の策定を進め、持続可能な町づくりを推進すること。

【回答】(総務課)

○現状・課題

公共施設については、町民サービスの維持向上と安全性の確保を前提として、定期的に点検等を行いながら、計画的に施設整備等を行ってきました。

今後、多数のインフラや公共施設が同時期に更新や修繕を迎える中で、それぞれの利用状況等を見極めながら整備の方針を定めていく必要があります。

○今後の方向性

施設の重要度や劣化状況に応じて優先順位をつけ、更新・修繕などの整備計画を公共施設等総合管理計画の見直しを行いながら個別施設計画の策定をし、十分な利用が見込まれない施設については統廃合を進めるなどの見直しを図って、財政負担と合わせ計画的に取り組んでまいります。

(5) 当町全域が過疎地域に指定されたが、早期の過疎地域からの脱却を目指し当該事業を推進すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

全部地域を対象とする飯綱町過疎地域持続的発展計画に基づき、多様な事業を実施しています。

令和4年の町の人口動態は、143人の自然減、36人の社会減となり、令和5年1月1日現在の町人口は、9,952人と1万人を割り込む厳しい状況になっています。

○今後の方向性

計画に基づき、過疎対策事業債など国の財政措置を活用しながら、地域資源の活用、人材の育成等により、地域活力を向上させ、飯綱町全域での持続的発展、過疎からの脱却を目指していきます。

令和5年度当初予算案では、過疎対策事業債で422,800千円の借り入れを予定しています。

(6) SDGs(持続可能な開発目標)の活用を推進し、誰もが共通認識ととらえられるよう、啓発、実行、達成に向け進めること。また、町は電気自動車の普及促進を目的とし、庁舎にEV用充電設備を設置すること。

【回答】(総務課)

○現状と課題

令和2年より実施した庁舎建設工事の際に、駐車場にEV用充電施設の設置を検討しましたが、当時の電気自動車の普及率や施設設置に係るランニングコストなど、先行自治体の状況等を踏まえ見送った経過があります。

○今後の方向性

国、県が計画するゼロカーボン戦略や電気自動車の普及率等を考慮し、設置に向け検討してまいります。

【回答】(企画課)

○現状と課題

町総合計画後期基本計画等の町の各種計画については、計画事業とSDGsの目標を結び付けて策定しています。また事業の展開時も、SDGsの考え方を関連付けながら進めています。電気自動車充電設

備の公共施設への設置については、町総合計画後期基本計画に盛り込んでいます。

多様化する地域課題を解決していくためには、行政だけでは難しく、様々な主体と連携していくことが、重要になってきています。

○今後の方向性

SDGs を活用した地域づくりは、環境、経済、社会の「ものさし」で活動の足りないところを発見し、よりよい活動へ発展させる契機とするものと言われています。

町は、地域課題の解決やまちづくり、行政運営の際も SDGs の考え方を活用し、町と民との協働で、環境、経済、社会の複数の観点から様々な事業展開を図ってまいります。

また、町は、SDGs の考え方を、町民に広く浸透できるように、SDGs の啓発に努めてまいります。

1. だれもが思い描くふるさとの原風景をめざした環境づくり

◎ 里山環境の保全

(1) 田園・里山地域における伝統的な生活と文化を次代へ引き継ぐこと。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

地域資源となる農道や水路などの保全活動は共同活動によって支えられていますが、農業者の高齢化等により支障が生じつつある中で、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

○今後の方向性

現在行っている活動は継続しつつ、多面的機能支払交付金を活用する活動組織を持たない地区について、組織の設立を促すとともに、田園、里山における地域資源を地域ぐるみで保全管理がなされるよう一層推進していきます。

(2) 広葉樹を主とした、里山づくり森づくりに対する町民の意識を喚起し、苗づくりや植樹の手入れ等を促進するための指導、及び支援をより積極的に行うこと。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

森林整備については、そのほとんどを林業事業体に依頼をして実施しています。また、森林(もり)の里親促進事業については、一般企業3社により町有林の一部にヤマモミジやコナラなどの広葉樹の苗木を購入して植樹を行い、併せてその前後の下草刈りなどを含めた森林整備を行っています。更に、農地に隣接している森林については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業により、有害鳥獣による農作物被害の防止策として緩衝帯整備を行っている一部の組織もあります。また、森林環境譲与税を活用した森林の現況把握のための森林整備プランニングマップを令和2年度に作成し、令

和3年度はそのプランニングマップで優先順位を決定した地区の現地調査、及び今後の森林管理についての所有者意向調査を実施し、令和4年度は意向調査に基づき間伐等を実施しています。

○今後の方向性

森林環境譲与税を活用した森林経営管理法による所有者意向調査に基づいた森林整備を進めながら、普及啓発の観点から森林・林業に関する学習・体験活動、育苗・植樹・育樹活動、交流活動などを進められる体制を検討します。

(3)引き続き林業事業体等と連携し、森林整備を積極的に進めるとともに、町の施設の建設には可能な限り木材利用を積極的に進めること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

国の森林整備に対する補助制度を活用し、飯綱町森林整備計画をもとに袖之山地区、柳里地区、地藏久保地区において森林整備(間伐等)を進めています。

町内産木材利用促進については、町内産カラマツを役場第1庁舎並びに第2庁舎の新築及び改築に際して利用されています。

○今後の方向性

町有施設の建築等の際には、町有林の木材をできる限り活用していきます。

令和5年度予算においては、例年同様に森林整備(間伐等)、別荘地景観整備及び支障木伐採に係る予算を計上するとともに、東高原観光地の計画整備事業やライフライン等沿線伐採等を、森林環境譲与税・森林づくり県民税も活用する中で積極的に進めたいと考えています。

また、企業と連携しながら町有林の環境を整備する「森林(もり)の里親制度」について、今後も引き続き実施していきます。

◎ 地球環境の保全

(1)地球温暖化の防止と限りある資源の有効活用を図るため、飯綱町地域新エネルギービジョンの3つの基本方針に従い、積極的に事業を推進すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

飯綱町地域新エネルギービジョンについては、目標年次(令和5年度)の導入目標に向け、新エネルギーの利活用を進めています。

町は、主な事業として、住宅用太陽光発電システムへの設置補助を実施しており、平成27年度から令和3年度までの7年間で、100件、21,782千円の補助を実施しました。

また、バイオマス熱利用として、ペレットストーブへの補助については、平成27年度からの7年間で7件、700千円を補助しています。

公共施設への新エネルギーの導入は、現状で、太陽光発電利用が 4 施設、バイオマス熱利用が 2 施設、雪氷熱利用が 1 施設、地中熱利用が 2 施設、クリーンエネルギー自動車 が 5 台という状況です。また、今後は、芋川用水を活用した小水力発電も計画中です。

電気自動車については、長野地域連携中枢都市圏の圏域市町村と連携して、災害時における給電利用や連携市町村相互の支援体制を構築しました。

また、長野地域連携中枢都市圏事業として、りんご農家と薪ストーブユーザーを結ぶ「りんごの剪定枝・薪ストーブ活用推進事業」について、令和 4 年度より開始しており、令和 4 年 11 月 11 日現在で町内の登録者は、まき希望者が 13 人、まき材料提供者が 5 人となっています。

○今後の方向性

新エネルギーの導入は、CO2 の削減だけでなく、エネルギーの自立による災害に強い地域づくりにもつながります。現状では、飯綱町地域新エネルギービジョンの導入目標に対し、順調に進捗しており、町は、今後も着実に推進していきます。

町は、長野地域連携中枢都市圏の圏域市町村と連携して、再生可能エネルギー等の設備導入を図ります。

また、公共施設への新エネルギー導入については、民間活力の活用を前向きに検討します。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

地域資源を活用し、環境にやさしいまちを目指すため、以前公共施設への木質バイオマス燃料の利用を検討しましたが、導入には至りませんでした。個人等がペレットストーブを設置する際の補助については、5年間で5件補助しています。また、芋川用水を活用した小水力発電設備の建設を計画中であり、他に新たな小水力発電候補地の調査研究を、県の協力のもと実施しています。

○今後の方向性

公共施設の暖房や給湯などのボイラー設備の新設や更新時には、貴重な国産のエネルギー源である木質バイオマスボイラーの導入を検討し、更には現在計画中の小水力発電の早期建設に努めます。

(2)環境の保全

ア 山林を開発し、太陽光発電装置の設置申請が出された場合、飯綱町自然環境保全条例を遵守し、特に土砂崩れ防止の観点からの確な指示を設置申請等に行うこと。

イ 太陽光発電装置の設置に関する条例を早期に制定すること。

【回答】(住民環境課)

○現状・課題

設置申請に対して懸念材料が指摘されています。主なものは、1、土砂流出の危険性。2、景観の悪化。3、自然破壊につがらないか。などの理由で地元の合意が得られないケースも見受けられ、丁寧な住民説明が求められています。

○今後の方向性

令和4年度より申請に係る開発技術チェックをコンサルに依頼し、設置にかかる技術的内容の確認する

予算計上をしており、土砂崩れにならないように申請事務を進めます。

条例については国からの「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体実行計画の区域施策編の策定を求められており、太陽光発電を含む再エネ利用の区域等設定で開発に関する規制につながるため、令和5年度予算へ計画策定の予算を計上したところです。また、町新エネルギービジョンの内容を包含することで再エネ関係にかかる計画等を一本化する方向です。

(3)国が進める 2050 年ゼロカーボン達成に向け、県とも連携し、地球温暖化に強い危機感を持ち、積極的に対応すること。

【回答】(住民環境課)

○現状・課題

2019年12月の県のゼロカーボン宣言に賛同し、温室効果ガス排出抑制に向けた施策を積極的に推進しています。

○今後の方向性

「町地球温暖化対策実行計画区域編」と「飯綱町新エネルギービジョン」を統合して策定し、県とも連携を強めながら事業を推進していきます。

2. 自然と調和した安全で潤いとやすらぎの生活づくり

◎ 道路環境・公共交通の整備

(1)北しなの線の運営について、県や近隣市町村と連携し、これまで以上に町民の利便性を高め、マイカーからの利用転換につながるよう、積極的な利用促進に取り組むこと。

【回答】(企画課)

○現状と課題

町は、北しなの線の運営に関して、県や近隣市町と連携して、しなの鉄道(株)への出資や安全な輸送を確保するための既存設備や車両の更新等の支援のほか、牟礼駅業務の受託等を行っています。

北しなの線については、沿線住民組織、しなの鉄道(株)、交通関係団体、県及び沿線市町により、北しなの線運営協議会を組織して利用促進の取組について連携を図っています。

町は、これまで牟礼駅周辺整備計画に基づき、利便性や歩行者の安全を確保するため、駅前駐車場、歩行者専用通路、駅前ロータリー等のハード整備を実施しました。

また、ソフト面では、高校生の通学定期券の購入補助を実施し、鉄道の利用促進とともに子育て世帯の負担軽減を図っています。

この他、町は、令和4年度にイベント列車の運行を実施、また町内の民間団体により行われた、牟礼駅前夏祭りや牟礼駅舎竣工100周年記念オータムフェスタに協力し、北しなの線のPRを行ってまいりまし

た。

令和3年度の北しなの線の輸送人員は、令和元年度と比較すると、新型コロナウイルス感染症の影響により、定期外が58.6%、通勤定期が85.3%、通学定期が82.9%となっており、定期外利用者の戻りが悪い状況になっています。

○今後の方向性

速達性、定時性という鉄道特有の機能は、他の公共交通では代替できず、北しなの線は、町の活力を維持するためにはなくてはならないインフラです。引き続き利用者目線に立った牟礼駅の利便性向上を図るとともに、北しなの線運営協議会と連携した、利用促進の取り組みを進めていきます。

しなの鉄道(株)はコロナ禍を乗り切る経営改善策の一つとして、令和5年3月18日からダイヤ改正を行い、豊野～妙高高原間の運行本数は10本削減になる予定です。ただし、最も利用者の多い、通勤・通学時間帯のダイヤは大きく変わっておらず、住民への影響は最小限に抑えられるのではないかと考えています。

しなの鉄道(株)の持続可能な経営体制の確立に向け、県、沿線市町が連携し支援していく必要があります。

令和5年度当初予算案に、しなの鉄道利用促進事業イベント経費として700千円、駅業務の委託費として4,849千円、車両更新費用等を補助する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金として18,009千円を計上しています。

(2) 駅を中心とした地域の活性化と鉄道の利用促進、利便性向上を図るため、一般利用者の駐車場を整備し、駅周辺の空き店舗活用の取組を前進させること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

駅を中心とした地域活性化については、これまで、駐車場やロータリー整備をはじめとする駅周辺整備、駅舎の一部改装に併せた飯綱町観光協会事務局の併設など、しなの鉄道の利便性向上と利用促進に努めているところです。

駅周辺の空き店舗活用については、徐々にではありますが、民間による空き店舗の活用が図られています。

○今後の方向性

空き店舗活用についての行政の役割は、民間が空き店舗を活用しやすい環境、創業しやすい環境を整えることだと考えています。

町は空き店舗等活用事業補助金、創業支援補助金などの補助制度の他、事業チャレンジなどの創業に向けての学びの場を設け、民間のプレイヤーが活躍できる環境を整えています。

創業者が空き店舗を活用し、小さくても魅力のある店舗を開くことで、賑わいのある駅前づくりを進めたいと考えています。

令和5年度当初予算案に、いづなフューチャースクール等業務委託費(事業チャレンジ関連)として10,000千円を計上しています。

(3) アイバスの運行を土日、祝日の買い物、通院等に利用できるよう改善すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

平成 19 年に交通空白地域を無くし、誰もがバスで通院、通学ができる、いわゆる公共交通の利用機会の均等を目指して、公共交通を見直したという経緯があります。そのためバス路線の増設、デマンドバスの導入を図る一方で、バス事業費があまりに肥大化しないよう、通学や通院の需要が少ない土日・休日の運行を取りやめた経緯があります。

一方で、観光需要をとらえ地域経済を活性化するため、土日・祝日の牟礼駅からの二次交通として、牟礼駅と町内の拠点を結ぶ、予約型運行の「アイバスコネクト」を令和 2 年度から実証運行し、令和 4 年度からは予約が無くても利用できるよう利便性の向上を図り運行しています。

現在、現行の公共交通の課題を整理したうえで、第 2 期の町地域公共交通計画の策定を進めています。

○今後の方向性

①公共交通が必要な人の移動手段を確保する、②持続的に運行できるよう、運行の効率化を推進する、③公共交通の利用者・協力者を増やすことで、持続性を高める、という 3 つの基本方針を基に町地域公共交通計画を策定しています。

持続的で、かつ住民の要望に応えられる公共交通にするため、予約型デマンドワゴンについて、予約の利便性向上や移動需要に応じた運行日・運行時間・運行台数の最適化を検討します。

令和 5 年度当初予算案に、アイバス運行費として 53,000 千円、アイバスコネクト運行費として 4,000 千円を計上しています。

(4) 地域住民が運行するコミュニティタクシー事業の仕組みを、町が各集落と協議し開始すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

超高齢化社会を迎え、きめ細やかな地域内交通のニーズが高まっていますが、コミュニティバスやデマンドバスなど、従来型の乗合交通だけでは、対応が困難なケースが出てきています。

そのような中で、不特定多数が利用できる公共交通機関に対して、ボランティア等が運行する自家用有償旅客運送は、区域や利用者が限定されますが、公共交通を補完するラストワンマイルの移動手段として、期待されています。

○今後の方向性

地域内の助け合いによる自家用有償旅客運送は、買い物弱者対策や休日の移動など、現在抱える課題の一つの解決策になります。

ただし、この地域内の助け合いによる自家用有償旅客運送の一番の鍵は、地域のみなさんの助け合い意識の醸成と行政、町社会福祉協議会、地域との連携だと考えています。

町としては、まずは、公共交通の最適化を進めながら、利便性を高め、その上で不足する部分を、地域の助け合いによる自家用有償旅客運送の研究を進めていきたいと考えています。

令和 5 年度当初予算案に、新しい公共交通を検討する公共交通支援業務委託料として 1,600 千円を計上しています。

◎ 生活の安全

(1) 災害時における地域ごとの安否確認、避難体制の構築、災害時要援護者台帳の整備を進め、個別の避難計画を早急に整備し、町民の意識強化に努めること。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

災害時要支援者台帳の整備については、システムを活用して情報の整備を行っており、民生児童委員の日頃の活動として常時登録・修正を行っています。登録者には関係支援団体(消防署・消防団・行政区・自主防災組織等)への情報提供に同意をいただき、日頃の見守りや災害時等の情報の伝達や避難誘導支援ができる体制を整えています。

また、社会福祉協議会において、「地域支え合いマップ」の見直しを各地区で進めています。

○今後の方向性

町では、防災担当と福祉係、また、社会福祉協議会の連携を密にし、要支援者に関する情報をシステム化し適時に共有するとともに、これに基づき定期的に名簿を更新するよう努めていきます。また、個別の避難計画の作成については、優先度が高い対象者から検出し、ケアマネを通して計画策定に取組み、令和 5 年度の作成完了を目指す。

また、感染症予防にも配慮した避難所運営マニュアルや福祉避難所運営マニュアルを活用した避難訓練を行い、各地区の防災訓練では地域支えあいマップを活用した避難訓練に活用できるよう取り組んでいき、町民の防災意識強化に努めます。

(2) 防災計画に基づき、多発する自然災害に備え、県と連携して災害危険箇所の総点検を行い、事前対策を強めるとともに具体策を講ずること。また、既存建築物の耐震診断、耐震補強等を促進する施策を引き続き積極的に実施すること。

【回答】(総務課)

○現状・課題

平成 29・30 年度において、新たに県が指定した土砂災害警戒区域等を反映させ「飯綱町ハザードマップ(土砂災害洪水避難地図)」の更新を行い全戸に配布しました。

また、令和4年度において、新たに県が管理する河川(飯綱町対象:八蛇川、滝沢川、斑尾川)の想定最大規模の洪水浸水想定区域図が公表になったことから、浸水想定区域等を反映した「飯綱町ハザードマップ」を改訂し、令和5年3月に全戸配布、ホームページの更新に向け現在事業を進めております。

ハザードマップは、自然災害が発生した際に予測される被害の大きさと、被害が及ぶ範囲や避難所の場所を地図に記載されたものとなっており、いざとなったときの重要な情報として住民に浸透させることが地域防災力の強化に繋がるものとして配布しています。

○今後の方向性

県や住民の協力を得ながら危険箇所の点検を進めています。今後は地域での危険箇所情報の共有や、住民の気象情報等の自主的な収集、早めの自主避難など災害に対する備えの取り組みとして、マイタイムライン(個人)及び地区防災計画(区組)の普及推進に向け、意識の醸成を図ってまいります。

【回答】(産業観光課)

重点ため池ハザードマップ

○現状・課題

異常気象や地震等によりため池が決壊し、家屋や公共施設に被害を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池は、飯綱町内に5ヶ所と信濃町にある飯綱町等が管理者のため池2ヶ所の合計7ヶ所が指定されており、そのうち東柏原清水地籍のため池を除く6ヶ所については、令和2年度末までに想定される「浸水範囲」「浸水深」「到達時間」の災害情報と避難場所の位置等を掲載したハザードマップを整備しました。また、長野県ため池監視システムを霊仙寺湖、霊仙寺(2)ため池及び西ノ入ため池に設置し、誰でもインターネット環境があれば見られる体制が整えられました。

このほかに、令和4年度は重点ため池の芋川ため池については、地震耐性評価のためのボーリング調査等を令和4年度(令和3年度繰越事業)に実施しました。

○今後の方向性

作成したハザードマップについて、迅速な避難の際のツールとして利用いただけるよう関係地区に周知するとともに、防災訓練等でも再確認していただき、防災意識の向上に役立ててまいります。また、重点ため池の地震耐性評価調査については、法の有効期間内である令和12年度までに実施完了するよう努めます。

(3) 地球温暖化に伴い、自然災害が恒常的に発生することが考えられる。特に、豪雪、豪雨、干ばつ、洪水、高温等の防災対策を早急に講ずること。

【回答】(総務課)

○現状・課題

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生しています。令和元年の台風19号では長野市を含め県下各地に大きな災害の爪痕を残しました。町内においても一部家屋の破損や広範囲にわたる停電、農業関係などに大きな影響を与えました。

災害が発生した場合において、被害を最小限にするための体制整備や指定避難所の設営や運営については、さらに検討していく必要があります。

○今後の方向性

危機管理に対応するためには、情報を収集し、収集した情報の整理・分析の結果、対策を決定し、住民への迅速な情報発信に努める必要があります。

また、平時からの災害を想定した情報の収集と分析、避難情報等の発令判断などの訓練が重要です。本年度は、飯綱町地域防災計画の修正業務にあたり、災害対策基本法の改正もあり、「避難情報の判断基準及び伝達マニュアル」の見直しを行いました。今後は、この判断基準及び伝達マニュアルを基に訓練を実施していくように考えています。

地震や土砂災害はもとより、豪雪、豪雨、干ばつ、洪水、高温などにおいても、役場の関係部署や関係機関と綿密に連携してまいります。

◎ 上下水道の整備

水道事業は、町民のライフラインを保障することから最重点事業として力を注ぐ必要がある。給水人口、給水収益が減少するなかで、水道事業が安定して運営できるよう、長期的な視点に立った施設の更新、整備を進めるほか、有収率の向上など効率的な事業運営に努めること。また、水道会計を一本化し、将来を見据えた適正な水道料金、安全で美味しい水の供給に向けての対策を早期に講ずること。

【回答】(建設水道課)

○現況・課題

飯綱町の水道は、昭和37年に牟礼地区、昭和48年に三水地区で給水を開始して以来、生活に欠くことのできない美味しい水を安全かつ安定的に供給しています。現在の給水区域は、私営水道区域を除く町内ほぼ全域で、水道普及率は99.23%です。

平成17年の合併時から人口は減少し続けており、節水型機器の普及と併せて水需要は年々減少傾向にあります。

また、施設面からみると有形固定資産減価償却率は50%を超え、管路経年化率も30%を超える状況にあり、町政の発展や生活水準の向上、高度経済成長期による水需要に対応するために集中的に建設した水道施設は更新時期を迎えています。下水道事業の際に布設替した水道管も一部箇所では法定耐用年数の半分以上を経過しており、今後は老朽化した施設の更新投資の増加が見込まれるところですが、合併に当たり水道料金は据え置かれ、その後の料金統一では基本料金に含まれる給水量を増やしているため実質値下げしており、料金収入を財源とした施設の更新は困難な状況です。

○今後の方向性

合併から16年が経過しましたが、未だ旧村単位の水道事業認可による事業運営を行っています。効率的な事業運営には水道事業の統合による経費の削減が必要と考えております。

また、より安全で美味しい水の供給に向けて、水源の河川水から深井戸への移行を念頭に令和3年度から水道事業の一本化に向けた基本計画の策定に着手しております。今後、町水道ビジョン(目指すべき方向性と実現のための方策)及びアセットマネジメント(施設現況、更新予測、財政予測)等を活用した飯綱町水道事業基本計画を定め、令和5年度中に飯綱町水道事業として統合事業認可を得たいと考えております。

安全で美味しい水の供給に向けた新施設の建設投資及び経営の維持費用並びに老朽化した水道施設の更新投資にかかる財源として、水道料金の改定は避けられない状況となっています。今後の景気や社会情勢などを踏まえ現状を把握し、問題を精査して水道料金改定の必要性について議会及び水道事業運営審議会でご理解いただき、事業を進めてまいりたいと考えております。

◎環境衛生の整備

(1)ゼロ・ウェイスト宣言をし、ごみを出さない環境づくりを進めること。

【回答】(住民環境課)

○現状・課題

令和2年度の実績として1人1日あたりのごみ排出量が602g(県下28位)、リサイクル率は28.1%となっています。なお、「第二次飯綱町ごみ減量化計画(いいつなG35プラン)」では、計画中間年度となる令和4年度の目標値として、1人1日あたりのごみ排出量を447.7g、リサイクル率を27%と定めて、現在、ごみ減量化の取り組みを進めています。

○今後の方向性

ごみの減量に取り組むためには、住民・事業者・行政のごみ減量に対する意識を共有するとともにくらしや事業活動の中で、発生抑制(リデュース:Reduce)・再利用(リユース:Reuse)・再生利用(リサイクル:Recycle)という考え方にに基づき実行することが大切です。

「第二次飯綱町ごみ減量化計画(いいつなG35プラン)」(計画期間:令和2年度～令和6年度)などに基づき、広報誌等による周知、啓発や地区衛生組合長や消費者の会などと連携し出前講座等を開催することにより、ごみの減量や資源化に対する住民意識の醸成を図るとともに、生ごみの処理機器等購入費や各種団体が行う資源ごみ集団回収事業への補助事業を継続実施するなど、ごみ減量のための取組の推進に努めます。

(2)生ごみ処理機器購入補助制度の周知に力を入れ継続実施すること。また、生ごみ処理機を飯綱病院、共同調理場、保育園などの公共施設に導入すること。

【回答】(住民環境課)

○現状・課題

町ごみ減量化計画に基づき、平成27年度から家庭用生ごみ処理機器の購入費に対する補助を実施しており、生ごみ処理機の補助件数は令和5年1月末現在で累計159台(令和4年度は9台)、生ごみ処理容器の補助件数は令和5年1月末現在で累計295台(令和4年度は25台)となっております。申請件数は制度開始以降年々減少していましたが令和4年度は前年度より増加となりました。

○今後の方向性

家庭用生ごみ処理機器購入費補助はごみの減量化対策として有効であり、引き続き予算を拡充して実施するとともに、制度の周知については広報誌等に加え電子媒体等を活用して広く周知を行い、生ごみの自家処理の促進に一層努めていきます。

また、公共施設等への生ごみ処理機等の導入は、各施設の生ごみの排出量等や設置環境、費用対効果、生ごみ等を出さない方策等を総合的に勘案する中で検討してまいります。

	補助内容	R4当初予算	R5当初予算
生ごみ処理機	購入費の2分の1 (3万円を限度)	150千円 (30千円×5台分)	240千円 (30千円×8台分)

生ごみ処理容器 (ぼかし容器・コンポスト容器)	購入費の2分の1 (3千円を限度)	60千円 (3千円×20台分)	90千円 (30千円×30台分)
----------------------------	----------------------	--------------------	---------------------

(3)住民に食品ロスへの理解を図りながら、一步進めた可燃ごみの減量化促進すること。

【回答】(住民環境課)

○現状・課題

「3010運動」の浸透もあり、地域での集会や飲食店での食べ残し削減への取組もされ、意識的に改善の方向に向かっていると推察しています。

○今後の方向性

「3010運動」や「エシカル消費」など、食品ロス削減のための取り組みについて、引き続き広報誌等を通じて啓発を行い、さらなる理解の浸透と削減を目指していきます。

また、町内一斉清掃などの環境イベントに合わせて、町ボランティア協議会等の主催によるフードドライブを開催し、食の確保に困っている方の支援に併せて食品ロスの削減と意識啓発を図ります。

(4)3R(リデュース、リユース、リサイクル)を確実に進めるための施策を推し進めること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

令和4年度からZQ(ずく)は、商店街の活性化やコミュニティの向上だけでなく、学用品リユースの拠点として運営しています。

学用品リユースの品数をいかに増やしていくかが、重要であると考えています。

○今後の方向性

SDGsの考え方を活用し、町と町内団体が協働で、環境、経済、社会の複数の観点からZQの事業を展開していきます。

令和5年度当初予算案に、ZQ関連費用として約3,200千円を計上しています。

【回答】(住民環境課)

○現状・課題

住民の3R意識の高揚や3R活動の促進を目的に、小学校PTAや育成会等が行う資源ごみの集団回収について、補助事業を継続実施しています。

また、可燃ごみの減量化とリユースを図るために年2回の古着回収事業を実施しています。

○今後の方向性

既存事業を継続して実施するとともに、3Rの必要性や具体的方策等について広報誌等を通じて周知を図ってまいります。

小型家電のリサイクル事業については、昨年、役場敷地内に小型家電ステーションを新たに設置し、役場業務日において回収できるようにするなど、リサイクル回収がしやすい体制を整備し、事業の推進を図

っています。

また、保育園、小中学校、町内各種団体等における3R 推進のための取り組みなどについて、飯綱町環境教育等推進協議会等において連絡調整や情報共有を行い、取組推進のための協議を行うほか、取組内容を「環境レポート」としてまとめ、広く一般に公表することにより3R への理解や取組の拡がりが増えるよう周知してまいります。

(5) プラスチックごみ削減のため、啓発に努めること。

【回答】(住民環境課)

○現状・課題

令和2年7月にレジ袋有料化が始まったことで、マイバッグ持参が定着してくるなどの効果が表れています。またプラスチックごみ削減に向けた「プラスチック資源循環法」が令和4年4月から施行されましたが、当町では「プラスチック容器包装」「その他プラ」の分別収集や再商品化を以前より実施しており、住民のプラスチックに対するリサイクル意識は他の市町村に比べ高いと考えられます。今後、法律の施行により製造・販売事業者及び排出事業者等における自主回収や再資源化が促進されることによって、ごみの減量にどのような影響や効果が表れるのか検証してまいります。

○今後の方向性

県の「信州プラスチックスマート運動」にも協力する中で、出前講座や広報誌への記事の掲載など、あらゆる機会を通じてプラスチックごみ削減に対する住民の理解を深めていきます。

3. 地域の資源と特性を生かした活力ある産業づくり

◎ 農業の振興

(1) 農業従事者の高齢化等により援農の需要が高まっていることから、助っ人クラブと飯綱町人材センター等の機能統合など援農支援の充実を図ること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

農業者の高齢化等に伴う労働力不足が課題となっていることから、援農機能の充実と多様な労働力の確保に向け、助っ人クラブと飯綱町人材センター等の機能統合の検討、農福連携事業の実証実験、都市部等の人材活用による援農の仕組みづくりなど、様々な取組を実施しています。

○今後の方向性

援農機能の強化を図るため、助っ人クラブと飯綱町人材センターの機能統合について早急に調整を進めます。また、機能統合により多様な労働力を確保していくための体制整備として、農福連携や関係人口等を活用した援農機能の仕組みづくりを引き続き進めるとともに、農作業体験等を通じた学生や企業等の人材活用等についても試験的に取り組むなど、幅広く人材を活用していく方策を講じていきます。

(2) 荒廃地対策、農業所得増加対策として、地域奨励作物について品目を拡大すること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

現状は、機械化による大規模経営が可能で、荒廃地対策としても効果的な蕎麦、大豆、小麦を奨励作物としており、令和3年度から蕎麦の交付単価を増額しています。

また、地域振興作物として、蕎麦、大豆、アスパラガス、加工用トマト等を重点作物として推進しているところですが、令和3年度から開講している「野菜塾」等を通じて、町の環境等に適した有機野菜や郷土野菜の生産振興を図るなど、栽培作物の拡大に向けた取り組みを推進しています。

○今後の方向性

地域奨励作物については、国の水田活用支払交付金制度の動向等も注視する中で、荒廃地対策として有効な作物や作業の省力化・高収益につながる作物等への転換の研究を引き続き進めながら、併せて品目の拡大等について検討を進めます。

(3) 有害鳥獣被害が深刻になっていることから、引き続き被害農家や猟友会が、地域と一体となって鳥獣被害防止活動に取り組むこと。また、電気柵設置の普及促進、水路横断用コンクリート侵入防止グレーチングの設置及び伐採等による緩衝帯の整備を図ること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

近年、有害鳥獣の出没が増加し、農作物も多くの被害を受けています。有効な対策である個体数調整には猟友会の協力が必要不可欠であるため、今後もできる限りの支援をしていきます。また、罟の狩猟免許資格取得や狩猟者登録の補助をして狩猟者の確保を図っています。

課題として、イノシシは、豚熱の感染により個体数が減ってきていると考えられてはいますが、潜在的繁殖力が強く、イノシシの農業被害は減少に転じていません。実態として電気柵設置補助金についても農作物被害の増加と共に申請件数が増加している現状です。広域的な侵入防止柵については、奈良本地区において令和元年度から設置を行い、令和4年度の設置により計画箇所が完了しました。

伐採等による緩衝帯の整備については、倉井地区において令和4年度も実施しました。

○今後の方向性

有害鳥獣への対策は、①捕殺により有害鳥獣を減らすこと、②防止柵の設置などにより有害鳥獣を畑に入れさせないこと、③里山の整備や緩衝帯の設置などにより有害鳥獣が山から出てこないようにすること、④落下果実、廃棄果実の処分を適切に行い、有害鳥獣に対して餌付けにならない様、官民が一体となり総合的に実施することが必要です。

個体数の調整については、猟友会に協力いただき有害鳥獣の捕獲を今後も引き続き実施します。畑への侵入防止については、令和5年度予算において電気柵設置補助金 180 万円、鳥害等防止対策補助金 30 万円を、緩衝帯整備については横手地区を対象に 140 万円計上しています。

また、水路横断用コンクリート侵入防止グレーチングの設置については、通常のグレーチング等に比べ大幅に設置費用が掛かり、受益者負担も増加することから、地元と協議する中で広域的な侵入防止柵

の設置と併せて検討してまいります。

(4) ふるさとの原風景維持のためにも、中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金は、今後も継続すること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

中山間地域等直接支払事業は、令和 2 年度から第 5 期対策が始まり、現在、町内 22 地区において取り組み活動を実施しています。また、多面的機能支払交付金事業については、町内 14 地区において農用地の保全等の活動をしています。

両事業とも農地の持つ多面的機能の保全のみならず、地域コミュニティや集落機能の維持・活性化にも大きく貢献していますが、交付金の効果的な活用や若い世代の担い手育成が課題となっています。

○今後の方向性

「中山間地域等直接支払事業」・「多面的機能支払交付金事業」については、農業生産活動の維持・継続の側面のみならず、集落機能の強化・活性化の観点からも重要な施策であることから、両交付金事業については今後も継続・強化していくとともに、各集落の課題に応じた活動を展開するためのサポート体制を図ることで、農村資源の保全と良好で自然豊かな農村環境の維持に努めます。

(5) 農地中間管理機構を積極的に活用して農地の流動化と集積を進め、就農者の拡大を図ること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和 7 年 3 月までに将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定し、利用権設定による農地の流動化・集約化は、令和 7 年 4 月から農地中間管理機構を介した貸借へと一本化されることとなります。

したがって、農地中間管理機構を活用した農地の集積等による農地利用の最適化を、より実効的なものとし、就農者や担い手の拡大を図っていくためにも、「地域計画」の策定とその実行に向けた今後の取り組みが重要になります。

○今後の方向性

農地利用の最適化を進めるための「地域計画」の策定と実行に向け、令和 5 年度から農地利用の意向調査と担い手・関係者等による話し合いを進め、将来の農地の集積・集約化の方向性をまとめていくこととしています。

また、その過程において、中心的担い手や多様な就農者等が農地の引き受けと最適な農地利用が図れるよう、農地集積を促進する体制や環境づくりを進めるなど、より具体的且つ実効的な耕作地形成に向けた取り組みを推進します。

(6) 農業の担い手確保のため、新規就農者向けの住宅の家賃補助、農業機械購入補助事業等の拡大と充実及び倉庫等建築補助事業を創設すること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

令和4年度から新規就農者育成対策事業として国の補助制度が拡充されており、同事業により経営開始資金や機械購入補助金等が交付されていますので、基本的には国の支援策を中心に新規就農者支援を実施しています。また、新規就農者住宅の整備や農業研修生住宅費補助、農業後継者就農支援金など、町独自の担い手確保策も多角的に展開しているところです。

認定農業者を対象とする町単独の農業機械購入補助については、活用者が年々増加傾向にあり、購入農業機械等のニーズの多様化も進んでいることから、補助制度の拡充や新たな補助事業の導入等についても検討が必要と考えています。

また、倉庫等の農業用施設については、農業以外に使用可能な汎用性の高い倉庫施設を除き、現在の元気な農業者育成事業の補助金対象となっています。

○今後の方向性

新規就農者向けの支援として国の補助事業も拡充されていることから、住宅家賃補助の創設については現在予定していませんが、飯綱町での就農インセンティブを高めていくための町独自の支援策等について、引き続き様々な視点から検討していきます。

また、農業機械購入事業等については、農業者の多様なニーズにあわせ、交付基準等の拡充等について検討を進めます。なお、令和5年度から、新たな補助事業としてアシストスーツの購入費補助を新設する予定です。

また、倉庫等の建築補助については、現行の補助制度で対応が可能なことから、現時点で新たに補助制度を創設する予定はありません。

(7) 町有林の利活用について研究し、都市との交流促進や産業づくりに生かすこと。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

現在、霊仙寺湖周辺の町有林(桂山、霊仙寺湖遊歩道等)において、長野トヨタ自動車(株)、新光電気工業(株)・新光電気労働組合、ホクシンハウス(株)とともに「森林(もり)の里親促進事業」による森林整備支援活動を行っています。毎年各社から支援金をいただき、下草刈り、地拵え作業等を町と協働で実施しています。

○今後の方向性

森林(もり)の里親促進事業は、森林整備の促進、企業と町との交流、観光誘客の促進等様々なメリットが考えられます。今後も、森林の里親促進事業を軸に、森林を活用した交流事業を進めます。更に森林環境譲与税を活用し、都市との交流の場になり得るような環境整備の検討をしてまいります。

(8) 農作業中の事故が危惧されることから、作業の安全、省力化に向けた取組を早急に実施すること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

水田等の畦畔草刈り作業や傾斜面樹園地等での農作業等は、高齢農業者だけでなく、全ての農作業従事者にとって危険性を伴う重労働であることから、安全対策に重点を置いた圃場・農道等の農作業環境の基盤整備や安全対策に資する新技術の活用等に向けた取り組みを進めています。

○今後の方向性

農作業の安全対策に向けた啓発・広報等を引き続き強化していくとともに、スマート農業による省力化、ロボット農機など安全対策に資する新技術の活用・導入等についての検討や取り組みを引き続き積極的に進めていきます。

また、R4年度から実証実験を実施している、IoT技術を活用した省略化の取り組みを本格的に加速させるとともに、スマート農業の導入や作業環境等の整備対策についても、より具体的な方策を講じていく計画です。

(9)りんご、桃などの果樹栽培面積は減少の一途をたどっている。後継者育成、農地再生、家族経営農家への支援(農機具助成など)、産地振興など本格的な再生プロジェクト事業を展開すること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

果樹栽培面積・生産量ともに減少傾向にあり、果樹産地としての再生と更なる振興は大きな課題となっています。果樹産地としての再形成に向けては、生産基盤の支援強化(後継者確保・育成、生産環境支援・整備等)、ブランド力の強化による高収益化や販売力の向上など、多角的に施策を展開していくことが重要であり、生産・商品化・販売の各段階において、様々な支援策を講じています。

○今後の方向性

産地形成・再生に向けては、新技術や新品種導入などによる収量向上と優良で高品質な農産物の安定生産が重要となることから、国の補助事業を活用した生産基盤整備事業等を導入し、農地再生による樹園地転換や団地形成等を図っていく計画です。

また、担い手の確保に向けては、中心的農家だけでなく小規模農業者等も含め、経営規模に応じた多様な支援施策を検討・実施していくとともに、ブランディングやプロモーション強化等による販売力の向上、アップサイクルによる加工特産品開発等の取組等の強化などにより、農業者の収益向上を進めていきます。

また、今後も農業者が確実に減少していくことが予測される中で、労働生産性を高めることが必要なことから、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業による省力化・コスト軽減の取組を引き続き推進していきます。

(10)道路、農地及びこれら周辺の障害樹、雑草対策を進めること。

【回答】(建設水道課)

○現状・課題

町道等の支障木伐採については、道路パトロールや住民からの通報等により随時対応しています。ま

た、幹線道路を中心に草刈り業務を計画的に業者委託や直営作業により実施しております。町道全ての路線を網羅することは難しいことが課題です。

○今後の方向性

支障木伐採や町道草刈りについては、道路パトロール等を強化し、事象の把握に努め、適時対応してまいります。また、区・組等団体による町道の草刈り等整備活動を行った場合、町の補助金として「道路愛護活動補助金」も積極的に活用していただき、住民の協力も促してまいります。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

農地(民有地)の支障木については、飯綱町支障木伐採補助金交付要綱により対応しています。(補助率1/2、補助上限額10万円)また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用した共同活動により、農地周りの道路や水路の維持管理を地域ぐるみで実施しています。

○今後の方向性

支障木伐採補助金については予算を確保し、支障木の伐採の促進に努めます。また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業の対象地域の拡大を推進し、集落における農地並びに農業用施設の維持管理の継続実施を図っていきます。

(11)今後の農業の支援策には「ふるさと振興公社」が欠かせないため、今後の事業拡充を目指すこと。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

ふるさと振興公社の経営改革及び事業拡充等は重要な課題であり、とりわけ荒廃地対策や担い手育成等の農家支援・生産振興部門において、改めてその真価を発揮していくことが求められています。こうしたことから、ふるさと振興公社の農業振興部門における体制の再構築を進めるとともに、事業拡充の中核として「地域商社機能」の確立と新規事業等の遂行力強化に向けた取り組みを進めているところです。

○今後の方向性

これまでの取り組みの中で、ふるさと振興公社の生産・加工・販売・体験交流等の各事業部門の事業領域は拡大していますが、ふるさと振興公社が農家支援や生産振興分野において、更に事業拡充を図っていくためには、人材の確保と経営基盤の安定化が欠かせないことから、人材育成と経営改善等の支援や、自立した事業の柱としての「地域商社機能」の確立に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、生産者や関係事業者との連携強化と体制づくりを促進します。

(12)半農半 X により農業に関わる人口増加を目指し、家族農業、小規模農家への支援拡充をすること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

小規模農家等を対象とする「野菜塾」や小規模農業ハウス施設の設置補助等を実施している他、令

和 5 年度からは学校給食への供給・直売所等での付加価値化販売に向けた「有機農産物」の試験生産・勉強会の実施やアシストスーツの購入補助等を予定しており、農業に携わる人口の裾野を広げていくための取り組みや小規模農業者等の支援を幅広く進めています。

○今後の方向性

町としても、小規模農業や半農半Xなど多様な農業経営体を農業の大切な担い手と捉えており、その育成・支援策については、引き続きソフト事業を中心に積極的に展開・拡充していく計画です。

また、国でも多様な形で農業に関わる者への支援策を講じ始めていることから、国の動向も注視しながら多様な農業者を実質的な農業の担い手と位置付ける中で、様々な農業者に対する、生産から販売までの多角的な支援方策の拡充について検討します。

(13) 遊休荒廃地の拡大を防止し、農地の再生を含めた農地、農道、水路の保全に努めること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

農業者の高齢化や担い手不足等により、遊休荒廃地は微増傾向にありますが、令和 3 年度に創設した「荒廃農地利活用促進交付金」や農地の流動化促進の取り組み等により、遊休荒廃地の拡大防止を図っています。

また、農地、農道、水路の保全については、現在各地域において中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用する中で、その維持管理等を実施しており、これら交付金をより効果的に活用していくことで、農地等の保全に努めています。

○今後の方向性

「荒廃農地利活用促進交付金」の積極活用や農地の流動化促進等を引き続き強化・推進するとともに、担い手育成や援農強化等の取り組みを総合的に展開することで、遊休荒廃地の拡大防止に努めていきます。

また、農道、水路の保全については、現状の地域の共同作業による維持管理の実施を推進しつつ、各地区の要望による大規模改修が必要なものは、今後も緊急性などを見極めながら実施していきます。

◎ 観光の振興

(1) 都市住民との交流事業を多様な角度から検討し、農家民泊受け入れ事業をバックアップするなど、実効性のある施策を推進すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

令和4年度は、ワーケーションの研究、実証実験を実施しました。首都圏からの距離や都市交流の素材という点は当町の強みですが、町内の移動手段や町の知名度という点がネックになっています。

○今後の方向性

新しい働き方や新たな観光振興の一つとして「リゾートテレワーク」が注目されています。

このように、単なる交流だけではなく、当町の資源を活用し、交流を通して地域の産業など、様々な分野

に好影響を及ぼすような事業を研究していきます。

また、都市部企業の社員が地域住民との交流を通して、地域課題の解決を共に考えるような交流についても支援していきます。

この他、いろいろなコネクトを拠点に、都市住民との多様な交流事業を展開するとともに、農家民泊と他分野のプログラム等を組み合わせた、新たなツーリズムコンテンツ等を開発するなど、実効性の高い施策を推進します。

令和5年度当初予算案において、ワーケーションの実証実験費用として、約1,200千円を計上しています。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

令和4年度は、大学や企業等のフィールドワークと農業体験を組み合わせた交流事業の実証等を実施した他、都市部高校文化祭でのオンライン農産物販売等の実施など、飯綱町のファンや関係人口を創出していくための、農家民泊事業と連携した都市交流事業に幅広く取り組みました。

農家民泊を通じた体験交流等のニーズが高まっていますが、ニーズに十分に対応しきれない面もあることから、多様な都市交流事業を展開していく上では、農家民泊等の受入農家の確保と体制づくりが課題となっています。

○今後の方向性

都市住民との交流事業は、産業観光分野のみならず、全分野横断的に取り組むことで一層の効果が期待されることから、引き続き多様な分野・領域の事業と組み合わせた都市交流事業を進めます。

また、恒常的に実効性のある都市交流事業を展開していくために、二拠点居住や農業体験とワーケーションを組み合わせた「農ケーション」等の仕組づくりを積極的に促進するとともに、食・加工・自然体験等のプログラムを組み合わせたツーリズム事業との連携などにより、付加価値化や訴求力を高めた都市交流事業を展開していく計画です。

(2) 信越高原連絡協議会に、しなの鉄道などの民間事業者を加えた新たな広域観光組織(「北しなの線沿線振興協議会(仮称)」)を設立し、長野市、妙高市、飯山市、信濃町、飯綱町の5市町の官民が協働で、北しなの線を利用した広域観光事業を実施すること。

【回答】(産業観光課)

○現状・課題

信越高原連絡協議会においては、行政だけでなく各市町の観光協会が加わり、官民で広域観光を進めています。

また、平成27年度から官民で構成する「しなの鉄道沿線観光協議会」に加入し、しなの鉄道沿線の観光振興に努めております。

○今後の方向性

信越高原連絡協議会を構成する4市町の観光振興にとって「北しなの線」は非常に重要であることから、しなの鉄道沿線観光協議会と連携した観光振興事業の取組みを研究していきます。

なお、令和 5 年度予算において、信越高原連絡協議会の負担金として 145 万円を計上しています。また、当町が事務局を務めることから、構成市町との連携をより一層深め、エリア内への誘客、周遊、滞在を促進していきます。

(3) 観光サポーター制度の充実、拡大を図り、民間の力を積極的に活用し、町として特徴のあるPRを行うこと。

【回答】(産業観光課)

○現状と課題

観光サポーターは現在 11 名の方に委嘱しており、飯綱町の魅力、観光情報、農産物情報等を発信していただいています。サポーターは最近増加の傾向にあり、今後の展開に向けた研究が必要です。

りんご学校を続けて 5 年が経過し、新たなサポーターの委嘱はしていないものの自ら申し込みをされるケースもみられ、首都圏などにおいて飯綱町の PR に協力いただいています。

○今後の方向性

観光サポーターのみならず、りんご学校の受講生など都市部で町を応援、宣伝してくれる「関係人口」の増加を今後も目指してまいります。

併せて、新たな町のファンを獲得するためのSNSを用いた情報発信も引き続き研究していきます。

4. 健やかで心のかよう生きがいがづくり

◎ 心と体の健康づくり

(1) 特定健診受診率、特定保健指導実施率が町の目標値に達することができるよう努力し、生活習慣病予防と健康長寿の町づくりを進めること。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

特定健診は令和 3 年度以降、コロナ前と同様に集団健診と個別健診の二つの受診方法で健診を実施しています。

令和 3 年度健診受診率は 42.9%で前年度より 11%程上昇しましたが、コロナ前の受診率には戻っておらず、町の目標値にも達していません。令和 4 年度からは集団健診を飯綱病院に委託し、健診未受診者には病院の保健師からも電話入れを行う他、健康推進係では未受診者約 300 名を対象に訪問による受診勧奨を実施しました。

また、令和 3 年度特定保健指導実施率は 57.8%でした。目標値の 60%には達していません。毎年対象となる方の受け入れが、困難になっている現状があります。

○今後の方向性

特定健診未受診者、特定保健指導未実施者対策については、通知、訪問、面談等個別アプローチの

内容を振り返り改善していくほか、全体への周知等ポピュレーションアプローチにも力を入れていきたいと考えます。

(2)「健康づくり宣言」を尊重し、健康体操の普及推進など、住民自らが健康づくりに励むことができるよう更に啓発をすること。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

町民の健康の保持増進を目的にがん検診等の各種検診や健康教室、相談事業を実施しています。がん検診は令和3年度の受診率を国の現状(令和元年度)と比較すると胃、大腸、肺がん検診は受診率が低く、子宮、乳がん検診は高い現状です。子宮、乳がん検診においては、総合健診と同日受診への配慮、休日検診の実施無料クーポン券の発行などの対策を実施しています。また、健康診断後の結果について個別相談を実施し、個人の状況に併せて食事や身体活動の情報提供を行う他、運動教室の開催や活動量計を活用したイベントを実施しており、いずれも予定人数に近い参加者数が得られています。また、活動量計の通年販売を開始し購入者の利便性を向上しました。

○今後の方向性

がん検診等各種検診については、受診機会の見直しや周知方法等、引き続き受診率向上のための対策を検討していきます。一部のがん検診の申込みにインターネットを活用し、申込みのしやすさの向上に取り組みます。また、食事や身体活動については個別支援を継続する他、広報や町ホームページ等により情報を発信するとともに、住民の取り組みを支援するため、健康教室の開催、活動量計購入機会の提供を行っていきます。

◎ 医療拠点の整備

地域医療を支える飯綱病院においては、医師、看護師、薬剤師を確保し、更なる医療体制の構築に努めること。

【回答】(飯綱病院)

○現状と課題

医療従事者の確保は非常に困難を極めている状況です。医師を始めとした医療従事者の確保を進め、医療体制を構築してまいります。

○今後の方向性

在職職員の負担を軽減して、安全で良質な医療提供ができるよう医療従事者の確保に取り組んでまいります。

◎ 高齢者・障がい者福祉の充実

(1)認知症高齢者対策の一つとして、地域での見守り体制を充実させること。

【回答】(保健福祉課)

○現状と課題

認知症の早期発見、早期対応のための認知症初期集中支援チームを設置しています。

より詳しく相談を受けたい方向けには認知症専門相談会も開催しており、相談口の範囲を広げています。

認知症相談へのアクセスと知識普及のため認知症ガイドを作成しています。

認知行動の気にかかるケースなど隔月で開催し、フォロー等支援に繋がっています。認知症行方不明者が出た際の情報発信の仕組みである「ささえ愛ネットワーク」を、「飯綱町メール配信サービス・防犯情報」に統合し、認知症行方不明者の情報をより多くの方に知ってもらい、早期発見につなげる体制としています。また、社協が主催のオレンジカフェでは、オレンジパートナーが中心になって、月 1 回開催され好評を得ており、認知症の方やその家族、地域の方々との交流により社会参加の場ともなっています。

また、地域の連携による支援体制として認知症SOSネットワークを引き続き整備し、認知症の方や家族が安心して暮らせるよう同ネットワーク登録者に対しては、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業も付帯して体制整備を行っています。

令和 4 年度は「認知症サポーターのいるお店事業」（認知症を正しく理解し、認知症の人及びその家族に対し温かく支援する意識を持った店舗、事業所、施設等を認知症サポーターのいる店として登録し、町が公表することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的としている）を新たに取り組みました。現在 15 事業所の登録があります。

令和 5 年 2 月にはチームオレンジの発足を予定しています。これは、認知症サポーターによる支援者を繋ぐことで地域づくりとする仕組みで、これを推進します。

○今後の方向性

防災防犯メールサービス会員の登録推進と、認知症初期集中支援チームの役割については、住民や関係者に周知するための取組みや、分館を対象とした学習機会の提供を図り、認知症に対する理解を深める取組みを行います。認知症の方やご家族、地域の方や専門家が気楽に集い、お茶を飲みながら語り、交流を楽しんだり、くつろいだりする場所であるオレンジカフェの充実を進めたい。

総合事業の通所型サービスBにおいても認知症に関する知識の普及を進め、地域で支え合いや見守りが行えるようサポートもします。

認知症サポーターのいるお店事業も開始したので、認知症に関する知識を持ったサポーターの養成を、引き続き推進してまいります。

(2) 車などの移動手段を持たない高齢者を中心に生じている「買い物弱者」対策について、事業者等と連携して取り組むこと。なお、現行の福祉有償運送サービスを積極的に周知すること。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

公共交通機関を利用することが困難な車イス利用者等の高齢者及び障がい者の外出の利便を図るために、福祉有償運送事業を行っています。また、企画課では、i(アイ)バスによるデマンド交通により、高齢者等が買い物や病院に快適に行けるよう戸口から戸口への送迎を行っています。

また、70 歳以上の方が利用できるICバスカード「lizuna であるきバスカード」で I バスも利用できるよう利便性を図るとともに、長野市への移動の利便性と経済的負担の軽減も図っています。

○今後の方向性

買い物弱者対策としては、令和 4 年度に企画課のDX推進事業との連携で、高齢者等向け「お買い物サポート事業」の実証試験を関係者と実施してきました。どのような支援が考えられ安定的に事業化できるよう調査検討を進めます。

今後も、住民に事業内容の周知等を図り、利用率が向上されるよう地域と関係機関が連携し事業の充実に努めます。

ICバスカード「Iizuna であるきバスカード」事業については、今後も利便性が高まるよう調査研究を進めます。

(3) 生涯活躍のまちづくり推進事業モデル地区の実績評価を踏まえて、生涯にわたって活躍できる地域づくりを全町に広げていくこと。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

町内に住むあらゆる世代が生涯にわたって、いきいきと暮らすことができる社会をつくるため、社会参加への仕組みづくりや健康寿命延伸を目標に、「健康づくり」や「生きがいがづくり」を推進し、「健康づくり」では、いきいき教室で定期的にデータを送信することで、自己の健康管理を確認し、食生活の改善及び運動の継続を実施することができた。また、パワリハの普及では、「多世代交流施設」を拠点に、R2 よりコネクト EAST、R3 よりコネクト WEST に整備し定員より多く開始され、健康維持の推進が図られた。

また、「生きがいがづくり」では、生活支援コーディネーターによるいきいきサロンや通いの場等の普及に努め年々増加傾向にあります。

○今後の方向性

地域住民が主体となった健康づくりへの取組では、パワリハの普及・運営支援を行い、運動と食をテーマにしたプログラム「いきいき健康教室」を継続し、町民の更なる健康寿命延伸を図ります。

また、パワリハや通いの場など健康教室は多数あるが、漠然と効果を感じながらも、それを定量的にかしかできない現状であり、可視化できる仕組みを構築します。

生きがいがづくりの推進では、仕事、学び、遊び、社会活動など高齢になっても活躍できる場の提供を生み出して行きますが、住民の社会活動を阻害している原因等アンケート調査も実施し、社会活動に対する住民の意欲を引き出します。

また、個人の持つスキルをいかに活かしていくかが課題であり、社会活動とマッチングする仕組みを引き続き構築を目指します。

(4) 障がい者の自立支援の一つとして、社会福祉協議会や NPO 法人と連携し雇用の場を確保するなど更に推し進めること。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

障がい者の就労支援は雇用施策と福祉施策の連携が必要不可欠ですが、一体的推進の展開が審議される体制整備がなされていないのが現状です。福祉係としては福祉施策のもと就労移行支援等

の就労系サービスの利用を促進し、一般就労に向けた支援を実施しています。また、現在、一般就労をしている障がい者に対しても、就労定着支援サービスの利用を促進し、安定した雇用のための支援を行っています。

しかし、町内には、福祉と労働の双方を横断的に関われる人材・体制が充足しておらず、就労するための準備の場が少ない現状であります。

○今後の方向性

障がい者の雇用について、理解と関心を高めるために事業所・NPO 法人と協働で町民・事業者研修会、地区講演会を開催し、障がい者雇用について啓発を行い就労の拡大を図るとともに、福祉現場の人材不足を障がい者雇用で補う福福連携の検討やまいさぼ信州長野との連携を図ります。

令和3年度から産業観光課農林係と準備を進めてきた農福連携については今年度から飯綱町人材活用センター主体とした事業の充実に向けていきます。また、令和2年度より、多世代交流施設(メーラプラザ)内に設置した地域活動支援センターを配置し、において、今後も障がい者、ひきこもり者等の就労準備を含めて自立支援策を拡充して行きます。

(5) 健康で意欲を持ちながら生涯を送ることのできる「生涯現役」を目指すため、「高齢者」との呼称を廃止し、「マスターズ世代(「極めた人」を指す言葉)」とすること。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

平均寿命や健康寿命の延伸により現在の 65 歳以上の方を「高齢者」と呼ぶことについては、様々な意見や抵抗があるのも事実です。

行政事務上では用語を変えることはできません。「高齢者」の呼称については国の動向に注視しています。

○今後の方向性

一町での定義では意識改革にはならないと考えていますので、国においての更なる検討に期待をしています。

(6) 隣近所や地域の力を活用するインフォーマルなサービスの提供ができるよう、飯綱町地域サポーター、生活支援サポーターの育成を図り、より活躍できるよう支援すること。

【回答】(保健福祉課)

○現状・課題

飯綱町地域サポーター(つながり隊ボランティア協力員)つながり隊の活動については、「つながり隊のプロモーション DVD」を制作して、活動内容を明確化したことから、徐々に各地区での活動が進んできています。

○今後の方向性

社会福祉協議会と連携して、生活支援コーディネーターにより、地域の中でお互いに支え合う仕組みづくりの構築(住民主体型福祉)に取り組んでいます。また、通所型サービスB(住民主体による支援活動)の

拡充を図り、地域の活性化に繋げていきます。

なお、プロモーションDVDを活用して、活動を視覚化するため地区学習会やボランティア協力員研修会を開催すると共に、第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画(令和3～7年度)により一層の周知を図り、活動を展開します。

(7)介護保険事業では、介護予防に一層努め「元気で長生き」を進めること。

【回答】(保健福祉課)

○現状と課題

介護に対する意識が在宅介護よりも、施設志向に変化していることもあり、介護保険給付費にも大きく影響しています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年と、85歳以上になる2040年を見据え、地域包括ケアシステムを構築するなかで介護予防事業を一層推進する考えです。

令和4年度でKDBデータと通いの場における体力測定等の実績データの分析に着手しております。この結果をふまえて通いの場への新規参加や目標など想定行動計画や今後の普及拡大の計画づくりする展開を図ります。

○今後の方向性

総合事業を活用した介護予防支援を強化したい考えです。町で推進している通いの場の介護予防事業について、医療費や介護費抑制効果のデータ分析を行い、定量的に効果の検証をして評価を行います。総合事業における通所型サービスBの活動で、地域の人を誘い合い、従事者間で参加者の状況を共有し、地域で支え合い生活していけるようサポートもしていきます。生活支援コーディネーターによるニーズの取り込みや更なるサービスの創出にも努めます。これらの介護予防の取り組みの積み重ねにより、介護給付費の抑制を目指したい。なお、既存事業におけるデータの分析活用を行い、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業でより効果的な介護予防・健康づくりの取組を推進し、健康寿命の延伸を目指す考えです。

5. 郷土に誇りを持ち、豊かな感性で未来を担う人づくり

◎「町歌」などの制定

これまでに町章が制定され、町民にとって、愛する郷土のシンボルとなっている。加えて、郷土愛をさらに育むため、町歌を制定すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

現在のところ町歌の制定に向けた取り組みは行っていません。

○今後の方向性

今後、町歌の制定に対する機運が高まった時点で、住民の皆さんの意見も聞きながら検討していきます。

◎ 子どもたちが主人公の教育環境づくり

(1) 子どもの権利条約に基づき、町全体で子どもの育ちを支えあい、子どもたちが健やかに成長するための条例を制定し、子どもに対する町の基本姿勢を示した上で、子育てサービスの充実と拡大を図ること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

現在のところ条例制定に向けての具体的な取り組みは行っていないですが、教育大綱で定める教育理念や子ども・子育て支援事業計画で定める基本理念で示す、子どもたちに対する町の基本姿勢に基づき、子育て支援を進めています。

○今後の方向性

条例制定については、町、保護者、地域住民、事業者をはじめ、子どもが育ち学ぶ諸施設の関係者など、多くの関係者の機運の醸成が図られた時が条例制定の時期であり、生きた条例になると考えますので、住民と共に考える機会の創出を検討してまいります。

引き続き、子どもたちの生きる力を育む教育とすべての子どもたちがたくさんの幸せを手にし、実りある人生を歩めるよう、子育て・子育ての支援の充実を図ってまいります。

(2) 子どもたちが置かれている貧困の実態(ヤングケアラーを含む)を調査し、支障が認められる子どもたちを支援すること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

児童生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を実施しており、その中で家庭状況についても相談等支援を行っています。また、学校では様々な調査を行っていますが、貧困の実態把握は相談、調査だけでは状況把握は難しいところがあります。特にヤングケアラーについては、子ども自身が認識していることが少ないため、子どもと身近に接する保育士、教員の目が重要となっています。

町では学校教育法第 19 条の規定に基づき就学援助を実施し家庭に対する支援を行うとともに、ヤングケアラーの実態把握では、保育園、学校、児童民生委員など、関係機関と連携を取りながら対応しています。なお、長野県では令和 4 年 9 月に、初めてヤングケアラーの実態調査を小学 5・6 年生、中学生等に実施していますので、県とも連携し対応しています。

○今後の方針

国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年 11 月策定)や県が計画する「長野県子どもの貧困対策推進計画」に基づく国・県の動きにあわせ、町としても子供の貧困対策を進めていきたいと考えています。

また、町で配置のスクールソーシャルワーカーを今後も継続配置するとともに、保育士・教員の研修も充実させ、町のすべての人が家庭の経済状況等にかかわらず、安心して学ぶことができる機会を確保して

いきます。

令和 5 年度当初予算案に、スクールソーシャルワーカーの配置予算 1,800 千円を計上してまいります。

【回答】(保健福祉課)

○現状と課題

子どもの居場所づくり促進事業のこども食堂事業(てんぐカフェ)において、令和 2 年度から生活困窮の子供がいる世帯にお弁当を配達しています。

○今後の方向性

重層的支援体制整備事業の取組みの中で「気づく」ことが大切であり、心配されるお子さんには民生児童委員や行政、学校等関係機関との連携をもって対応します。

また、状況に応じて個別に、生活困窮者家庭等の子どもに対する学習・生活支援を行います。

(3)加配保育士や加配教員による障がい児や発達障がい児への支援を継続すること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

特別に配慮を必要とする子どもに対しては、早期から個々に応じたサポートを行い充実した保育園生活・学校生活を送れるように、保育園や学校と連携し加配保育士や加配教員の配置を行っています。

また、町独自でスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちのみならず保護者や教職員などの相談に応じるなど、児童・生徒一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を推進しています。

○今後の方針

特別に配慮を必要とする子どもたちの個々の発達やきめ細かな学習指導を行えるよう、今後も適切な職員の配置に努めてまいります。

令和 5 年度当初予算案に、保育園 3 園に加配保育士 19 人、看護師 1 人、小中学校に講師・学習支援員・介助員あわせて 17 人の町費職員の予算計上を行っています。

(4)有機食材を含む地元食材の学校給食への活用を更に増加させること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

毎年、町内産食材の納入について農産物直売所・JA・農政担当・調理場で打合せを行い、地元食材の納入に対し協力をお願いしています。また、令和 3 年度は、地元有機野菜を一部給食に取り入れ提供しており、引き続き農政担当と安定した供給に向けて検討しています。

給食で使用する農産物については、その収穫可能な時期によって前月に献立作成していますが、児童・生徒数が変わること、また、毎年同じ献立ではないこと等により使用する食材・使用量が変わることから明確な予測は難しいのが現状です。

○今後の方向性

前年度使用実績に基づき、現状どおり翌月使用予定の農産物を直売所等に確認することで、極力町内

産を使用してまいります。

また、計画的な作付けについては、引き続き農政担当と連携し関係機関と検討してまいります。

令和 5 年度当初予算案に、学校給食共同調理場へフードスライサー購入費 2,844 千円を計上しています。ある程度の不揃いな野菜等の裁断も可能なことから、地元産食材の積極的な導入にも役立つものと考えております。

◎ 生涯学習の拠点づくり

公民館活動や育成会活動においては、子ども、保護者及び若者の参加拡大を図ること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

生涯学習の推進は、町民会館を活動の拠点として、地域に根差した公民館活動を中心に様々な学習及び活動の機会の提供や実践を推進しています。ここ数年はコロナ禍により事業の中止や縮小などが続き、思うような事業の推進ができておりません。

また、地区育成会や各種団体から成り立っている青少年育成町民会議の事業(トムソーヤフェスティバル)や図書館まつりなどの事業をとおして、子どもや保護者の参加拡大を図っておりますが、少子高齢化や社会情勢の変化等に加え、コロナ禍により公民館活動・育成会活動も参加者の拡大がなかなか図れていないのが現状です。

○今後の方向性

地域の人口減少や少子化により、本館事業への参加や分館役員の不足など、分館活動が困難となってきている地区も出ています。また、育成会活動を休止している地区もあります。

そんな中、本館事業へ他分館と合同で参加したり、育成会活動を分館活動に組み入れ一緒に行っている地域もあります。

今後は、これら事例の普及とともに、分館、育成会の枠にとらわれず参加できる工夫をし、子ども、保護者及び若者が参加できる事業を展開してまいります。

なお、令和 4 年度はコロナ禍の中少しずつ安全を確保したうえで事業を展開しました。球技大会では、だれもが気軽に参加できる種目を導入し、久しぶりに参加いただいた分館からは「地域の皆と久しぶりに交流でき、とても楽しいひと時となった。」との声が寄せられています。コロナ禍を機に、このような工夫を行いながら、地域コミュニティの場を確保してまいります。

◎ 生涯スポーツの拠点づくり

(1)住民ニーズの多様化に対応するため、住民主体のスポーツ振興組織や協力体制を構築し、リーダー育成に注力しながら、誰もが気軽に参加できる環境づくりときっかけづくりに努めること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

町内のスポーツ活動組織は、スポーツ協会・いろいろなスポーツクラブ・スポーツ少年団とスポーツ推進委員会がそれぞれ連携を図りながら住民へのスポーツの普及及び公民館事業等を担っております。

また、普段運動を行っていない住民にも気軽に参加していただけるような教室を、夏季はB&Gプール、冬季は体育館を利用して企画しています。また、各種スポーツ団体が気軽に施設を利用できるよう配慮をしています。

これら活動・教室等を通じ、幾つかのスポーツに親しむ団体が生まれています。

○今後の方向性

今後も引き続き、スポーツ協会等各種団体と協力しながら、スポーツに誰もが気軽に参加できるような環境づくりを進め、その中からリーダー、指導者等の人材発掘・育成を図ってまいります。

また、中学校部活動の地域クラブ活動への移行が進んでいます。移行に合わせ、地域クラブとの連携を深める中で、指導者の育成や各種スポーツ団体を通じスポーツの振興を図ってまいります。

(2) 地域資源である各種スポーツ施設等の有効活用及び競技団体や近隣市町村等の連携により、町内からトップアスリートを輩出できる環境を整えること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

町内からトップアスリートが育つことは、町の発展・活力にもつながる事と考えます。

しかし、教育委員会が社会体育・生涯学習として進める事業は、町民がスポーツを通じて心身の健康増進を図ることを目的に開催する各種教室や大会などです。また、スポーツに親しむ個人やスポーツ協会・いろいろなスポーツクラブ・スポーツ少年団・サークルなどへの支援を行っており、スポーツに親しむ町民の裾野を広げ、健康増進を図ることを目的に教育行政を進めています。

○今後の方向性

行政が主導してのトップアスリートを輩出する施策を展開していく考えは今のところありません。

スポーツを通じた健康増進のための各種教室・大会の開催やスポーツに親しむ団体等への支援を継続して実施してまいります。また、その活動の拠点となる各種公共施設の修繕等を進め、スポーツに親しむ町民が安全で安心して活動ができるよう維持管理に努めてまいります。

その中で、トップアスリートが育ってくれば、また、トップアスリートを育成する団体等へは、できる支援を行ってまいります。

令和5年度当初予算案に、ふれあいパーク運動場夜間照明のLED 化工事費 40,150 千円や三水B&G 海洋センターアリーナ照明のLED 化など B&G 工事関係費 37,418 千円を計上し、施設環境を計画的に整えてまいります。

◎ 芸術・文化の拠点づくり

歴史ふれあい館、アップルミュージアムは、地域住民との連携による企画など、地域に根差した事業展開を継続すること。

【回答】(教育委員会)

○現状と課題

歴史ふれあい館は、町の歴史文化に関する資料を収集・保管及び展示し、町民の生涯にわたる学習の場として位置付けられています。併せてこれらの資料に関する調査研究を行うための事務を行っています。また、星空観望等自然についての学習の場としても活用いただいています。

企画・展示事業では、毎年地域と連携した企画や近隣町村及び産業交流都市と連携した特別展の開催をボランティアとともに実施しています。また、協議会を設置し、町民の代表から館の運営についてご意見を伺っています。

○今後の方向性

町の文化資源の価値向上を図るため、文化財の調査・研究をより一層進め、住民協働の企画作りに工夫を凝らし、伝統文化発の地域創生拠点となるよう努めます。

また、歴史ふれあい館は平成10年に開館し今日に至っていますが、令和元年度に設置した有識者による「歴史ふれあい館協議会」において館の運営について検討いただき、町制施行20周年を目途に館のリニューアルができるよう、計画的に整備を進めていきます。令和5年度当初予算案でも、リニューアル工事設計費2,000千円、常設展示の改善費8,193千円などを計上しています。

6. 未来をめざしたまちづくり

◎ 時代に対応した行政経営

(1)行政評価制度については、「事業の改善点の発見」という制度の究極の目的を当事者意識として持った上で、本来の町業務に必要な時間、人材を確保するため、目的に照らして不必要なものを極力省くなど、制度の効率的な運用を図ること。

行政報告書は、成果や課題などの分析が記載され充実してきたが、町重点政策を総合的視点で分析し更なる充実を図ること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

行政評価制度は、町総合計画基本計画に記載された政策・施策を評価する政策評価と施策評価、また事務事業を評価する事務事業評価で構成されています。

事務事業評価については、1次評価(担当者)、2次評価(所管課長)、3次評価(庁内組織の評価委員会)、最終評価(町長)を行い、その評価結果を実施計画及び予算編成に反映させています。評価事務の効率化を図るため、全事務事業ではなく、評価対象事業を抽出しています。

後期基本計画から計画の進捗状況、成果等を評価するため、毎年度、政策評価と施策評価を実施いたします。

○今後の方向性

今後も、評価事務の効率化を図りながら、効果的な制度運用を進めていきます。

健やかで令和 4 年度事業から総合計画審議会において、町総合計画後期基本計画の進捗・成果等について、審議していただきます。令和 5 年度当初予算案では、総合計画審議会関係で 80 千円を計上しています。

(2) 今後、老朽化した施設は大きな財政的なリスクになり得る。公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化を図ること。

【回答】(総務課)

○現状・課題

令和3年度末に改訂した公共施設総合管理計画では、現在の施設総量に対する今後の公共施設等の更新費用は、単純更新した場合で現状の 1.9 倍と試算しています。また、少子高齢化の進行や世代構成の変化に伴い、公共施設のニーズも変化が予想されます。

既存施設(建物)では、建築後 40 年以上経過しているものが全体の約 40%を占めていることから、取り壊しを含めた施設の集約化・複合化などの方針等を定め適正な管理を行う必要があります。

○今後の方向性

公共施設の更新や統廃合・長寿命化などの具体的な方針等を定める個別施設計画の策定を令和4年度から進めております。単年度の建替えコストの平準化を図るためには既存施設の適切な保全や長寿命化を推進するとともに、公共施設総合管理計画の見直しを行いながら計画的な施設整備をより一層推進してまいります。

(3) 人口減少、いわゆる縮小社会の進展は、集落の危機だけでなく、町民の安全・安心な生活そのものを脅かすことも危惧される。そこで、町は、新たなコミュニティ組織の創設について研究し、地域と行政の新たな協働体制を構築することで、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指すこと。

【回答】(総務課)

○現状・課題

高齢化や少子化の進行、生活スタイルの変化などにより、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下してきている中、これまでも区・組等の住民組織の見直しを投げかけてきましたが、これまで築いてきた長い歴史があり思うように進まないのが現状です。

○今後の方向性

新しいコミュニティ組織の意識の醸成に向けた一つの契機として、引き続き、企画課で行っている集落創生事業の推進などにより地域の理解を深めていけるよう目指してまいります。また、役員のなり手不足等が深刻化している地区の実情なども踏まえ、地域と行政の新たな協働体制について、区代表者会議などにおいて、さらに論議が進むように努めてまいります。

◎ 住民との“共動”

(1) 住民が地域を知り、課題を見出し、話し合いの上で、住民と町が“共動”で課題を解決し、集落の活性化を図ること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

住民が地域を知り、課題を見つけながら、住民と町が「共動(総合計画における町の造語)」でその解決を図り、地域の活性化を図ることは重要であると考えています。

令和4年度は、若者の人材育成及び若者による地域の活性化を目指す若者会議事業を実施し、若者たちが地域を見つめ、地域の活性化について、町に提案する場を設けました。

○今後の方向性

地域を良くすること、暮らしやすいまちにしていくこと、元気なまちにしていくことは、行政だけでできるものではなく、行政が住民や企業と連携して進めていく必要があります。住民がまちづくりの主役になるよう、住民のまちづくりの背中を押すような事業を進めていきます。

若者会議については令和5年度も引き続き実施し、より深い内容にしていきます。令和5年度当初予算案において、若者会議運営事業として1,600千円を計上しています。

また、若者だけでなく、幅広い世代が町を知り、まちづくりについて考える機会を設けていきます。令和5年度当初予算案において、まちづくりの助言を受ける地域力創造アドバイザー事業として5,600千円を計上しています。

また、住民のまちづくり活動を資金面で応援するまちづくり活動支援事業について、令和5年度当初予算案で2,000千円と大幅に増額し計上しています。

◎ 移住・定住促進

(1) 社会的な現象である少子化の中にあって、人口減少を加速させないためには、町への移住者を増やすことが大切であり、そのため、移住希望者の目線に立ってさらに効果的な施策を推し進めること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

移住関連の各種経済的支援、移住相談会の開催、移住体験ツアーの開催、移住専用ホームページによる情報提供、移住者受入企業の設置など、移住者獲得に向けて様々な施策を実施しています。

田舎暮らしの本「第11回住みたい田舎ベストランキング」では、人口1万人以上2万人未満のまち(回答自治体118)の部で、飯綱町は18位(長野県内では4位)にランクインしました。

一方で、令和4年人口異動は、179人の人口減(143人の自然減、36人の社会減)と、令和3年数値(141人の人口減(130人の自然減、11人の社会減))より悪化するという厳しい結果になりました。

○今後の方向性

人口減少に関し、他の自治体と比較しながら、更なる分析を進め、まずは社会増を目指します。

令和 5 年度当初予算案において、移住関連の各種経済的支援で約 28,000 千円、移住体験ツアーで約 800 千円を計上しています。

また、移住者増と保健・福祉施設従事者の確保を目的に、新たに「保健・福祉施設従事者移住支援金」制度を実施するため 200 千円を計上しています。

(2)「将来的には飯綱町に住もう」と思ってもらうことも大切である。そのための関係人口を増やす施策をさらに推し進めること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

関係人口づくりは、人口減少時代の重要テーマと位置付けており、地方創生推進交付金事業を活用して取組を実施しています。特に、小学校跡施設活用事業を中心に、関係人口づくりは着実に進んでいますが、更に関係人口増を促進するためには、農業・観光・教育・子育て等の各分野連携による取り組みが不可欠であり、地域の活性化と将来的な移住につなげていく多様な施策展開が重要と考えています。

○今後の方向性

人口というパイを奪い合うのではなく、都市と地方で人材を共有し、地方の地域課題を都市住民が解決していくような関係人口の創出が重要であると考えています。

これまで町は、ワーケーションを、地方で観光を楽しみながら仕事をするという位置づけで実証実験をしまいましたが、今後は、都市住民が町に短期滞在しテレワークをしながら、空いた時間で地域の課題を解決していただくような、より社会性の強いワーケーションについて研究していきます。

また、対象を個から企業へ拡大し、企業がワーケーションとして社員を町に送り込んでいけるような仕掛けづくりを研究します。企業を対象としたワーケーションは、関係人口の創出、地域課題の解決だけでなく、将来的に町へのサテライトオフィスの誘致にも繋がると考えています。

令和 5 年度当初予算案において、ワーケーションの実証実験で約 1,300 千円を計上しています。

(3) 移住者へのアフターフォローの充実により定住を促進すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

移住者のアフターフォローの充実は非常に重要であると認識しています。ZQ(ずく)の事業の一つとして、「移住者交流会」を開催しており、移住者のコミュニティづくりの場になっています。

また現在、町は 3 人の移住サポーターを委嘱し、移住者及び移住希望者の相談に乗っていただいています。

○今後の方向性

今後も、人口増推進室及び移住サポーターの官民が連携して移住者のフォローを行っていきます。令和 5 年度当初予算案において、移住サポーター制度関連事業で 60 千円を計上しています。

(4) 若者定住対策は、若者のニーズを把握した上で、生活基盤づくりの支援を進めること

【回答】(企画課)

○現状と課題

若者の移住・定住で最も重要なのは、良質な住宅と仕事であると考えています。住宅について町は、町営住宅の整備の他、民間賃貸住宅建設に対し補助金を交付しています。この補助制度により、令和 4 年度は 2 棟のアパート建設に対し、21,000 千円の補助決定をしています。

また、仕事については、事業チャレンジなどの創業に向けての学びの場や、移住者受入企業の設置など、移住者が仕事を見つけやすい環境を整えています。

○今後の方向性

今後も住宅の確保及び仕事を見つけやすい環境を整えていきます。また、移住者の仕事の一つとなる特定地域づくり事業協同組合制度の研究も進めていきます。

また、町の転入のメインターゲットは、就学前の子どもがいる子育て世帯であることから、この世帯が本町に転入したくなるような、新たなインセンティブについても研究してまいります。

令和 5 年度当初予算案において、民間賃貸住宅等建設補助金事業として 12,000 千円、UIJ ターン就業・創業移住支援事業及びプロフェッショナル人材就業促進事業として 2,000 千円を計上しています。

【回答】(教育委員会)

○現状と課題

若者定住対策の一つとして、女性が安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを進めることが考えられます。

子育て中の女性を対象とした「仕事に関するニーズ調査(平成 28 年)」の結果を踏まえ、飯綱町ワークセンターでは、若者世代が安心して子育てと仕事を両立できる支援施策の推進に取り組んでいます。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境づくりに努めています。

○今後の方向性

「日本一女性が住みたくなる町」をめざし、ワークセンター事業の充実と新しい在宅ワークの導入や求人情報の提供、また復職に役立つスキルアップセミナー等を実施していくとともに、若者の移住・定住に繋げるため、町の子育て支援策の町内外へ向けた情報発信に努めます。

また、子ども子育て応援会議での意見・提言を反映させた子育て世代のニーズに合った施策を検討してまいります。

(5) 住もうプロジェクトを実効性のあるものにするため、更に空き家バンクを充実させ、都市住民との交流や定住促進を強化すること。

【回答】(企画課)

○現状と課題

人口増推進室を設置し、空き家活用、移住者増を目的に、実効性のある施策を本格的に進めています。空き家バンクについては、令和2年度に、宅建協会と協定を結び、空き家情報の整備、情報の公開、売買という空き家流動化のスキームを整備しました。

このスキームにより、一般住宅、別荘などの空き家が、着実に動くようになりました。

令和2年度以降、新しいスキームにより、令和5年1月末現在で空き家バンクについては、売買29件、賃貸10件。空地バンクについては、売買4件の成約に至っています。

また、新たに空き家活用を主業務とする地域おこし協力隊を令和5年1月から新たに任用しました。

○今後の方向性

空き家のより一層の流動化のため、移住定住応援リフォーム補助金、移住定住促進中古住宅等購入費補助金、空き家家財道具等処分支援補助金の補助制度を継続します。

今後は、地域おこし協力隊がより深く入り込み、空き家の流動化をさらに進め、空き家の解消による住環境の改善、移住・定住の促進を図ります。

令和5年度当初予算案において、移住定住応援リフォーム補助金として5,000千円、移住定住促進中古住宅等購入費補助金として2,000千円、空き家家財道具等処分支援補助金として2,000千円を計上しています。また、空き家対策関連地域おこし協力隊費用として、約4,800千円を計上しています。

◎ 男女共同参画の社会づくり

(1) 町は行政の審議会、委員会等への女性登用率の目標を30%としている。早期に目標を達成すること。また、男女共同参画の研修会などに、多くの町民が参加できるようにし、意識の醸成を図ること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

計画期間を令和3年度から令和12年度までの10カ年とする「第2次男女共同参画計画」を策定し、新たな推進を行っています。女性が活躍できるものとするために、より実践活動を進めていますが、意識の醸成は一朝一夕には難しいところもあります。しかしながら、これまで以上に女性の意見が反映できる機会として、地域はもとより行政及び各種委員会の女性比率をさらに高めていくことを目標に進めています。また、男女共同参画の研修会には、男女共同参画推進委員を中心に各種生涯学習関係委員会、婦人会等への参加を募って開催しています。

○今後の方向性

行政の審議会・委員会等への女性登用率は、第2次総合計画で掲げた30%以上を目指し多くの女性の意見が反映できるよう努めてまいります。

また、意識の醸成を図るための各種研修会の開催は、これまでどおり男女共同参画推進委員を中心に委員所属団体へ参加者を募り、意識の醸成が図られるよう努めてまいります。また、委員会では、講演会、研修会に加え、令和4年度から街頭啓発活動を積極的に行っています。

◎ 男女共同参画の社会づくり

(1)町は行政の審議会、委員会等への女性登用率の目標を 30%としている。早期に目標を達成すること。また、男女共同参画の研修会などに、多くの町民が参加できるようにし、意識の醸成を図ること。

【回答】(教育委員会)

○現状・課題

計画期間を令和3年度から令和 12 年度までの 10 カ年とする「第2次男女共同参画計画」を策定し、新たな推進を行っています。女性が活躍できるものとするために、より実践活動を進めていますが、意識の醸成は一朝一夕には難しいところもあります。しかしながら、これまで以上に女性の意見が反映できる機会として、地域はもとより行政及び各種委員会の女性比率をさらに高めていくことを目標に進めています。

また、男女共同参画の研修会には、男女共同参画推進委員を中心に各種生涯学習関係委員会、婦人会等への参加を募って開催しています。

○今後の方向性

行政の審議会・委員会等への女性登用率は、第 2 次総合計画で掲げた 30%以上を目指し多くの女性の意見が反映できるよう努めてまいります。

また、意識の醸成を図るための各種研修会の開催は、これまでどおり男女共同参画推進委員を中心に委員所属団体へ参加者を募り、意識の醸成が図られるよう努めてまいります。また、委員会では、講演会、研修会に加え、令和 4 年度から街頭啓発活動を積極的に行っています。

(2)行政は率先し地域の模範となるよう、女性管理職の登用を積極的に進めること。

【回答】(総務課)

○現状・課題

現在、飯綱病院を除き女性の管理職は課長補佐1名、保育園長となっています。

年齢構成をみると40歳代後半に多くの女性職員がいることから、今後、女性管理職の登用を図るため、男性職員も含め、スキルアップを図る体制整備等が必要となっています。

○今後の方向性

男性職員も含め、適材な人材は積極的に登用してまいります。また、女性管理職の登用に係る人材育成については、女性活躍推進法に基づいた政策決定過程における参画の拡大や県をはじめ行政関連団体への派遣研修などを積極的に行ってまいります。

(2) 議会提案による条例、宣言等

第 2 次政策サポーター「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を具現化するため、平成 26 年飯綱町議会 9 月定例会において、議員提案により「飯綱町集落振興支援基本条例」を制定しました。

本条例は、集落の振興を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、集落の振興を支援する施策の取組を「集落支援プログラム」にまとめ、毎年度、議会に報告するこ

ととし、また、「集落支援プログラム」の実施結果、成果や課題等についても、毎年度、議会に報告することを義務付けています。

(3) その他の要望

長野建設事務所長への要望書

飯綱町管内の県事業カ所要望書

県道・河川関係で飯綱町議会からの要望を別紙のとおりまとめましたので提出致します。事業対応の方よろしくお願ひします。

なお、取りまとめの関係で既に実施されている事業等についても掲載しておりますがご了承ください。

また、昨今の異常気象による記録的な集中豪雨や豪雪など予期せぬ事象が多発しております。集中豪雨に耐えられる河川、排水路整備や豪雪時の交通確保など今後とも万全の態勢維持を重ねて要望します。

令和4年9月9日

長野建設事務所長 吉川達也様

飯綱町議会議長 大川憲明

令和4年度 飯綱町管内県事業要望等にかかる要望箇所

下記箇所の改良等を要望します。

飯綱町議会

番号	県道名・河川名	要望箇所	要望事項	詳細
1	長野荒瀬原線	平出見晴地区	信号機の設置 道路改良	1) 長野荒瀬原線の旧道との交差点付近が急こう配、急カーブのため見通しが悪く事故が多い。 2) 市町境付近の路面が凸凹荒れており危険。事故も発生。
2		平山理髪店より牟礼ガード下	側溝整備	現在のU字溝では、度々オーバーフローしているため1メートルのV字側溝に変更を。
3		牟礼地区「牟礼ガード下」 (しなの鉄道の線路下)	交差点改良	牟礼駅方面からの合流時に見通しが悪く危険。交通量も多い。
4		深沢地区	路面改良(ロードヒーティング)	冬期間は、車道歩道とも凍結し危険な状態となる。中学生や高校生の通学路としても主要な路線。
5		御所之入地区	道路改良	1) 荒瀬原方面への幅員拡幅 2) 牟礼方面への歩道設置延長
※1～ ※2	長野荒瀬原線からの 接続路線	牟礼地区～小玉地区	道路新規	飯綱病院付近から小玉地区R18への接続
6	三水中野線	倉井松の木地区	道路整備	1) 通学路の確保と整備 2) 狭隘箇所の道路整備と歩道の設置 3) 道路整備と合わせ側溝の整備 4) 交差点の凸凹の整備 5) 歩道整備の早期完成

7	牟礼永江線	牟礼地区（水郷橋）	橋幅員拡張整備	狭隘箇所での橋幅員整備と歩道の設置
8		北部高校入口～新道交差点	道路改良	1) 路盤沈下により道路が北側に傾斜している。 2) 路面の凸凹
9		日向泉屋商店～新道	道路整備	1) 道路の拡張 2) 歩道設置
10		柳沢橋下～下流域	桜の植樹	道路改修に併せ、水田に影響が生じない河川沿いへ桜並木を。
11	町内の県道	県道全般	維持管理	1) 年2回以上の草刈りの実施（道路・歩道） 2) 支障木の伐採 3) 白線整備
12	斑尾川	芋川地区～赤東地区	浸漬	水害防止のための浸漬と各用水の取入口付近の浸漬
13	鳥居川	飯綱町役場～牟礼駅 水郷橋付近～華表橋付近 釜淵集落付近	遊歩道 堤防の嵩上等 護岸整備	1) 親水ゾーンの設置 2) 洪水浸水区域のため堤防改修工事必要 3) 既存の護岸に引き続き整備
14	八蛇川	牟礼古屋敷地籍	護岸整備	管理道路が浸食され狭くなり危険

第6 飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会

（1）飯綱町民講座

学ぶ議会を町民にも広げようと、町と共催で飯綱町民講座を平成27年度、初めて開催しました。本講座の成功により、毎年、夏の高原で、良質な講師を招いての講演会を定例化することになりました。

町民講座の趣旨

人の成長は地域の成長に繋がり、地域の成長は人を集めます。

少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化など、町は多くの課題を抱えています。このような課題を解決していくには、すべての人が学び、その知恵や力を地域に生かせるような環境をつくっていかねばなりません。

「みんなが学び、みんなで行動する町に」をテーマに、住民の学びの場である飯綱町民講座を開催することで、それぞれのスタイルで地域に貢献する人を育て、持続可能で、住んでいる人が幸福感を持てるような地域づくりを目指すことを目的として開催しています。

（ア）令和4年度飯綱町民講座

- 日 時 令和4年6月19日（日）13:30～15:30
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 元厚生労働事務次官 村木厚子 様
- 演 題 あきらめない生き方～あなたに伝えたいこと
- 参加者 180人

（イ）飯綱町民講座歴代講師

平成27年 第1回講座

- 日 時 平成 27 年 8 月 9 日（日） 14:00～16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 株式会社 TBS テレビ 報道局
解説・専門記者室長 杉尾秀哉 様
- 演 題 報道の現場から、これからの日本を考える
～政治の行方と地方の未来～
- 参加者 300 人



平成 27 年 第 2 回講座

- 日 時 平成 27 年 8 月 23 日（日） 14:00～16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 作家 落合恵子 様
- 演 題 憲法 9 条と平和
- 参加者 350 人



平成 28 年 講座

- 日 時 平成 28 年 8 月 7 日（日） 14:00～16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 参加者 300 人
- 講 師 法政大学総長 田中優子 様
- 演 題 江戸時代の地域社会と自治 ～江戸の自治を再び～

平成 29 年 第 1 回講座（中止）

- 日 時 平成 29 年 8 月 12 日（日） 14:00～16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 講 師 毎日新聞社 特別編集委員 岸井茂格 様
- 演 題 激動の時代と「言論・報道の自由」
- 講師の都合により講座が急きょ中止になりました。2018 年 5 月 15 日 ご逝去

平成 29 年 第 2 回講座

- 日 時 平成 29 年 8 月 27 日（日） 14:00～16:00
- 場 所 飯綱町民会館ホール
- 参加者 150 人
- 講 師 明治大学教授 小田切徳美 様
- 演 題 都市と農村の共生による、まちづくり

平成 30 年度 第 1 回講座

- 日 時 平成 30 年 8 月 25 日（土） 14:00～16:00

○場 所 飯綱町民会館ホール

○参加者 230 人

○講 師 早稲田大学名誉教授 北川正恭 様

○演 題 舞え！飯綱の蝶々 ～気づきの連鎖で町を元気に！～

平成 30 年度 第 2 回講座

○日 時 平成 31 年 2 月 17 日（日）13:30～15:30

○場 所 飯綱町民会館ホール

○参加者 220 人

○講 師 パティシエ 鎧塚俊彦 様

○演 題 スイーツによる地域活性化

令和元年度 講座（中止）

○日 時 令和元年 10 月 20 日（日）16:00～18:00

○場 所 飯綱町民会館ホール

○講 師 ジャーナリスト・ノンフィクション作家 青木 理 様

○演 題 今、この国で起こっていること、いま地域住民がすべきこと

○長野管内において、台風 19 号による被害が大きかったため中止になりました。

令和 2 年度 講座（飯綱町 15 周年記念講演）

○日 時 令和 3 年 2 月 13 日（土）14:00～15:30

○場 所 飯綱中学校講堂

○参加者 201 人

○講 師 柔道家 篠原信一 様

○演 題 夢言実行



(2) 議員研修状況
 (ア) 飯綱町議会視察

議員派遣結果報告書

議会運営委員会副委員長 樋口 功

1、研修会の名称	議会運営委員会視察研修
2、場 所	長野県川上村議会及び群馬県榛東村議会
3、期 日	令和4年10月13日(木) 川上村議会10時00分～ 榛東村議会15時10分～
4、結 果 報 告	<p>■研修の目的</p> <p>定数削減の取組状況を把握し、当町議会における適当な議員数の研究に役立てる</p> <p>■参加議員</p> <p>清水満、樋口功、瀧野良枝、青山弘、中島和子、伊藤まゆみ、渡邊千賀雄、原田幸長</p> <p>■説明者</p> <p>長野県川上村議会 議長渡邊光、副議長遠藤喜幸、中嶋知明、小林直久、林公上議員 議会事務局長篠原正和</p> <p>群馬県榛東村議会 議長小山久利、南千晴議員 議会事務局長飯塚邦守</p> <p>■主な質疑応答</p> <p>(川上村)</p> <p>質問 定数削減(12人から10人)の取組は</p> <p>回答 人口が減少し、他の自治体に比して議員が多い状況。村内に集落が8つあるが、議員はその集落の代表と思っている。</p> <p>家業(主に高原野菜の栽培)が忙しく、後継者のいない人は立候補しづらい。</p> <p>したがって、ほとんどが議員1期で変わる。前々回の選挙は無投票であった。</p> <p>回答 議員削減の説明会は各議員に任せ、議会としては村民に説明会等は行わなかった。選ばれた議員が決めることと解した。</p> <p>質問 定数削減後の状況は</p> <p>回答 全集落から議員を選出することがなくなったので、議員の意識も村全体の代表との考えに変わってきている。</p> <p>報酬については、若い立候補者が出られるよう、また、他の自治体の状況を見て検討している。</p> <p>質問 委員会の運営は</p> <p>回答 2つの委員会は各5人の構成だが、委員会に付託する案件は請願、陳情案件であり、問題ない。</p>

他は議会全員協議会で検討して本会議に臨むケースが多い。

(榛東村)

質問 定数削減(14人から12人)の取組は

回答 議員のなり手不足問題があり、議会運営委員会で議論された。

平成31年に首長選挙立候補等により、2人欠員の12人となり、その後、約2年を12人で議会運営をすることになった。

元年に特別委員会を設け、議員定数と報酬の両面から他自治体の状況を調査するなどして検討を開始。

住民の意見を聞く機会はコロナ禍の状況でできなかった。

令和2年に定数条例改正を行った。

質問 定数削減による議会審議に問題はないか。

現在、定数12人に対して2人の欠員(辞職、死去)で運営している。

総務産業建設委員会は6人、文教厚生委員会は4人で運営している。

有識者の江藤大学教授は常任委員会の議論には最低7人が必要と言っている。実際に14人の時に比べ12人となった現在の状況は活発でなくなった感がある。

質問 議員のなり手不足と議員定数は別の問題であり、なり手が少ないから定数を削減という論理は違うと思う。

回答 そう思う。どのくらいが議員定数としてよいかは自治体の規模にもよるが、難しい問題。周囲の自治体の定数も考慮せざるを得ない状況はある

質問 定数削減により問題は発生していないか。

回答 大きな問題は発生していない。

1人の議員の仕事負担が増えた。

定数を減らしても議会は回るのではないかと思われるのは心外。

議員派遣結果報告書

議会報編集調査特別委員会副委員長 中井 寿一

1. 研修会等の名称	町村議会広報研修会 (長野県町村議会議長会主催)
2. 場 所	長野県自治会館
3. 期 間	令和5年1月25日 (13時~15時半)
4. 結 果	
■研修の目的	議会だよりの向上

■参加議員

石川信雄、小林文廣、瀧野良枝、青山弘、中島和子、中井寿一

■講師

芳野政明氏（広報コンサルタント）

■主な内容

<議会報評価の目安・基準>

a. 発行目的にそった企画・編集になっているか（内容）

評価項目を下に挙げる。

「議事公開」「説明責任」「議会機能の発揮」「住民登場」「安易な表現」「迅速性」議会だよりを起点とした議会改革についても、言及されていました。結局のところ住民を巻き込むことが議会報の重要ポイントであるとの主張でした。

b. 読みやすさ、わかりやすさへの編集技術は（表現力）

評価項目を下に挙げる。

「表紙の魅力度」「特徴的な目次」「記事のわかりやすさ」「目立つ見出し」「フォーマット」「見やすいレイアウト」

表紙を見てページをめくりたくなるかどうか重要で、写真は重要だし、また目次も全部載せる必要もない。目次はせいぜい4項目。注目してもらいたいことだけを大きく載せ、ピントをぼかすような不要な項目は徹底的に無くす。難しそうな用語はわかりやすい表現に変える、あるいは、わかりやすい解説を付ける。見出しは特大、中、小のメリハリを重要度に合わせてつける。特にページの見出しは文字数を制限し、大きくとる。見出しそのものは、分類名ではなく内容を指し示す名前を付ける。その為には、伝えたい内容を取捨選択する必要がある。図画は、1ページ2枚は載せる。見出しだけではなく、図画でも目を引くようにする。図画には必ずキャプションをつけること。

<クリニック>

実際に発行されている最新の市町村議会だよりを元に、改善点を具体的に説明した。例に挙げた議会だよりに、飯綱町の議会だよりもあった。最後だったので駆け足で評価して頂いた。

議員派遣結果報告書

議会報編集調査特別委員会副委員長 中井 寿一

1. 研修会等の名称	議会報編集調査特別委員会研修会
2. 場 所	議員控室
3. 期 間	令和5年1月25日（17時～18時半）

4. 結 果

■研修の目的

議会だよりの向上

■参加議員

石川信雄、小林文廣、瀧野良枝、青山弘、中島和子、中井寿一

■講師

芳野政明氏（広報コンサルタント）

■主な内容

<特別評価>

町村議会広報研修会（長野県町村議会議長会主催）終了後、芳野先生を飯綱町に招待し、特別に No.69 の議会だよりを評価して頂いた。結果は下記の通り。研修会で評価された No.68 については、No.68 と明記してある。

a. 表紙

「議会だより」のフォントどうにかならないか。

目次は、多い。最大4つでいい。

発行元の記載は、最終ページへ移動。

人口の推移は必要なのか？

内容もそうだが、町の広報誌と内容が重なるものは載せる必要がない。予算も、広報誌と同じ金額を載せる必要はない。予算の強調したい項目について割合等も含め細かく載せる。一般家庭の家計簿に例えるのも一案。

b. 定例会

見出しは、できるだけ一行で充分。長過ぎる。15文字が最大。

議案名称を項目名に使うのではなく、議案の内容を示す項目名にする。これは、賛否結果も同じ。

No.68 の見出しは長すぎる。「コロナ関連の給付金事業皆減」だけでよい。

c. 決算審査 (No.68)

見出しの「令和3年度決算を徹底チェック」は不要。「町のお金は適正かつ効果的に使われたか」を大きくするのが良い。

黒地に白文字の項目は、質問なり回答なりの後に小さく表示するだけでよい。

d. 常任委員会 (No.68)

黒地白文字の「反対討論」「賛成討論」は強調し過ぎ。緑地白文字か、緑線囲みの緑文字（「質問」で使われている書式）で充分。

e. 一般質問

議員の氏名には必ずふりがなを振る。

p.5 見出しと質問者の間はスペースをもう少しとる。

一般質問がどういうものか説明しているのは、Good。

QRコードには、説明を。

「傍聴席」という欄があるのは、非常に良い。

各一般質問のページは特に問題無し。

f. 予算・政策要望 (No.68)

議会の政策提言に相当し、トップページに持ってくるべきもの。町の決算より重要。

g. 定数問題研修 (No.68)

内容（感想が書かれている）は非常に良い。

見出しは、長すぎて冗長過ぎる。

h. 学ぶ議会

見出しは、「上水内北部議会研修会」ではなく、内容を表したものにす。例えば「地域と調和した太陽光発電」。

下段の囲み記事は、別件とわかるように表示記載する。

i. モニターアンケートにお答えします

横に文字が長く連なり過ぎる。人が楽に追えるのは、26 文字程度まで。本稿は、42 文字あった。左に Q、右に A の二段構成にするのもあり。

j. あの時のあの質問どうなった??

Q、A、対応 となっているが、Q をそのまま見出しにしてはどうか。

k. 新しい町づくりへ私の提案

非常に良い。議会のコメントがあると尚良い。これについては、研修会でも非常に良い例として挙げられていた。

l. 裏表紙

生の声は良い。町民の意見が載れば載るほど良い。

No.68 の「飯綱町と水の恵み」は議会活動ではないので、不要。

(3) 議会改革の発信

(ア)「町村議会改革シンポジウム in 長野」の開催

議会改革を進めてい長野県下の町村が一堂に会し、シンポジウムを開催しました
第1回・第2回は飯綱町議会が主体となり開催し、第3回・第4回はは軽井沢町議会が第5回については宮田村議会が主体となりました。今後については長野県町村会事務局が主体となり実施していく予定です。

シンポジウムの目的

地方分権改革が始まって10数年が過ぎました。地方自治体の自立への努力が進むなかで、議会への住民の期待とともに、その役割と責任も一層重くなっています。県下各地の町村議会では、様々な取り組みにより議会改革の成果と前進が見られるようになりました。しかし、残念ながら議会改革に取り組んでいる町村議会は、長野県下ではまだ少数派です。

議会改革の前進のためには、個々の議会の独自の努力とともに、議会（議員）同士の学び

合い、経験を交流し合うことも有意義であると思います。本会を成功させることで、長野県下の町村議会の議会改革の前進の契機となることを期待しています。

第1回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成28年7月8日(金) 午後1時
場 所 松本市浅間温泉文化センター 多目的ホール

第2回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成29年1月17日(火) 午後0時30分
場 所 松本市波田文化センター アクトホール

第3回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成29年7月7日(金) 午後0時30分
場 所 松本市波田文化センター アクトホール

第4回町村議会改革シンポジウム in 長野

開催日時 平成30年5月7日(月) 午後1時
場 所 キッセイ文化ホール 中ホール(長野市)

第5回町村議会改革シンポジウム長野 in みやだ

開催日時 令和元年10月7日(月) 午後0時30分
場 所 宮田村民会館 大ホール(県内23町村議会参加)

(イ) 議会視察受入状況

飯綱町議会では、全国から議会視察を受け入れ、「議会改革」を発信しています。下表のとおり、平成23年度から194団体、1,878人の市町村議会を受け入れました。

また、平成29年7月11日には総務省自治行政局行政課職員2名が“地方議会の存続に向けた総務省の有識者研究会「町村議会のあり方に関する研究会」(座長＝小田切徳美・明治大学教授)”の事前調査として、当町議会の活動について聞き取り調査がありました。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により受け入れゼロとなりました。

飯綱町議会視察受け入れ状況								
	(単位：団体・人)							
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成23～28年度	合計
受入団体数	7	1	0	34	49	18	92	201
内「議会改革」関係視察数	7	1	0	25	30	18	84	165
受入人数	82	5	0	359	422	171	921	1,960
内「議会改革」関係視察数	69	5	0	288	280	171	858	1,671

4. 議会評価

(1) 外部評価

(ア) 町議会に対する町民の意識調査

飯綱町議会では、平成 27 年度の議会運営について聞く「町議会に対する町民の意識調査」を、平成 28 年 4 月に実施しました（アンケート対象者：区長、組長、各種団体の長、サポーター経験者、議会報モニター）。

(イ) 議会改革度調査（早稲田大学マニフェスト研究所）

早稲田大学マニフェスト研究所が実施。飯綱町議会の 2021 年度の「議会改革度調査ランキング」は全国 101 位（長野県下 9 位）でした。

2018 年度までは合計点が積表示でしたが、2019 年度からは和表示のため合計値が変わっています。

【下表出典：早稲田大学マニフェスト研究所「議会改革調査部会」】

飯綱町議会「議会改革度調査ランキング」

年度	総合順位	個別順位			個別得点			合計得点	回答 議会数
		情報 共有	住民 参画	機能 強化	情報 共有	住民 参画	機能 強化		
2022	279	741	208	259	252	370	890	1,512	1,416
2021	101	735	24	150	117	565	825	1,507	1,355
2020	141	185	50	262	269	290	650	1,209	1,404
2019	102	201	72	238	330	770	510	1,610	1,433
2018	168	304	433	42	418	368	975	149,978	1,447
2017	148	174	428	51	383	261	810	80,970	1,318
2016	93	527	113	14	228	348	750	59,508	1,347
2015	86	548	146	14	210	317	705	46,932	1,460
2014	407	768	193	328	160	255	260	10,608	1,503
2013	509	901	131	482	125	235	255	7,491	1,444
2012	651	859	50	903	85	265	90	2,027	1,371

議会改革度調査2022年度ランキング（全国）			
総合順位	都道府県	議会名	合計得点(和)
1	北海道	登別市議会	4,280
2	茨城県	取手市議会	4,240
3	茨城県	茨城県議会	3,876
4	石川県	加賀市議会	3,845
5	三重県	三重県議会	3,725
6	北海道	芽室町議会	3,720
7	岩手県	奥州市議会	3,610
8	宮城県	柴田町議会	3,534
9	大阪府	大阪府議会	3,467
10	京都府	京都市会	3,420
議会改革度調査2022年度ランキング（長野県）			
総合順位		議会名	合計得点(和)
長野県	全国		
1	11	飯田市議会	3,252
2	13	松本市議会	3,176
3	27	宮田村議会	2,884
4	66	駒ヶ根市議会	2,320
5	70	長野市議会	2,225
6	93	長野県議会	2,089
7	114	伊那市議会	1,596
8	163	塩尻市議会	1,805
9	171	南箕輪村議会	1,766
10	180	長野県議会	1,737

（ウ）飯綱町議会受賞歴

飯綱町議会の議会活動に対して、様々な評価をいただいています。

□第12回マニフェスト大賞グランプリ（寺島渉前議長） 【平成29年】

□第11回マニフェスト大賞優秀成果賞 【平成28年】

□全国町村議会特別表彰 【平成28年】

□第29回町村議会広報全国コンクール奨励賞 【平成27年】

□第9回マニフェスト大賞審査委員会特別賞及び優秀成果賞 【平成26年】

□第7回マニフェスト大賞優秀成果賞 【平成24年】

□全国町村議会表彰 【平成24年】

□第6回マニフェスト大賞審査委員会特別賞及び優秀成果賞 【平成23年】



第9回マニフェスト大賞（平成26年）では、審査委員会特別賞及び優秀成果賞を受賞した。「政策サポーター制度」、議員提案による「集落振興支援基本条例」、57人に増員した「議会だよりモニター」が評価された。



10年20年かかっても町行政が集落対策に系統的に取り組むために「集落振興支援基本条例」を議会が提案した。

(2) 飯綱町議会基本条例自己評価

飯綱町議会基本条例第19条に基づき、本条例の進捗状況について、次のとおり、自己評価を行いました。飯綱町議会では、常に条例の目的が果たしているか検討、検証を行いながら、議会改革の推進を意識的に努力していきます。

令和4年度は下記の項目について自己評価をしました。

第1章 総則

(目指す議会像)

第2条 議員は、常に町民に対する議決責任と説明責任を果たし、町民に信頼され存在感のある議会とするために不断の努力を貫く。

そして、「住民に開かれた議会」、「町長と切磋琢磨する議会」、「自由で活発な議論が展開される議会」、「政策提言のできる議会」、「住民の声を行政に反映する議会」、「飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会」を目指す。

(1) 常に町民に対する議決責任と説明責任に対して

議席番号1番 三ツ井忠義：飯綱町の代表なので、小さい人から、大きい人までを大事に幸せにしてあげたいです。

日本一、りんごの町、女性が住みたくなる町なので、風坂に温泉を造りたいです。女性が綺麗になるし、農家の疲れをとるので。

議席番号2番 中井寿一：議決責任については、常に意識して議決に臨んでいる。説明責任については、反対の場合、反対討論を行っている。

議席番号3番 小林文廣：反対討論、「説明」し責任を果たしている。

議会は議会だより・いづな通信等・ホームページで情報公開している。

議席番号4番 瀧野良枝：議決の際には、事前に十分な調査研究を行った上で意思決定をした。住民に対しては、地域での町政報告会等で経緯説明をし、意見交換を行った。

議席番号5番 青山 弘：議案採決時の「賛成」や「反対」の意思表示は、その結論に至った理由を説明できるようにしている。コロナ禍で行政報告会を開けずに皆さんの話を聞けずに説明もできなかった。

議席番号6番 中島和子：多様な民意の聴取と調査研究をして、町民の負託にこたえることが議員の職責であると考えてきた。

議席番号7番 樋口 功：委員会や議会審査の議決においては、特に不採択の場合は必ずその理由を明らかにするよう心掛けた。

議席番号8番 風間行男：ある程度出来たと思う。

議席番号9番 目須田修：常に町民に対する議決責任と説明責任に対して ○常に「町民のためか」を判断基準とし、行政の疑問は内容・数字などを担当に詳細に確認し、議決の判断をしている。 ○広報のほか、町民と

直接のコミュニケーションにより説明のチャンスをつくっている。

議席番号10番 石川信雄：議決責任は重いものと受け止めています。また、住民から問い合わせがあった際には簡潔明瞭に丁寧な対応をしなければなりません。

議席番号11番 清水 満：旧三水地区正副区長さんとの懇談会、地元赤東区の総会、組総会等への出席し議会報告を実施してきた。

議席番号12番 大川憲明：定例会の都度、支持者に議会報告を行い支持者の考えを聞いている。

議席番号13番 伊藤まゆみ：複数の紙誌を購読し、必要な書籍により常に研鑽を重ねた。町民の要望や疑問を聞く機会を多く持つことに努めた。

議決時には、常に住民の立場や思いに応えながら論理的にも通るように考えた。

定例会ごとに議会報告を発行して新聞折込により配布し、町民の声もいただくことに努めた。

議席番号14番 原田幸長：提案された議案説明書の内容を理解し、町民の大半が賛成できるものか検討し判断して議決をしている。説明については折に触れ理解した内容を伝えている。

議席番号15番 渡邊千賀雄：この1年間、議長としての任務を果たしてきた。議会運営で常に公正で公平で議論を深めて議決していくことに心がけた。よって結果説明が大きな役割と考え取り組んだ。

(2) 町民に信頼され存在感のある議会とするために不断の努力を貫く

議席番号1番 三ツ井忠義：飯綱町の人のお金を僕たちもらっているのに、議員を頑張らなくちゃいけない。

議席番号2番 中井寿一：今のところ、議会だよりでしか実行できていない。

議席番号3番 小林文廣：識見もって意思決定し議会に望んでいる。

議席番号4番 瀧野良枝：議員活動、議会活動の『見える化』を心がけたが、コロナ禍もあり、直接の接触機会が減少したことにより、住民との双方向のコミュニケーションにおいて難しい状況もあったと感じる。

議席番号5番 青山 弘：皆さんが不便さや問題と感じている内容を見聞きしたときは、関係部署に要望し問題の解決や要望の実現に努力した。

議席番号6番 中島和子：日頃の言動に充分注意し、議員としての役割と責任の重みを自覚している。

議席番号7番 樋口功：議員は住民の代表であり、住民の側に立った視点で見て、考え、結論することが大切と自覚するとともに、議会の一員としての行動に努めた。

議席番号8番 風間行男：夏場の高温でリンゴ、米に高温障害発生町に対策要望

食料自給率について、学校給食の低農薬栽培米の普及

議席番号9番 目須田修：町民に信頼され存在感のある議会とするために不断の努力を貫く
〇努力しているつもりではあるが「存在感のある議会か」と問われれば、町民は十分に満足されていないだろうと感じている。信頼されるためには町民と、より多くの話し合いの場をつくる努力と実績が必要。

議席番号10番 石川信雄：議会、そして個々の議員の質の向上を図り、具体的には、研修などの学びの機会を設けたり、住民懇談会で対話をしたりして住民要望を聞きだすことが大事である。

議席番号11番 清水 満：追認機関から脱し、議会の権限と役割を充分活用し住民福祉向上に努力してきた。

議席番号12番 大川憲明：町内の牟礼地区の中で、町民の考えを聞き、議会に反映できるよう努力している。

議席番号13番 伊藤まゆみ：町民の声をよく聞き、疑問には丁寧の答えることを心がけた。施策については、的確にこたえられるよう理解を深める努力をした。

議席番号14番 原田幸長：他市町村議員との交流意見交換をしながら、町民の声をよく聞き、調査・研究をしている。

議席番号15番 渡邊千賀雄：町民の意見要望等を聞き、把握し議会、町政に反映させるよう努力した。

議員個人に対する意見もある中で議員個人の資質にも問題があるが、議員の存在を町民が高めるよう努力した。

(3) 「住民に開かれた議会」、「町長と切磋琢磨する議会」、「自由で活発な議論が展開される議会」、「政策提言のできる議会」、「住民の声を行政に反映する議会」、「飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会」を目指す

議席番号1番 三ツ井忠義：風坂は、飯綱町の三水の玄関口なので、豊野町大倉の坂から上がってくる道路を造りたい。城山の人も、風坂の人も豊野町の役場に言ってあります。

議席番号2番 中井寿一：「飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会」については、何もできていない。

議席番号3番 小林文廣：飯綱町行政は強権的です、町長と切磋琢磨することはできない、飯綱町は非民主的です。

議席番号4番 瀧野良枝：住民の声を行政に反映し、政策提言を行う為に、セミナーの受講、専門書購読により、諸問題に対する見識を深めた。自由で活発な議論展開される議会については、議会全体でレベル向上したとは言えず、自身の力不足を感じている。

議席番号5番 青山 弘：広報研修に参加し、議会報編集調査特別委員会の委員として、議

会だよりモニターの意見を基に議会活動の内容を分かりやすく情報提供した。

議席番号6番 中島和子：特に「住民の声を行政に反映させる議会」を重点的に取り組んでいる。

議席番号7番 樋口 功：例えば、一般質問を行う場合は、事前に現地調査をするとともに、住人の声を把握し、質問が机上の空論にならないよう、実効性のある質問をすることで「住民の声を行政に反映する議会」に心がけた。

議席番号8番 風間行男：政務活動費の議論ができなかった。

議席番号9番 目須田修：イ、「住民に開かれた議会」 ○誰もが議会議員選挙に立候補できる。 ○誰もが議会及び委員会などを傍聴できる。 ○誰もがどの議員に対しても、意見や要望、相談ができる形になっている。 ○誰もが議会に請願、要望ができるようになっていて、それが実施されている。 以上のことから、開かれた議会と感じている。ロ、「町長と切磋琢磨する議会」 ○「切磋琢磨」となると自信を持っては言えないが、双方、共に学習し精進していると感じる。ハ、「自由に活発な議論が展開される議会」 ○自由に活発な議論の展開はなされている。 ニ、「政策提言のできる議会」 ○私は町長あるいは行政に直接提言している。 よって私に限らず行政の力になっていると思う。また、議会は諸々、機会がある度に提案しているので、町長の「イエスマン」にはなっていない。ホ、「住民の声を行政に反映する議会」 ○一般質問などで、多くの議員が住民の声を行政に反映させる努力をしている。 ヘ、「飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会」 ○当然それを意識した議会であり、私は積極的に行動していると自負している。

議席番号10番 石川信雄：議会報、ホームページ、動画公開、モニターアンケート等で情報公開につとめている。提出された議案に対しては、単なる追認機関でなく、常に是々非々であるべき。全協、特別委員会を設けるなどして、議論を深めている。

一般質問の機会などを有効に活用し、住民からの要望や必要とされる施策の実現を求めていく。

対話集会などを企画し、建設的な議論が深まる場づくりをしていくことが、住民自治に繋がるものと思う。

議席番号11番 清水 満：飯綱町議会改革の基本である、住民へ議会活動の見える化により、住民の声を議会並びに町へ反映してきた。

議席番号12番 大川憲明：概ね出来ている。

議席番号13番 伊藤まゆみ：経験を活かし分かりやすく話すことを心がけた。議会のあるべき姿、議員のあるべき姿については、ゆるぎない確信を持つよう、研鑽を積んだ。 日本共産党議員団として、来年度の「予算と施策の要望」を町に提出し、町長と懇談した。

休まず一般質問を行い、町民要望の実現と安心安全なまちづくりを目指し、提案と議論を重ねた。町民の疑問や要望に答えるため、ともに考え、実現に努めた。

議席番号14番 原田幸長：以前は、自分の議会通信を配布しながら、町民の意見を聞くなど務められていたが、政務活動費自粛で発行できず残念の結果であった。一般質問に当たっては、現状を把握の上、提言することができた。

議席番号15番 渡邊千賀雄：議会改革を進めている議会として、議員力、議会力を高めることが求められる。いかに町民の声を聴き、議会の果たす役割自覚し、住民福祉向上に向けて努力することだと思う。これからも継続して常に追求していく課題であり、努力が必要かつ重要。

第3章 町民と共に考え、活動する議会

(情報の公開、町民との共有)

第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と互いの情報を共有する。

2 議会は、町民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない。議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報として提供する。

3 議会は、原則として全ての会議（議長、常任委員長等が招集したものをいう。）を公開するものとし、あらかじめ町民に周知するよう努める。なお、公開しない場合には、その理由を明らかにしなければならない。

4 町民の知る権利を保障するためにも議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める。

(1) 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と互いの情報を共有する

議席番号1番 三ツ井忠義：日本一女性が住みたくなる町と言っていますが、北部高校へ来る人は、女の人より男の人の方が多いので、北部高校（飯綱町）にもっといろんなところから来てもらいたいです。僕の家から一番近い高校なので。

議席番号2番 中井寿一：議会だよりを通じて公開はできているが、町民に届いていないと感じている。

議席番号3番 小林文廣：町民と行政等、距離を保ち中立です、議員は全体の奉仕者です。議会は議会だより・いづな通信等・ホームページで情報公開している。

議席番号4番 瀧野良枝：議会報の編集にあたり、第一に『読みたい』と思われる紙面構成を心がけた。住民の声を反映させるページを特に大切な取り扱いとし、議会として住民の想いを真摯に受け取る姿勢が表現できるように努めた。

- 議席番号5番 青山 弘：議会報編集調査特別委員会の委員として、議会だよりモニターの意見を基に議会活動の内容を分かりやすく情報提供した。自分の議会だよりを発行し、議会活動等の内容を分かりやすく情報提供した。
- 議席番号6番 中島和子：議会だよりを通して、議員の活動状況や情報公開等の周知は十分ではない。
- 議席番号7番 樋口 功：議会や委員会は公開されており、開催の都度、無線、有線放送で町民にお知らせしているが、町民の参加が少ない。町民にとって、議会が身近なものとなるよう更なる検討が必要である。
また、情報として有効な議会議事録、議会白書などの存在を町民に周知することも必要である。
- 議席番号8番 風間行男：出来たと思う。
- 議席番号9番 目須田修：議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と互いの情報を共有する。○議会は、議会活動情報は公開し、町民と共有している。
- 議席番号10番 石川信雄：議会報、ホームページ、動画公開、モニターアンケート等で情報公開につとめている。
- 議席番号11番 清水 満：県議・県建設事務所、町首長・担当課職員、区役員と現地巡回、更に行政懇談会等を開催し各組長から要望書を町へ提出してきた。
- 議席番号12番 大川憲明：特別なし。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ：議会だよりの編集に協力し、町民の声を伝える努力をした。
- 議席番号14番 原田幸長：住民懇談会やサポーター会議参加で議会の見える化が進んでいると認識しているが、R4年度はコロナ禍で実施できていない。
- 議席番号15番 渡邊千賀雄：議会だよりを発行責任者として発行し、モニター制度で意見要望を募り情報等は共有していると思う。議員としては、独自に議会報告書を「民報」として発行し、全戸配布して知らせている。

(2) 議会は、町民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない

- 議席番号1番 三ツ井忠義：悪いこととか、犯罪を無くして飯綱町を住みよい町にしなければならない。もっといろんな市町村から飯綱町へ働きに来てもらいたいです。
- 議席番号2番 中井寿一：議決責任については、常に意識して議決に臨んでいる。説明責任については、反対の場合、反対討論を行っている。
- 議席番号3番 小林文廣：発言自由の原則、議員活動の基本は言論であって問題はすべて言論によって決定される、特に言論を尊重し、その自由を保障している。国会は憲法において議員は議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない憲法51、その趣旨や精神は地方議会においても同様である。(議員必携抜粋)
議決責任を果たしています。
- 議席番号4番 瀧野良枝：議決に関する説明責任として、議会報において、本会議での質疑

応答のみならず、委員会質疑応答、行政用語の説明等を織り交ぜて、経緯が伝わりやすい構成に努めた。

議席番号5番 青山 弘：議会が議決責任を果たすということは、議会が議決したことを検証し続けることだと考える。議決すれば役割が終わるものでなく、その後、議決した事柄が当初の目的を達しているか検証し続けなければ議決責任を果たしたことになる。充分とは言えない。

議席番号6番 中島和子：住民の代表として議員の当然の責務だと思っている。

議席番号7番 樋口 功：議会全体として、委員会や議会審査の議決においては、各議員が特に不採択の場合は必ずその理由を明らかにする必要があると感じている。

議席番号8番 風間行男：議会における意思の表明に当たってはある程度出来たと思う。独自の調査研究、町民意見の聴取出来たと思う。

議席番号9番 目須田修：議会は、町民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない。○果たしている。

議席番号10番 石川信雄：議決責任は重いものと受け止めています。また、住民から問い合わせがあった際には簡潔明瞭に丁寧な対応をしなければなりません。

議席番号11番 清水 満：コロナで町民との懇談会が開催できなかったことが残念でした。

議席番号12番 大川憲明：私自身は出来ていると考えている。

議席番号13番 伊藤まゆみ：議会だよりに分かりやすい記事を書くことに努めた。

議席番号14番 原田幸長：議会を構成する一員として、当然の義務と考えているが、説明責任は十分とは言えない。来期に向け努力したい。

議席番号15番 渡邊千賀雄：議案に対して、どういう考えで賛成したか反対したか、討論が非常に重要だと思う。討論をとうして、議員責任も明らかとなり、説明にもなる。そしてその内容を報告することだ。努力している。

(3) 議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報として提供する

議席番号1番 三ツ井忠義：朝・夕のバスきりじゃなく昼等、医者、買い物いろいろ利用してもらいたい。高校の通学、仕事に行く通勤にも使ってもらいたいです。中学生にもバスをもっと利用してもらいたいです。

議席番号2番 中井寿一：議会だよりでは、議員の活動状況を公開することは、禁じられているため、この質問はおかしい。反対討論は欠かさず出している。

議席番号3番 小林文廣：議会だよりに議案に対する各議員の賛否結果掲載している。それを見てモニターアンケートに、賛成の多い議員がいる・反対の多い議員がいると掲載されていれば議決の際議員は委縮します。責任果たすことは出来ません。

議席番号4番 瀧野良枝：議案への賛否については、編集委員会での話し合いで、本会議だ

けでなく委員会での討論も掲載する様になり、より住民に伝わりやすくなったのではないかと感じる。

議席番号5番 青山 弘：議案に対する各議員の賛否は〇×で議会だよりに載るが、賛否を決めた理由は討論を行わないと議会だよりに載らない。反対の場合は討論を行っているが、議会だよりの文字数制限が強く読む人に自分の考えが正確に伝わっているとは言えない。

議席番号6番 中島和子：賛否においては、興味を持って読んでいただいている。活動状況の提供は十分ではないと思う。

議席番号7番 樋口 功：例えば、議会報を通じて各議員が自分の意見をしっかり町民に伝えられるよう分かりやすい文章となるよう心掛けて感じている。議会白書では各設問に対し、回答内容が議員間に差があると感じている。

議席番号8番 風間行男：十分に出来なかった。

議席番号9番 目須田修：議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報として提供する。〇提供している。

議席番号10番 石川信雄：議案に対する議員個々の賛否については、ページをさいて公表している。

議席番号11番 清水 満：地域との懇談会で充分とは言えないが情報を提供している。次年度は個人での議会報告会を計画したいと考えている。

議席番号12番 大川憲明：議員が自ら支持者と話し合って情報を提供する。

議席番号13番 伊藤まゆみ：討論は、限られた文字数の下で、分かり安い言葉で書くことに努めた。

議席番号14番 原田幸長：議案に対する各議員の賛否は〇×で議会だよりに載るが、賛否を決めた理由は討論を行わないと議会だよりに載らない。反対の場合は討論を行っているが、議会だよりの文字数制限があり読む人に自分の考えが正確に伝わるか疑問。

議席番号15番 渡邊千賀雄：賛否の内容を分かりやすく読みやすいようにして提供することが大事。討論を十分にスペースを取って公開することが必要。

(4) 町民の知る権利を保障するためにも議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める

議席番号1番 三ツ井忠義：飯綱町へ働きに来ている人も、長野市や他の市町村、楽しく北部高校、飯綱中学校など三水小、牟礼小気持ちよく勉強ができるようにしたいです。仕事をしている人も気持ちよく仕事ができるようにしたいです。

議席番号2番 中井寿一：議会だよりを通じて、広報活動は行っている。しかし、町民が町行政と議会に関心を持っていない。今の議会だよりの方針を変えないと無理だと思っている。

- 議席番号3番 小林文廣：いいつな通信・議会だより等広報誌未配布世帯 122 世帯ある、自治会区の自由と最高裁判所で判決されている、自治会区・町行政・議会は責務果たしていない非民主的です。
- 議席番号4番 瀧野良枝：議会報での広報はある一定の層には成果はあると感じるが、届いていない層が非常に多いと感じている。現在の特別委員会を広報広聴の常任委員会として、SNSやコミュニケーションアプリの活用など、年代層に合わせた媒体の検討が必要であると感じた。
- 議席番号5番 青山 弘：議会への関心を高めるために議会だよりの編集の研修会に参加し「議会だより」作りに努力してきた。行政や議会への関心を高めるには、議会の傍聴、政策サポーターや議会モニター等を多くの町民に経験していただくことだと考える。
- 議席番号6番 中島和子：町行政と議会に関心を持てるような議員活動は、進めて来たつもりだが、まだ手段はあると考えている。
- 議席番号7番 樋口 功：広報委員会は議会報の発行に当たり、推敲を重ねるとともに、議会報モニター当町民の意見も取り入れるなど、読んでいただける議会報の作成を目指し、しっかりとその責任を果たしていると感じている。
- 議席番号8番 風間行男：ある程度出来たと思う。
- 議席番号9番 目須田修：町民の知る権利を保障するためにも議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める ○努めている
- 議席番号10番 石川信雄：現在は議会報編集特別委員会であるが、先々には広報公聴常任委員会にしていくことも考えられる。
産休や育児休暇などを条文にし、若い世代にも魅力のある議会像をつくることは重要である。
各々の議員が発行する会報などについては、誤情報や逸脱していないかの確認をした後に発行した方が良い。 政務活動費については、問題点を洗い出し、条例改正していくべき。
- 議席番号11番 清水 満：議会の応援団、モニターさんに周りの住民に議会活動の様子を話して頂く努力をしている。
- 議席番号12番 大川憲明：議員は一日に何人の町民と話をしたかによって、議会の広報活動を充実出来ているか理解できると考える。
- 議席番号13番 伊藤まゆみ：時をとらえて議会だよりを話題にし、読んでもらえるように努めた。
- 議席番号14番 原田幸長：議会の構成員として、行政の発展と議会への関心は常に意識しながら、行動してきたが、町民への広報活動は十分とは言えない。
- 議席番号15番 渡邊千賀雄：政務活動費再開し議員が切磋琢磨し、広報し公聴することが重要で必要と思う。独自に「民報」を発行し、報告し意見、要望を募っている。

議会基本条例の検証

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続

(議会改革の推進)

第20条 議会は、議会改革の推進を意識的に努力する。この条例の目的が果たされているか議会運営委員会及び議会全員協議会において適宜、検討・検証する。(第1項)

(1) 検討、検証すべき事項について

議席番号1番 三ツ井忠義：

議席番号2番 中井寿一：特になし。

議席番号3番 小林文廣：・議会報編集調査特別委員会は、議員の責務「義務」ではないので廃止を求める。・土日祝日も休みなく働いている「働き方改革」議員にも休養日必要です。・飯綱町議会だよりに議案に対する各議員の賛否結果掲載している、廃止を求める。・千曲市議会だよりの、議案に対する各議員の賛否結果は、掲載されていない。・モニター「アンケート」一般質問・議案に対する各議員の賛否結果に名指し個人攻撃している人権侵害です、廃止を求める。・一般質問、地方自治法上に規定がなく法定されている制度ではないし、議員の義務でもありません。(議員研修誌 地方議会人 2023. 5 抜粋)
・モニターさんに委嘱状交付しています、公人です、アンケート「私文書」議会事務局へ提出受理、公文書です、ホームページで公開されています。・行政不服審査法(目的等)、第1条この法律は行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使当たる行為に関し、簡易迅速かつ公正な手続下で広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。審議会委員の適任任命、飯綱町は怠っています、議会も怠っている。
・行政に対して不服申し立は民主的方法、審査会は重要な機関です、機能果たしていない、行政不服審査法の趣旨に沿って早急に選任、任命を求める。・住民が町行政の財務会計上の行為に違反又は不当な行為があると認めるとき監査委員に対して監査を求め必要な措置を講ずるよう請求する制度です。・過去歴代監査委員会は、【識見】正しく判断・評価する能力ない、監査請求は民主的な方法です、機能果たしていない、改善を求める。

議席番号4番 瀧野良枝：特になし。

議席番号5番 青山 弘：特になし。

議席番号6番 中島和子：特になし。

議席番号7番 樋口 功：特になし。

議席番号8番 風間行男：特になし。

議席番号9番 目須田修：1 常任委員会のメンバー構成について

○現在は14名を2分して、議員はどちらかの常任委員会に属さなければならない。よって現状は各7名で、正副委員長を除くと、討論の多くは5名となっている。より多くの意見を求めたいとの意見を持っている議員の意見を解消するためにも議員全員が両方の委員会に所属し、各14名で行えば、正副を除いても12名となり「多くの意見を得ることが望ましい」が、2分するよりはるかに期待できる。また、一方の常任委員会において、詳細を質問できなかったことも解消される。

「議員は両方の常任委員会に属する」と、条例改変を提案します。

2 政務活動費について

政務活動費は・・・ ○そもそも議会からの要望ではなかった。○よって、条例を詳細に検討して、決定せずに、見切り発車したものである。○「目的」とする“議員活動に報酬で差をつけるため”とあるが、その活動を、誰がどのようにチェックするのも検討されていないため、曖昧。○支出に“資料購入”が多いが、個人の議会活動の参考のためとしても、「税金で取得したものであるから、一定期間が経過したら、町のものとするのが当然」との意見もある。

○そもそも、活動費用は、報酬から負担すべきものとする。

○よって、費用が必要なら、報酬のアップを要求すべき。

「政務活動費は廃止」としたい。

議席番号10番 石川信雄：特になし。

議席番号11番 清水 満：町民から選出された公職者（議員）として、町民からの代表者で有ることから、町民の意見を的確に把握する努力に、自らの識見を深め議会において、政策活動を活性化させるために、審議能力・政策能力・政策提言能力の向上を図るため、地元を中心に町民とのコミュニケーションを深め広く情報収集に努める活動をしてきた。

議席番号12番 大川憲明：年に一回は基本条例の検証を議員全員で行い、必要があれば適宜、検討、検証すべき。第20条のとおり、私は現在のところ必要ないと考えている。

議席番号13番 伊藤まゆみ：特になし。

議席番号14番 原田幸長：基本条例の第2, 5条の議決、説明責任の条文がダブっているようで、改正必要ではないか。

議席番号15番 渡邊千賀雄：政務活動費の問題点を検討、整理して、議員力、議会力を高めるために運用していくように希望する。

(3) 令和3年度議員活動に対する議員自らの振り返り

平成 28 年度議会白書から個々の議員が1年間の活動を振り返り、自己評価したことを書面にまとめ、掲載することになりました。町民の皆さんの議員活動の検証の一助にしていきたいと思います。

議員活動の振り返り 議席番号2番 中井寿一（議員歴一年半）

議会もやっと一回り以上し、慌てふためくことも少なくなってきました。特に今は編集委員会をやっているお陰で、深掘りすることができ、編集委員会に誘ってくれた議員に感謝しています。

議会の編集委員会が「議会だより」を作成している（市町村の中には、議会事務局や業者に丸投げのところもある）のですが、非常に楽しみにしていることがあります。それは、モニターアンケートです。性格的にネガティブな意見は無視するタイプなので、ポジティブな意見だけを参考にしています。自分の意図したことが伝わったときは、とても嬉しいです。残念ながら、議会だよりを読んでくれている人はほとんどいないようなので、モニターアンケートに答えてくださっている方々は貴重です。

一般質問は、今のところ欠かさずに行っています。議員になっていきなり一般質問を私に強要した元議員に感謝しています。もちろんこの元議員は、指導もしてくれましたが。一般質問は、編集委員を務めるのと同じくらいに勉強になります。一般質問の時間は一時間程度ですが、その調査には何日も掛けています。問題の背景をしっかりと押さえないことには、言い逃れをされてしまうからです。残念ながら無投票当選後、議会における一般質問の数は、激減しているとのことでした。

無投票当選をうけて、議員のなり手不足が話題になっています。定数を減らせだの、報酬を上げろだのと意見が出ていますが、いずれも議員の本質を忘れての議論になっています。議会は、町民に立候補をもっと促すべきだと思います。議員は、4年間限定のパートタイム、それも非常勤！そう割り切って、気軽に始めませんか。「志は低く」でいいです。スモールスタートでいいんです。未だまだひよこの私が言うのもなんですが、誰でも立候補はできます。

総合的な自己評価は、「頑張っ努力している」です。

議員活動の振り返り 議席番号3番 小林文廣

住民監査請求制度調査研究

1 住民監査請求制度について

住民監査請求は、地方自治法第242条により、普通公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の財務会計上の行為に違法又は不当な行為があると認めるとき、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する制度です。

従いまして、県の財務会計上の行為については県に市町村の財務会計上の行為については市町村に請求することになります。

(1) 監査対象事項

ア違法又は不当な公金の支出

イ違法又は不当な財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分

ウ違法又は不当な契約（購入、工事請負など）の締結履行

エ違法又は不当な債務その他の義務の負担（借入れなど）

オ違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（県税の徴収を怠る場合など）

カ違法又は不当に財産の管理を怠る事実（損害賠償請求を怠る場合など）

なお、アからエまでは、行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合は、正当な理由がない限り請求することができません。

(2) 必要な措置を講ずべきこと

ア当該行為を防止すること

イ当該行為を是正すること

ウ当該怠る事実を改めること

エ当該行為又は怠る事実により、その地方公共団体被った損害を補てんすること

2 住民監査請求の方法等

(1) 住民監査請求は、地方公共団体施行令第172条第1項により、文書により行うことされています。様式は地方自治法施行規則（総務省令）第13条に定められており、請求人の住所、職業、氏名の自署、押印（認印で可）が必要です。記載は別紙のとおりです。

(2) 請求書には、どの行為が違法又は不当とする行為か監査委員が認識できる程度の事実証明書（公文書開示請求により開示をうけた文書の写し、新聞記事の写しなど）を添付することが必要です。

(3) 請求書は、直接持参するか又は郵送となります。

(所感)

飯綱町代表監査委員・監査委員は調査監査しておらず裁決して、行政長の作文に追随している、監査委員会は独立した機関です、飯綱町監査委員会は不作為です。

町監査委員・町議会議員にも「職務上知ることのできた秘密」守秘義務あります。

『柔軟な発想で新しい町づくり』

公約① 住民主体の町づくり 公約② 子育て支援から子育て/親育ち応援へ
公約③ 地域産業の発展 公約④ 明るい未来へ懸け橋を

持続可能なまちづくり、ヒト・コト・モノの地域内循環を目指し、議員活動を行いました。

【一般質問】

6月定例会 **農用地保全**

生活支活動をプラスした農村RMOの設立支援の検討、中山間地域等直接
支払制度、多面的機能支払制度活用のための人材不足等を補完する「中間支
援組織」の形成を提言。地域の話し合いを活性化させるためのファシリテー
ターの再提言

9月定例会 **子育て支援**

地域内育児援助活動（ファミリーサポート）の推進、シニア層の生きがい
形成やアイワーク利用者のグループ活動としての展開を提言

12月定例会 **介護人材確保**

県の移住マッチングサイトへの掲載斡旋、官民連携の介護人材確保促進の
プラットフォームの設立を提言

3月定例会 **公共交通**

利用促進に向け、移動の目的先となる他分野（商工業・農業・医療）との
連携強化を提言。

【研究・調査】

- ・ 予算決算審査や一般質問に役立てる為、書籍の購入や研修会に参加し、見識を深めた。ZOOMを活用しての研修に積極的に参加した。

【広報・広聴】

- ・ 地域で町政報告会を行ったほか、SNS等を活用した。

【ネットワーク】

- ・ 町内各団体の活動に参加。現状確認、情報収集を行った。
 - ◆所属している主な団体
 - ・ 飯綱町商工会 ・ 飯綱町観光協会
 - ・ 飯綱町の子どもを支える親の会「よつばの会」
 - ・ 飯綱町学用品リユース実行委員会
- ・ 県内外の議員との繋がりにより、情報収集をした。
 - ◆所属している主な団体
 - ・ ローカル・マニフェスト推進連盟
 - ・ 信州オーガニック議員連盟
 - ・ 全国フェミニスト議員連盟
 - ・ みどりネット信州



「議会フォーラム」に参加。

他自治体議員と議員のなり手不足問題について、パネルディスカッションを行いました。

議員活動の振り返り 議席番号5番 青山 弘

令和4年度も依然として新型コロナウイルス感染症が収まることなく、引き続き感染症対策を取りながらの活動を強いられました。「第7波」の一日の新規感染者数・重症者数・新規死亡者数は次のとおりとなっています。

- ・8月2日時点：感染者数 211,040 人、重傷者数 478 人、新規死亡者数 110 人
- ・8月9日時点：感染者数 232,531 人、重傷者数 579 人、新規死亡者数 179 人
- ・8月17日時点：感染者数 231,472 人重傷症者数 610 人、新規死亡者数 233 人

「第8波」のピークは12月21日でした。一日の感染者数は、全国で206,943人と、およそ4カ月ぶりに20万人を超えました。

令和5年1月20日には感染症法上の位置付けの変更に伴い、患者や濃厚接触者の外出自粛について見直すこととなります。

2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されました。

令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断にゆだねること

になりました。

そんな中ではありましたが、総務委員長としての役職で出席しなければならない会議のほかに、三水地区の町議員と正副区長との懇談会が開催され三水4地区のそれぞれの区の課題を聞かせていただく機会を持てたことは大変よかったですと思います。

県道牟礼永江線倉井地区道路改良計画意見交換会が開催され出席しました。県の令和3年補正予算により川北公会堂から五岳道路新道交差点までの歩道設置と道路拡幅は、令和4年の9月に一部区間の測量が終了しました。これも私の公約の一つなので、実現に向け話が進んでよかったですと思います。

倉井区行政懇談会にも出席し各組長や大字の協議委員の皆さんの質問や要望をお聞きしました。今後の議会活動に生かしたいと思います。



議員活動の振り返り 議席番号6番 中島 和子

議員2期目の前半は総務産業常任委員会に席を置きました。

総務産業常任委員会が調査・審査する各課の提案・課題は、福祉文教常任委員会とは異なっていて、学び直すことが多かったように思います。

2つの委員会を経験できることは、町の動きをこれまで以上に知ることにも繋がり議員活動の幅も広がったように思いました。

又、前回に続き所属した議会報編集調査特別委員会では、定例会をもう一度振り返り、調査出来たことで改めて自分の学びになったと実感しています。

一般質問 (6月、12月の2回)

*6月定例会

「地域コミュニティの活性化へ取組の強化を」として

Q 持続可能な地域コミュニティ形成による地域再生を求め、集落創生事業の進捗状況と今後の事業の在り方についての見解は。

A 活動に対し当事者意識が芽生えたことに町は高く評価している。今後、広域での取組をして持続可能な地域づくりにつなげる。

*12月定例会

「後世に繋ぐ史跡指定を」として

Q 世界かんがい施設遺産登録の話題もあった芋川用水。それに纏わる文化財を町の指定文化財とすることは。

A 文化財保護制度により貴重な用水路に関して調査研究をして、相応しいものは指定したい。

女性団体との交流

最近の調査では、女性の政治参加は世界約140カ国中、日本は120位とかなり遅れているようです。

グループ活動に参加した時には、まず「身近な町の議会活動に参加してみませんか」とお声がけをしています。女性がどうしたら、選挙に出やすくなるか、意識を高めて次の一步を踏み出して欲しいと願っています。



3世代が参加した楽しいおやき作り

議員活動の振り返り 議席番号7番 樋口 功

1年間（令和4年）の議員活動を振り返って（選挙公約を中心に）

～少子高齢化の中、皆が安心して暮らせる飯綱町～

現在、町は町民の意見を反映した第2次飯綱町総合計画(後期基本計画)に沿い、「飯綱町らしさ」にこだわり、町民が幸せを感じ、地域に誇りを持つことができる様々な施策を展開していくこととしています。

私は、「誰もが願う生活し易い、夢と希望のある町づくり」を進めるため、5つの公約をしています。そのうち、「少子高齢化の中、皆が安心して暮らせる飯綱町」実現のため、生活の基本である美味しい水道水を確保するため、早期の整備が望まれる上水道事業について、9月議会で次のとおり、提案も含め質問しました。

町当局からは前向きな回答がありました。

(詳細は「議事録」、「議会だより 68号」をご覧ください。)

- 1 現在、町に牟礼と三水の2つの水道事業があるが、計画されている統合の必要性と手続き、その時期について質問しました。
- 2 県の水道ビジョンに基づいた10広域県単位での経営効率議論への参加にどう対処するかについて、各自治体水道事業の様々な状況を見極めることも大切であり、当町においては水道技術職員が不足しており、技術面での参加をすべきと提案、質問しました。
- 3 上水道事業の公営企業会計として留意することについて、その目的を質すとともに、現状の経営分析を基に水道料金の方向性などについて質問しました。
- 4 有収率(作った水道水の量と収入になった水道水の量の比率)を向上させることで費用の削減となり、安定した上水道事業につながる。令和3年度の町の有収率は69%だが、全国の90%と大きな乖離。漏水調査も含め徹底した対策を急ぐべきと提案、質問しました。

飯綱町で皆さんが安心して暮らせ、また、町外の方に1人でも多く飯綱町に住んでもらえるような町になるよう、公約実現のため、議員活動を進める所存です。



議員活動の振り返り 議席番号8番 風間行男

一年を振り返って

令和5年度は春先の凍霜害が近年ない大きな被害が発生、被害状況の視察梨については壊滅的な被害が出ました。りんごについては中心花が70%セント近くの被害でしたので委員会として町に対策要望を出すよう提案したが委員長独断で出されませんでした、残念です。これは議会のねじれ現象にもなりかねない、委員長の職務怠慢である。秋には私が一般質問でりんご、米の支援を要望、町の手厚い対策で農家から大変喜ばれました。

▲ 私の政治姿勢と行動 ▼

少子高齢化が及ぼす諸問題、気候変動に対する農業の課題、インフラ整備、地域コミュニティの維持など、町の課題を少しでも良い方向にと心がけて活動してきました。

特に「美味しく、安全安心の水の供給」がテーマの水道問題は平成の合併を期に早期解決するべきと心に留めてきました。

また、この町の“基幹産業”と位置づける「農業による生活の安定」について問題意識し、協力しています。

リーダーと行政と議会が一丸となって、住民のために緊張感を持って協力して進めば「我が町の明日に希望が持てる、住民はこの町で安定した生活が得られる」と信じ、そのための議員であると考え活動しています。

仕事報告

【予算決算のチェック】

- ◎住民のための使途か、明日につながる使途か、適正な金額かを厳格にチェック

【協調した予算使途】

- ◎安定した生活基盤づくりへの支援
- ◎子育て支援（育児と教育）
- ◎高齢者支援（医療・看護と介護）
- ◎スポーツ支援（施設・人的及び金銭支援）
- ◎健康維持・増進・健康長寿の推進
- ◎農業支援（後継者づくりと自立・継続を可能にするための施策）
- ◎農林業と野生生物との共生活動支援

【今後も強調したい行政】

- ◎上水道：質の安全・安心の量・納得の料金
- ◎育児・教育環境をさらに充実させる
- ◎慣習の見直しと、女性の管理職への人材登用
- ◎障害者の社会参加機会のさらなる創出
- ◎安全で安心できる生活を維持できる医療・看護・介護のさらなる充実を図る

【継続作業の必要がある課題】

- ★町議会議員の定数の見直し（定員削減）
- ★町議会議員の政務活動費の廃止
- ★行政の委託と外注システム等の見直し
- ★国からの補助に対する企画の再検討



今日のドングリ 明日の森

- 【課題】
- ◎基幹産業としている農業の安定と販促の施策活性
 - ◎農産物販売の改善 ① 質の維持 ② 量の安定化 ③ 販路の拡充 ④ 陳列スペースの拡大とサービス技術の訓練
 - ◎PRの学習とメディア対策の努力の継続

住民の皆さまからのご要望・ご意見などへの対応は解答が出せるまで努力し、解決。これからもです。

●子どもに投資し、明日に希望の持てる町に

議員活動の振り返り 議席番号10番 石川信雄

無投票当選を経て、飯綱町議員三期目がスタートした。そんななかで、住民からの風当たりも強い時もあったが、時間の経過と共にやわらいできている。しかしながら、次回の選挙までには報酬を含め、定数の問題についても、住民と対話しながら、新しい体制を示さなければならない。立候補したいと思えるような魅力ある議会像を示せたらと願っている。

議会のデジタル化（タブレット・ペーパーレス）も令和5年度の飯綱町DX事業の一つとして、いよいよ始まる。



議会報編集研修会 自治会館にて

議会報編集委員も3年目となるが、読んでもらえる紙面づくりを目指して編集方針を確立して、更新していかなければならない。

最後に、コロナ感染症が5類となるようだが安心はできない。継続して感染症対策もしていかなければと思っている。ウクライナ侵攻も終わりが見えないが、戦争の終結と世界平和を願いながら、私も飯綱町議会の一員として、しっかりと肝を据えて、町の安心安全に向けて、町民の負託に応えていきたい。

議員活動の振り返り 議席番号11番 清水 満

1年間（令和4年）の議員活動を振り返って

町議会議員に対する不信感は深刻だ、その要因として新型コロナによる住民との懇談等接せる機会が少なかったこともあるが、議員は活発な議論を行うことで多様な民意の代表者となれる。

議員は忖度なく町長との議論が不可欠であり、更には町長・議員以外の人達とも議論を行うことが重要と思う。

国政・町長・議会選の投票率の低下、無投票当選の問題は、議会・議員自身が解決すべきものと、これらの問題を住民が関係ないと考えている人が多い。

本質は住民の問題であり、住民の危機感があまり感じられていないと思われる。

今後生じる変化や課題に対し持続可能な地域社会の実現に当たっては、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場となる議会の役割は一層重要となる。

今後も、議会の在り方、議員に求められる役割、多様な層の住民の参画などについて幅広く検討を進めていく必要がある。

少子高齢化が進むことで、人口減少はさらに加速し人口減少は避けられません。飯綱町で住み続けて幸せであるために次のことに取り組みます。

1. 将来に負のツケを残さないように財政運営をチェックします。
2. 限られた財源を有効に活用できるよう政策の選択と集中に議論します。
3. 公共事業の公平性と公共施設の持続管理が適正に行われているか提言します。
4. 町民の皆さんが、困ったこと、相談したいこと、語り合いたいことがあったら、いつでも遠慮なく連絡ください。

この様な現状を変えるためには、町議会を通じ地域や政治について学ぶことができれば若者の考えが変わることができる。

改めて、議員としての役割、活動の在り方について決意しました。

議員活動の振り返り 議席番号13番 伊藤まゆみ

選挙での公約に「安心と希望の持てる飯綱町」「弱い立場の人たちが大切にされる飯綱町」を掲げて議会に送り出させていただきました。公約実現のため、この一年間も休まず一般質問を行い、皆さんからいただいたご意見やご要望、誰もが住んで良かったと思える町づくりの実現へ、子育て支援、医療・福祉・介護の充実とともに憲法が真に生かされる町政へと提案をしてきました。

今年度も住民の声を伝えることと公約実現へ、提案を中心に定例会に欠かさず一般質問をしてきました。経験をもとに根気よく実現に向けて努力を重ねました。

夫の3回忌を済ませましたが、心と体の不調を繰り返しています。町民の方々の暖かい励ましに支えていただき、議員を務めさせていただけています。皆さんの声に応えるため、引き続き努力を重ねたいと思います。

議員活動の振り返り 議席番号14番 原田幸長

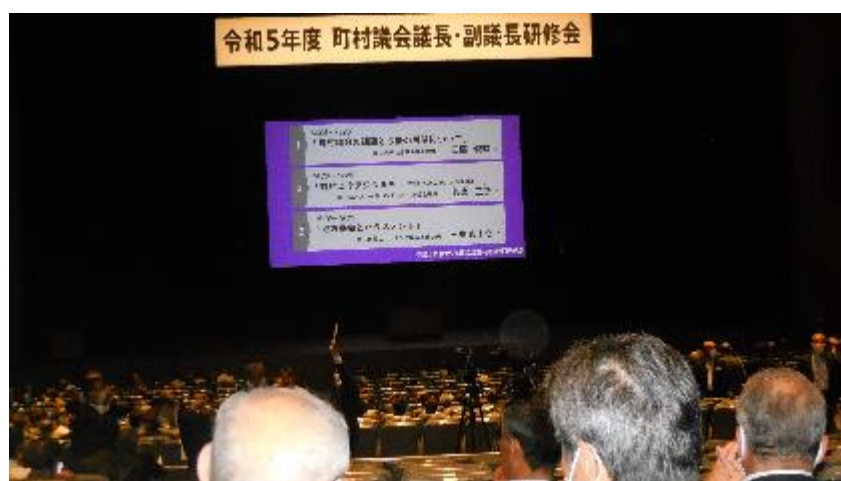
議会の構成員として、学ぶことの多かった一年でした。選挙後の議会構成で副議長に選任され初めての議会役職となり、チーム議事を心掛け努めてきました。3月議会定例会では、議員定数・報酬特別委員会委員長の任命を受けました。次の改選時に適応されるように約1年半余りで結果を導き出せるよう、各議員の皆様の協力を得ながら努力してまいります。

一般質問は、コロナ禍でもあり2回行うことができました。また、各定例議会毎に「議会通信」を発行してきましたが、政務活動費自粛で発行はできておらず、今回の特別委員会に期待し発行できることを望んでいます。議員は自身の活動状況や議会の情報を、町民に伝える義務があると考えております。

議会視察研修にも積極的に参加でき、他行政・議会へ出向き、学ぶことが大事と考えています。

コロナもやっと落ち着いたこともあり、全国町村議会議長・副議長研修会に参加することができました。初めに大正大学の江藤教授より問われた統一選挙。低投票率・無投票当選も深刻化の講演があり、「政治劣化V字回復」の中では飯綱町議会の政策サポーター、議会だよりモニターの有効性を紹介していました。続いて地方議会とハラスメントと題して朝日新聞記者の三島あづささんの講演、最後に住民のためのデジタル活用法の講演を拝聴させていただきました。久々の研修会に参加でき良い1日を過ごせたと感じました。

今後は、もっと自己研鑽に勤め、議員力をつけ町の発展に努めてまいります。



東京国際フォーラム ホールAでの研修

議員活動の振り返り 議席番号15番 渡辺千賀雄

町議5期目、前半期、議長としての1年を振り返ることになる。

議会において年間の事業計画をすえながら、議会対応を着実に進めるよう実行してきた。

町民等から一部の議員にたいしての意見、苦情に対処することがしばしばあり議員に対する注目、関心がいかに高いかと、同時に、議員のなり手不足問題と 無投票という選挙結果にも起因するのではと思う。

当議会への視察研修も、コロナ禍後多くなってきて議会革等についてであり、研修目的に沿うよう応えてきた。

当議会としてもさらに進化していかなければと考えるとそのためにも他の先進議会等を研修し、もっと議員力、議会力を高めていかねばと思う。

今回町議選が無投票であったことから定数について検討すべきという声や他町村の議会の状況を把握するなかで当議会としても検討することは必要として、調査研究特別委員会を設置し、議会制民主主義と民意の反映からしても慎重にしっかりと研究していきたいと思う。



2022, 11, 18
石川県内灘町議会研修に来町
議場にて



2022, 12, 1
予算要望書提出 町長室



長野県町村議会議長会
第35回定期総会
2022, 10, 25
県自治会館にて

5. 議会状況

(1) 議会の費用

(ア) 議会費の推移

(単位：円)

区 分	2年度決算額	3年度決算額	4年度決算額
報 酬	33,156,000	33,125,732	33,156,000
給 与	8,525,100	8,844,900	8,943,900
職員手当等	17,710,337	17,026,850	17,350,645
共 済 費	13,707,267	13,260,335	12,891,223
報 償 費	124,450	132,000	36,000
旅 費	13,600	0	32,300
交 際 費	0	0	0
需 用 費	1,524,513	1,573,784	1,361,706
委 託 料	313,030	421,668	280,098
使用料及び賃借料	420	0	0
負担金補助及び交付金	141,900	111,400	111,700
議会費計 (A)	75,216,617	74,496,669	74,163,572
前 年 比	96.27%	99.04%	99.55%
一般会計 (B)	10,303,553,739	8,603,732,928	8,505,115,646
構成比 (A/B*100)	0.73%	0.87%	0.87%

(イ) 議員報酬

(単位：円)

期 間	議 長	副議長	委員長	議 員
H17. 10. 1～ H17. 11. 30	269,000 円	184,000 円	174,000 円	160,000 円
H17. 12. 01～ H21. 10. 29	247,500 円	173,000 円	163,600 円	152,000 円
H21. 10. 30～ H29. 10. 29	269,000 円	184,000 円	174,000 円	160,000 円
H29. 10. 30～	269,000 円	196,000 円	183,000 円	174,000 円

- ・平成 17 年 12 月 1 日から 21 年 10 月 29 日までは特例条例により減額。
- ・平成 21 年 10 月 30 日から、議員定数を 18 名から 15 名に改正。

□参考資料

町村議会議員報酬

(単位：円)

期 間	議 長	副議長	委員長	議 員
長野県町村議会平均	267,621	196,681	183,436	175,067
長野県町村議会平均 (人口同規模)	282,456	211,744	198,676	191,478
全国町村議会平均	294,463	238,883	222,978	216,902
全国町村議会平均 (人口同規模)	303,014	245,305	228,612	224,308

*人口同規模：人口段階区分 10,000 人以上 15,000 人未満

出典：町村議会実態調査結果
調査日：令和 4 年 7 月 1 日

(ウ) 期末手当・旅費（令和 3 年度実績）

期 末 手 当	旅 費
6 月 = 100 分の 167.5	宿泊料＝県外 13,000 円
12 月 = 100 分の 167.5	宿泊料＝県内 12,000 円
※報酬月額に 100 分の 140 を乗じ、上記の率 を乗じた額を支給	日 当 = 1,700 円
	※別に定める近隣出張の日当は支給しない

(エ) 政務活動費

飯綱町議会議員への政務活動費は平成 29 年 11 月より交付しています。

飯綱町の政務活動費の特徴は、

- ①透明性の確保と説明責任：詳細な活動報告、領収書を含めた公開と説明責任
- ②政務活動費の原則：政務活動の必要性、説明できる書類の整備など
- ③実費の原則：必要な経費のみが交付対象
- ④政務活動費で支出できない経費：政党活動、選挙活動への制限など
- ⑤政務活動費で支出できる経費への制限：詳細な使途の制限
- ⑥これらを踏まえ、実績に基づく後払い方式 などです。

令和 4 年度の交付実績はありませんでした。

□参考資料

政務活動費交付状況

(単位:団体)

	議員	会派	会派及び議員	会派又は議員	交付なし	平均交付額
長野県町村議会	7	0	1	1	49	7,144円/月
全国町村議会	103	26	34	30	731	9,402円/月

出典：町村議会実態調査結果
調査日：平成 4 年 7 月 1 日

(2) 議会の構成等

(ア) 議会議員の任期

令和 3 年 10 月 30 日～令和 7 年 10 月 29 日

(イ) 議長及び副議長の任期

議員の任期による（ただし、議員の申し合わせにより 2 年）

(ウ) 常任委員会

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

委員会名	条例定数	現在数	任期	摘要
総務産業常任委員会	8 人	7 人	2 年	
福祉文教常任委員会	7 人	7 人	2 年	
予算決算常任委員会	14 人	14 人		議長を除く議員全員

(エ) 議会運営委員会

(令和5年3月31日現在)

委員会名	条例定数	現在数	任期	摘要
議会運営委員会	6人	6人	2年	

(オ) 特別委員会

(令和4年3月31日現在)

委員会名	定数	摘要
議会報編集調査特別委員会	6人	

(カ) 議会事務局

職員数は、職員定数条例により2名（事務局長1名、書記1名）。

(キ) 広域連合議会・一部事務組合議会

名称	選出数	構成市町村
長野広域連合議会	2名	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町 高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信保健衛生施設組合議会	2名	中野市・小布施町・山ノ内町・信濃町 飯綱町
北部衛生施設組合議会	2名	信濃町・飯綱町

(3) 議会議員の数

(ア) 議員定数の推移

	初代	第2代	第3代	第4代	第5代
任期	H17.10.30～ H21.10.29	H21.10.30～ H25.10.29	H25.10.30～ H29.10.29	H29.10.30～ R3.10.29	R3.10.30～ R7.10.29
条例定数	18人	15人	15人	15人	15人

□参考資料

県・全国の議員定数

長野県町村議会平均	11.0 人
長野県町村議会平均（人口同規模）	13.6 人
全国町村議会平均	11.7 人
全国町村議会平均（人口同規模）	13.1 人

*人口同規模：人口段階区分 10,000 人以上 15,000 人未満

出典：町村議会実態調査結果

調査日：令和 4 年 7 月 1 日

(イ) 年齢別議員数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
1 名	1 名	5 名	8 名

①最低年齢 48 歳

②最高年齢 80 歳

③平均年齢 69.3 歳

□参考資料

長野県町村議員平均年齢 68.2 歳

全国町村議員平均年齢 68.2 歳

出典：町村議会実態調査結果

調査日：令和 4 年 7 月 1 日

(ウ) 党派別議員数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

無所属	日本共産党	公明党
12 名	2 名	1 名

(エ) 在職期間別構成（旧村から換算）

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

12 年未満	12 年以上 20 年未満	20 年以上
11 名	1 名	3 名

(4) 飯綱町の概要

(ア) 地勢

本町は、長野県の北部に位置し、北は信濃町、東は中野市に、西、南は長野市に接しています。飯縄山から斑尾山までの穏やかな丘陵地であり、中央部には、鳥居川が流れています。標高は450mから1,900mと標高差があり、居住地域は概ね標高500mから1,000mに散在。本町の総面積は、75.00km²、東西に13.9km、南北に15.6km、周囲は61.38km。

(イ) 沿革

本町は、平成17年10月1日に旧牟礼村と旧三水村が合併し誕生しました。

旧牟礼村と旧三水村は、気候・風土・生活・文化なども共通性、一体性があり、住民の交流も盛んに行われてきました。旧両村は、昭和36年の病院運営から一部事務組合を組織し、以降、教育・福祉・生活基盤整備などを共同で行い、昭和43年の飯綱中学校建設にあたっては、速やかに両村合併に向け努力する旨の覚書を取り交わし、その後も幾度か合併研究がされるなど、旧両村の合併気運は常に底流にあったと言えます。

本町は、豊かな自然と誇りある歴史を背景に、飯綱東高原の観光開発や福井住宅団地の造成、用水開発による、果樹、稲作を中心とした農業振興などに取り組み、現在では、長野市のベッドタウンとして、北信地域の観光拠点として、またりんご・ももなどの果樹の一大産地として発展してきました。

(ウ) 町名の由来

平成16年9月、牟礼村・三水村合併協議会が新町村名の公募を実施した結果、700件を超える応募があり、中でも将来を担う20歳未満の応募者のうち、約58%が飯綱（いづな）に関する名称でした。

同年11月に、「新町村の名称住民アンケート」（12歳以上）を実施した結果、「飯綱町」が約51%の支持があり（飯綱町51.23%、いづな町20.31%、飯綱村13.83%、いづな村9.35%、鳥居川町3.37%、鳥居川村1.90%）、11月25日開催第8回合併協議会により最終決定し命名されました。

本町名は、旧両村の合併以前から、中学校、病院等共通している公共施設が存在し、親しみやすくわかりやすい名称であり、雄大な飯縄山が両手を広げて包み込み、この地域の発展をいつまでも見守ってくれるような名称となっています。

(エ) 町章

平成17年5月、牟礼村・三水村合併協議会が、飯綱町の基本理念にふさわしい町章の公募を実施し、781点の公募作品から5点を町章候補とした。同年9月に「町章デザイン全世帯アンケート」を実施、飯綱町発足後11月16日開催飯綱町町章選定委員会において、33.8%の支持があった小林直人氏の作品を飯綱町の町章に決定しました。



飯綱町の町章は、飯縄山と斑尾山をモチーフに、末広がりな形はふたつの地域が一つとなって力を合わせて豊かな町を築いていくイメージ。リンゴの花は飯縄山と斑尾山に抱かれた飯綱町を意味すると同時に、5つの丸は4つの小学校と1つの中学校を表し、未来を担う子どもたちを表しています。

(オ) 町民憲章

まちづくりの目指すべき将来像を掲げ、町民生活の規範や方向を示すことで、すべての町民が積極的にまちづくりに参画し、自主的に実践し得る「町民憲章」とするため、平成22年度に「飯綱町町民憲章等検討委員会」を設置し、住民の皆さんからいただいたご意見を参考としながら素案の検討を行い、平成23年7月7日町議会で議決され制定されました。

町民憲章の構成は、「前文」と「本文」から成り立っており、前文では、町の地理や特徴、制定の事情等を簡潔に述べ、本文は、日常かつ継続的に心がけるべきまちづくりの実践目標を掲げ5箇条から成っています。

飯綱町 町民憲章

飯縄山と斑尾山のふところに抱かれた自然豊かな飯綱町。

わたしたちは、先人の知恵を活かしながら、幸せと希望に満ちた町づくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。

- 緑あふれる自然を大切に、美しい町をつくりましょう。
- 互いに助け合い、思いやりの心をもった優しい町をつくりましょう。
- とともに学び、文化のかおり高い町をつくりましょう。
- 仕事に励み、活力ある豊かな町をつくりましょう。
- 心とからだを鍛え、すこやかに暮らせる明るい町をつくりましょう。

(カ) 町花・町木・キャッチフレーズ

町制5周年記念事業として「町の花」・「町の木」・「町の鳥」・「キャッチフレーズ」の制定に向け、平成22年度に町民憲章等検討委員会を立ち上げ、それぞれ町のシンボルとしてふさわしいものを公募し、町の花480点、町の木508点、町の鳥476点、キャッチフレーズ427点、総数で1,891点が提案されました。

検討委員会では募集された提案を基に検討し、住民の意見等も取り入れながら町の花を「りんご」、町の木を「さくら」に選定し、町議会で議決されました。

また、町のキャッチフレーズについては、応募された中から候補を選定し「ひと 自然 いきいき未来 飯綱町」に決定しました。

※町の鳥は、シンボルとなる鳥として該当するものがないとの意見が多く、制定しないことになりました。

町花「りんご」 町木「さくら」

キャッチフレーズ「ひと 自然 いきいき未来 飯綱町」

(キ) 本町の基礎的数値

役場所在地

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1

東経138° 14' 08" 北緯36° 45' 18" 標高497m

面積／75.00km²

人口／10,296人 (R2.10.1国勢調査)

世帯数／3,767世帯 (R2.10.1国勢調査)

農業／農業経営体数819戸 経営耕地面積1,065ha (R2.2.1農林業センサス)

事業所数(民営)／事業所359 従業者数2,045人 (R3.6.1経済センサス活動調査(速報))

製造業(従業員4人以上)／事業所13 従業者数501人 (R2.6.1工業統計調査)

商業(卸売業・小売業)／商店数86 従業者数391人 (H28.6.1経済センサス活動調査)

財政／一般会計歳入総額 9,100,713 千円 一般会計歳出総額 8,505,116 千円 (R4年度決算額)

(5) 歴代正副議長

就任年月	議長	副議長
平成17年11月	羽入田頼衛	原田重美
平成19年11月	相澤龍右	島崎 勲
平成21年11月	寺島 涉	清水 満
平成23年11月	寺島 涉	神谷 昇
平成25年11月	寺島 涉	清水 満
平成27年11月	寺島 涉	塚田 實
平成28年3月	寺島 涉	清水 満
平成29年11月	清水 満	大川憲明
令和元年11月	大川憲明	青山 弘
令和3年11月	渡邊千賀雄	原田幸長

(6) 議員一覧

		令和3年10月改選後 令和4年3月31日現在							
氏名	年齢	履 歴	役 職 等						
			正副議長	総産	福文	予決	議運	議会報	その他
三ツ井忠義	62	R3～ 飯綱町1期目 R4.3.31現在：5か月			委員	委員			
中井寿一	64	R3～ 飯綱町1期目 R4.3.31現在：5か月			委員	委員		副委員長	
小林文廣	79	R3～ 飯綱町1期目 R4.3.31現在：5か月		委員		委員		委員	
瀧野良枝	47	H29～ 飯綱町2期目 R4.3.31現在：4年5か月			委員	委員長	委員	委員	
青山 弘	66	H29～ 飯綱町2期目 R4.3.31現在：4年5か月		委員長		委員	委員	委員	北部衛生
中島和子	69	H29～ 飯綱町2期目 R4.3.31現在：4年5か月		副委員長		委員	委員	委員	
樋口 功	70	H29～ 飯綱町2期目 R4.3.31現在：4年5か月			副委員長	委員	副委員長		北部衛生
風間行男	78	H25～ 飯綱町3期目 R4.3.31現在：8年5か月		委員		委員			
目須田 修	76	H25～ 飯綱町3期目 R4.3.31現在：8年5か月		委員		委員			
石川信雄	58	H15～H17三水村1期 H25～ 飯綱町3期目 R4.3.31現在：10年10か月			委員	副委員長		委員長	
清水 満	74	H17～ 飯綱町5期目 R4.3.31現在：16年5か月		委員		委員	委員長		消防委員
大川憲明	74	H11～H15牟礼村1期 H17～ 飯綱町5期目 R4.3.31現在：20年5か月		委員		委員			監査委員
伊藤まゆみ	64	H11～H17牟礼村2期 H17～ 飯綱町5期目 R4.3.31現在：22年10か月			委員長	委員	委員		北部衛生 長野広域 北信衛生
原田幸長	67	H29～ 飯綱町2期目 R4.3.31現在：4年5か月	副議長		委員	委員			北部衛生
渡邊千賀雄	77	H7～H17三水村3期 H17～ 飯綱町5期目 R4.3.31現在：26年10か月	議長						北部衛生 長野広域 北信衛生

*年齢、役職等は令和4年3月31日現在。

*総産：総務産業常任委員会、福文：福祉文教常任委員会、予決：予算決算常任委員会

*議運：議会運営委員会、議会報：議会報編集調査特別委員会、北部衛生：北部衛生施設組合議会議員

*長野広域：長野広域連合議会議員、北信広域：北信保健衛生施設組合議会議員



飯綱町議会白書

巻末資料



□資料 1 飯綱町議会基本条例

平成24年 9月25日 条例第35号

改正 平成27年 6月19日 条例第25号

平成28年 9月26日 条例第34号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則（第3条・第4条）

第3章 町民と共に考え、活動する議会（第5条—第9条）

第4章 二元代表制の一翼を担い、町長と切磋琢磨する議会（第10条—第14条）

第5章 民主的議会運営と議会機能の発揮（第15条—第18条）

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続（第19条—第21条）

第7章 補則（第22条）

附則

飯綱町議会は、町民の負託に応え、二元代表制の一方の担い手として、町民全体の福祉の向上を実現する使命を負っている。

政府が進める地域主権の前進により、自治体の自主的な決定権と責任の範囲が拡大している。議会は、その持てる権能を十分に駆使して、町行政を持続的に発展させ、地域における民主主義と住民自治の前進にその本来の役割を果たさなければならない。そのためにも、あらゆる機会における自由かつつな議論こそ議会の第一の使命である。

飯綱町議会は、これまで議会改革に積極的に取り組み、その実践の成果を踏まえ、町民と共に築く町を目指して、この条例を指針に議会活動を広く展開し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、ここに「飯綱町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域主権が進む中で、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な議会活動の基本事項を定めることにより、町行政の持続的発展と町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(目指す議会像)

第2条 議員は、常に町民に対する議決責任と説明責任を果たし、町民に信頼され存在感のある議会とするために不断の努力を貫く。

そして、「住民に開かれた議会」、「町長と切磋琢磨する議会」、「自由で活発な議論が展開される議会」、「政策提言のできる議会」、「住民の声を行政に反映する議会」、「飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会」を目指す。

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性、透明性、公開性を確保し、次に掲げる基本原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町行政全体を把握、分析し、町長等に対し町民本意の適切な行財政運営が行われているか監視、批判、評価すること。
- (2) 町民の多様な意見、要望の把握に努め、政策立案・提言、条例提案等を積極的に進めること。
- (3) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつつな討議を重んじ、論点、争点を明らかにすること。
- (4) 町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努め、議会への多様な町民参加を保障すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる活動原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民の信頼に応えるために、町民から負託された責務を深く自覚し、学ぶこと、議論を深め合うことなどにより、自己の能力、資質の向上に努めること。
- (2) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究、町民意見の聴取に努めること。
- (3) 町政の現状と課題全般について、町民の意見を的確に把握し、政策提言、議会審議に生かすこと。
- (4) 議会の構成員として、町全体の行政の発展、町民福祉の向上を目指して活動すること。

(5) 議員に求められる政治倫理と品位を常に自覚して行動すること。

第3章 町民と共に考え、活動する議会

(情報の公開、町民との共有)

第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と互いの情報を共有する。

2 議会は、町民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない。議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報として提供する。

3 議会は、原則として全ての会議（議長、常任委員長等が招集したものをいう。）を公開するものとし、あらかじめ町民に周知するよう努める。なお、公開しない場合には、その理由を明らかにしなければならない。

4 町民の知る権利を保障するためにも議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める。

(「町民と議会との懇談会」等町民参加の推進)

第6条 議会は、町民と議会との交流を深め、連携を強めるために、多様な形態の「町民と議会との懇談会（議会報告会）」を開催し、広く町民の意見を聴取し、議会活動に反映させる。

2 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、休日に会議を開催するよう努める。

3 町民各層の多様な意見、要望、政策提案等を聴取するために、町民が町長等に質問する「模擬議会」を開催するよう努める。

4 町行政の現在と将来にとって重要な問題の議決にあたっては「町民広聴会」を開催し、広く町民の意見を聴取する。

5 「議会広報モニター」を創設し、住民の意見等を議会報編集に生かすとともに、議会、町政への町民の多様な意見、批判、提案等を受け、議会活動に反映させる。

(政策サポーター制度)

第7条 議会は、政策提言活動に積極的に取り組む。その際、町民目線での政策研究の一環として「政策サポーター制度」を創設することができる。

(請願・陳情者の意見陳述の保障)

第8条 憲法で認められている請願・陳情の権利を十分に尊重するために、請願・陳情者に

は、本会議や常任委員会等で意見陳述の機会を保障する。

(災害等への対応)

第9条 議会は、災害等が発生したときは、飯綱町議会災害対策本部を設置するものとする。

2 飯綱町議会災害対策本部の設置、組織、議員の対応等については、別に定める。

第4章 二元代表制の一翼を担い、町長と切磋琢磨する議会

(町長と議会との関係)

第10条 議会及び議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議及び委員会における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論点、争点を明確にして行うものとする。

3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式で行う。町長には反問権を認める。町長は、「質問の趣旨・内容の確認」、「質問の背景・根拠の確認」のために、議長の許可を得て反問権を行使できる。

4 3月定例会議会においては、町長の所信表明及び予算関連項目について、事前通告がなくても一般質問で取り上げることができる。ただし、質問通告者に限る。

(町長による政策形成過程等の説明)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等について、議会審議の水準を高めるために、次に掲げる形成過程の資料の提出を求めことができる。

(1) 政策等の発生源

(2) 町民参加の実施の有無とその内容

(3) 総合計画との整合性

(4) 将来にわたる財政計画とコスト計算及び財源措置

(5) 国・県の政策及び計画との整合性

(6) 広域行政（一部事務組合）との整合性

(予算・決算における政策説明資料の提出)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し分かりやすい政策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

(政策提言活動の強化)

第13条 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、町行政の発展と町民利益につながる条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に積極的に取り組む。

(議決事件の拡大)

第14条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議決事件の拡大について積極的に活用するものとする。

2 前項の議会の議決すべきものについては、飯綱町議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年条例第33号）で定める。

第5章 民主的議会運営と議会機能の発揮

(自由討議による論点、争点の整理)

第15条 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして論点、争点の整理に努める。

2 議員は、自由かつつな討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努める。

3 議会は必要に応じて、弁護士、税理士などの専門家の協力を求めることができる。

(議会白書、議会の自己評価)

第16条 議会は、町民に対し、議会及び議員の多様な活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会改革を一層前進させ議会活動の活性化を図る。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会活動の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表する。

3 議会は、議会の活性化の取組に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、その結果を町民に公表する。

4 議会白書及び議会としての評価に関する必要事項は、議長が別に定める。

(議員研修の充実)

第17条 議会は、議員の理論政策能力の向上、特に政策立案能力を高めるために、議員研修を充実強化する。議員は自ら自己研さんに努める。

(議長、副議長志願者の所信表明)

第18条 議会は、議長、副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に所信を表明す

る機会を設け、質疑も行う。

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念と実行方法を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

(議会改革の推進)

第20条 議会は、議会改革の推進を意識的に努力する。この条例の目的が果たされているか議会運営委員会及び議会全員協議会において適宜、検討・検証する。

2 議会は、検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、適切な措置を速やかに講じる。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由等を説明する。

4 議会は、議会改革を系統的に推進するために、全国の先進議会への視察、交流等を積極的に取り組む。

5 議会は、議会改革推進のために相談役を置くことができる。

(議会事務局の体制強化)

第21条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を前進させるためにも、議会事務局体制の強化に努める。

第7章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

□資料2 飯綱町議会政策サポーター設置要綱

平成25年6月21日告示第55号

(目的)

第1条 町民と議会との協働により町政発展の政策提言に取り組み、新しい知恵と創意を結集して町づくりのための政策立案を目的として、議会政策サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 政策サポーターの定数は20人以内とし、公募及び議員の推薦する者の中から議長が委嘱する。

第3条 サポーターは、前2条の目的を達成させるため、飯綱町内在住であるかは問わない。

(選考)

第4条 サポーターの選考は、議会がこれにあたる。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、議論されるテーマの政策提言が完成するまでの間とする。

(任務)

第6条 サポーターは、議会及び町の政策について意見を提言するとともに、飯綱町全般について町民の意見を聴取するほか、議会の依頼に応じて会議、アンケート、調査事項への協力等を行うものとする。

(謝金)

第7条 サポーターには、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

(その他)

第8条 その他必要と認められる事項については、議会において協議する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

□資料3 飯綱町議会広報モニター設置要綱

平成26年7月1日告示第84号

改正 平成30年11月16日告示第89号

(目的)

第1条 この要綱は、飯綱町議会広報「飯綱町議会だより」が住民との結びつきをより強め、住民の意見を議会報編集や議会活動に反映させることを目的として、議会広報モニター(以下「モニター」という。)を設置する。

(組織)

第2条 モニターは、公募及び議員の推薦する者の中から議長が委嘱する。

第3条 モニターは、飯綱町に在住する者とする。

(選考)

第4条 モニターの選考は、議長及び議会広報編集調査特別委員会がこれにあたる。

(任期)

第5条 モニターの任期は2年とし、再任は妨げない。

(任務)

第6条 モニターは随時「飯綱町議会だより」の内容及び編集について議会報編集調査特別委員会に意見を提言するとともに、議会活動全般について住民の意向を反映するほか、議会報編集調査特別委員会の依頼に応じてモニター会議、座談会への出席、アンケートへの回答及び調査事項への協力を行うものとする。

(謝礼)

第7条 議会はモニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(その他)

第8条 その他必要と認められる事項については、議会報編集調査特別委員会において協議する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年11月16日告示第89号)

この告示は、公布の日から施行する。

□資料 4 飯綱町集落振興支援基本条例

平成26年 9月26日 条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 集落振興支援の基本理念（第3条）

第3章 町民と共に進める集落振興支援（第4条・第5条）

第4章 集落振興支援の具体的指針と公表手続（第6条～第8条）

第5章 集落振興支援の推進及び見直し手続（第9条・第10条）

第6章 補則（第11条）

附則

飯綱町は、「ふるさとの原風景」と言われるほどの豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

また、四季の移ろいもはっきりしており、生産されるリンゴやコメなどの農産物も、全国有数との評価を受けています。

しかし、飯綱町の大多数の集落は、社会情勢の変化の中で、人口減少と少子高齢化の急激な進行により、農地や山林の荒廃地化の進行や空き家の増大などとともに、集落の様々な機能の低下現象が顕在化し、このまま放置していたら、将来には、集落そのものの維持・存続が厳しくなることが危惧されます。

集落振興とその機能の強化は、町行政にとっては喫緊の課題であり、集落にまだ主体的な力がある今が重要な時期であり、21世紀型の地域づくりの出発点でもあります。

そこで、飯綱町で町民がいつまでも暮らし続け、そして、暮らせてよかったと思える本当の「ふるさと」とするため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、飯綱町集落の振興について、町の責務と町民の役割を明らかにするとともに、集落の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、集落の振興を総合的に支援し、もって、集落機能を強化し、町民誰もが各集落で、いつまでも暮らし続け

られる地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、集落とは町民生活の基礎単位である各区及び各組並びに町長が認める行政を単位とした区域をいいます。

第2章 集落振興支援の基本理念

(基本理念)

第3条 町が支援する集落振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければなりません。

- (1) 集落の振興は飯綱町総合計画の理念に基づき地域住民等との「協働」を基本とし、活動の展開が図られること。
- (2) 集落の振興は地域全体の問題として、特に地域を支える女性や若者等多様な主体者の協力の下、持続的な取組が図られること。
- (3) 地域住民が将来にわたって安心して、生き生きと暮らし続けられるようにすること。

第3章 町民と共に進める集落振興支援

(町の責務)

第4条 町は、町民誰もが各集落で、安心していきいきと暮らせるよう、集落の振興を支援する総合的施策を計画的かつ持続的に実施しなければなりません。

(町民の役割)

第5条 町民は、町がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 町民は、自主的かつ主体的に集落の振興を図るよう努めるものとします。

第4章 集落振興支援の具体的指針と公表手続

(施策の策定等に関する指針)

第6条 町は、集落の振興を支援する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とし、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

- (1) 集落の自然環境を保全すること。
- (2) 集落の公益的機能の維持を推進すること。
- (3) 集落の個別課題に対応した生活環境の向上を図ること。

- (4) 集落における遊休荒廃地対策を図ること。
- (5) 集落の産業の振興を図ること。
- (6) 集落の高齢者が生き生きと暮らせる施策を推進すること。
- (7) 集落における空き家対策も含め、定住促進を図ること。
- (8) 集落を超えた連携を推進すること。
- (9) 集落の振興に資する自主的かつ主体的な取組を支援すること。
- (10) 集落の課題を住民とともに調査研究すること。

(施策の取組方針等)

第7条 町長は、前条に定める指針にのっとり、集落の振興を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、集落の振興を支援する施策の取組を「集落支援プログラム」にまとめ、毎年度、議会に報告するとともに、町民にこれを公表しなければなりません。

(年次報告)

第8条 町長は、毎年、「集落支援プログラム」の実施結果、成果や課題等について議会に報告し、これを公表しなければなりません。

第5章 集落振興支援の推進及び見直し手続

(推進体制の整備等)

第9条 町は、集落の振興を支援する施策を策定し、及び円滑に実施するため、職員の地域担当制等必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとします。

(町民の意見等の施策への反映)

第10条 町は、町民の意見及び集落の現状を把握し、集落の振興を支援する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

第6章 補則

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

□資料5 飯綱町議会政務活動費の交付に関する条例

平成29年9月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、飯綱町議会議員（以下「議員」という。）自らが行う、調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員の職にある者に対し交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において新たに議員となった者は、基準日に在職したものとみなす。

(議員に係る政務活動費)

第3条 議員に係る政務活動費の額は、月額10,000円を上限とする。

2 年度の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合の政務活動費の交付については、これらの事由が生じた日の属する月までの月数分とする。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対して交付する政務活動費は、任期開始の日の属する月の翌月からとする。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度4月20日までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、新たに議員となった者は、任期開始の日の属する月の翌月20日までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

(交付の条件)

第6条 町長は、前条の交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すことができるものとする。

- (1) 政務活動費に係る経費の使用方法に関すること。
- (2) 政務活動費に係る経費の契約に関すること。
- (3) 政務活動費により取得した財産又は効用の増加した財産の管理に関すること。
- (4) 前各号のほか、政務活動費の用途について必要と認められる事項
(経費の範囲)

第7条 政務活動費に充てることができる経費の範囲は、別表第1に定める経費とする。

- 2 政務活動費は、別表第2に定める経費に充ててはならない。
- 3 別表第1、別表第2の運用については別に定めるものとする。
(実績報告)

第8条 政務活動費の交付決定を受けた議員は、毎年度、4月から9月分の実績報告書を9月20日までに、10月から翌年3月分の実績報告書を3月20日までに別に定める様式により議長に提出しなければならない。ただし、議員の任期満了の年に限っては4月から10月分の実績報告書を10月20日までに、11月から3月分の実績報告書を3月20日までに別に定める様式により議長に提出しなければならない。

- 2 年度の途中において、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により、議員でなくなった場合の政務活動費の実績報告は、前項の規定にかかわらず議員でなくなった日の属する月までの実績報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 実績報告書には、政務活動費に係る領収書その他支出を証すべき書面の原本を添付した支出の報告書とその支出ごとの理由、意義、成果等、政務活動費の目的に添ったものであることを明記した書面を提出しなければならない。
- 4 政務活動費に係る支出の報告において、案分によりその額を求めた場合は、案分の根拠を記載した書面を提出しなければならない。
(政務活動費の調査等)

第9条 議長は報告のあった政務活動費の適正な運用を期すため、実績等の検証と用途の妥当性を調査し、用途の透明性の確保に努めるものとする。

- 2 前項の調査は、外部機関等に委任することができる。
- 3 議長は前条により提出された実績報告書及び前各項の調査結果を町長に送付しなければならない。
- 4 町長は議長から送付された前項の内容に基づき政務活動費の額を確定し、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付)

第10条 議員は、前条の規定による確定通知を受けた後、別に定める様式により政務活動費を町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(政務活動費の返還の義務)

第11条 議員は、虚偽の報告等により政務活動費の交付を受けた場合は、理由のいかんを問わず、交付された政務活動費を速やかに町長に返還しなければならない。

- 2 議長は、虚偽の報告等により政務活動費の交付を受けた議員に対し、政務活動費の返還を求めなければならない。

(情報公開)

第12条 政務活動費は、飯綱町情報公開条例（平成17年飯綱町条例第13号。以下「情報公開条例」という。）の規定による情報公開の対象とする。

- 2 政務活動費に係る事項については、情報公開条例第6条に規定する公開してはならない情報を除き公開するものとする。
- 3 議員は公開された政務活動費に係る事項について、説明責任を果たさなければならない。
- 4 政務活動費に係る事項についての公開請求は、情報公開条例第9条の規定に基づき、議長に対して求めることができる。

(異議申立て)

第13条 議員は政務活動費に係る事項で、なされた決定等について不服がある場合は議長に異議の申立てをすることができる。

- 2 議長は議員からの異議の申立てがあった場合は、その内容を調査し町長に報告しなければならない。
- 3 町長は議長からの報告に基づき、議員の異議の申立てについて判断を行うものとする。

(書類の保存)

第14条 町に提出された政務活動費に係る書類については、翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 政務活動費を請求した議員は、交付された政務活動費に係る全ての証拠書類、活動記録を、翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 前項の保存は議員各自の責任において適切に行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年10月30日から施行する。

(関連要綱の廃止)

第2条 飯綱町議会活動調査費の助成に関する要綱（平成19年飯綱町訓令第16号）は、廃止する。

別表第1（第7条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
会議研修費	議員が開催する研修会及び各種会議のために必要な経費並びに団体等が開催する研修会、意見交換会等の各種会議の参加に要する経費（議員参加に限る）
広報広聴費	議員が行う活動又は町政について住民に報告するために要する経費並びに議員の活動又は町政に対する住民からの要望や意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料購入費	政務活動のための図書、資料の購入等に要する経費
情報通信費	政務活動のための情報通信に要する経費
事務費	政務活動のための事務機器の設置・使用、資料作成その他の事務の運用に要する経費

別表第2（第7条関係）

項目	内容
政党活動に関する経費	党費、党大会賛助金、党大会・会議等の参加費及び旅費、政党の広報紙等の印刷・発送、政党組織の事務所の設置及び維持、その他政党活動に要する人件費等の経費
選挙活動に係る経費	各種選挙等での支援活動、選挙公報等の作成、その他選挙運動及び自己の選挙活動に要する経費
政治団体（後援会）の活動に係る経費	政治団体（後援会）の広報紙等の印刷・発送、後援会事務所の設置及び維持、後援会主催の町政報告会等の開催、その他政治団体（後援会）活動に要する経費及び自己以外の政治団体（後援会）等への支援活動
私的活動に係る経費	冠婚葬祭等の慶弔費、せん別・見舞い・懇親会負担金等の交際費的経費、宗教活動に要する経費、私的利用又は安易に私的利用に流用が可能な物品・図書・情報料等、その他私的活動に要する経費 社会通念上、適正量を超えた物品等の取得に要する経費 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費
その他政務活動の目的に合致しない経費	公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費並びに調査研究等の活動に直接必要としない経費

□資料 6 飯綱町議会政務活動費の運用に関する指針

第1 透明性の確保と説明責任

政務活動費は、飯綱町議会議員の議会活動の中で、調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するための必要な経費の一部として認められるものに交付され、その用途等については議員各位の判断による自主性に委ねるものです。

このために、政務活動であることの詳細な活動報告を求めるものとし、領収書等の添付書類を含めた関係書類を公開することにより用途内容、活動内容が把握されると共に、透明性の向上と説明責任を目指します。

しかし、その用途の透明性を維持するためには、議員自らが町民への説明責任を果たす必要があります。

第2 政務活動費の原則

- (1) 政務活動（町政に関する調査研究その他の活動）目的であること
- (2) 政務活動の必要性があり、必要な手続がなされていること
- (3) 政務活動の内容、要した費用に妥当性があり、説明できる書類が整備されていること
- (4) 公職選挙法等、いかなる法令の制限にも抵触しないこと

第3 実費の原則

- (1) 政務活動に要する費用は、社会通念上妥当な範囲内であり、かつ政務活動のために実際に要した費用であること
- (2) 政務活動に要した費用が、複数の活動に係るなど、費用を明確に区分できない場合にあつては、実態に即した合理的な案分方法により充当することができる

ただし、案分計算の原則は、一つの支出で複数の政務活動にまたがるものを合理的に経費配分するときに行う行為であつて、政務活動と政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動との案分は政務活動費の透明性を確保するために不可とする。

第4 政務活動費で支出できない経費

- (1) 政党の活動に属する経費
 - ・ 党費、党大会賛助金、党大会・会議等の参加費及び参加旅費、政党の広報紙等の印刷及び発送費、政党組織の事務所費、政党組織の人件費等政党の活動に属する経費
 - ・ 政党名が表記又は特定できる広報紙等の印刷及び発送費
 - ・ 政党名が表記又は特定できる広報紙、機関誌等の複数購入に要する経費
- (2) 選挙活動に伴う経費
 - ・ 各種選挙での支援活動、選挙広報等の作成、その他選挙に係る活動に要する経費
 - ・ 自己の選挙活動に要する経費
 - ・ 自己及び自己の実績を必要以上に紹介する印刷物等に要する経費
 - ・ 任期末（6か月以内）や不定期に発行する印刷物等に要する経費

- ・その他、選挙活動と思われる活動に要する経費
- (3) 政治団体、後援会活動に伴う経費
- ・政治団体（後援会）の広報紙等の印刷及び発送費、後援会組織の事務所費、後援会組織の
人件費等政治団体（後援会）に要する経費
 - ・政治団体（後援会）主催の報告会等の開催、その他政治団体（後援会）活動に要する経費
 - ・自己以外の政治団体（後援会）等への支援活動に要する全ての経費
 - ・政治団体（後援会）が発行する広報紙、機関誌等の複数購入に要する経費
- (4) 慶弔費、交際費的経費、宗教活動に要する経費、飲食・遊興を目的とした経費
- ・冠婚葬祭等の慶弔費、祝電、弔電、年賀はがき、挨拶はがきに要する経費
 - ・年賀はがき等は公職選挙法で禁止されている挨拶状の禁止に該当するため要注意
 - ・餞別、見舞い、懇親会負担金等の交際費的経費
 - ・公職選挙法で禁止されている寄附行為に抵触する経費
 - ・宗教活動に要する経費
 - ・飲食を目的とした会合等の負担金、遊興を目的とした会合等の負担金等の経費
 - ・社会福祉寄付、災害義援金、慈善事業への寄附金等に要する経費
- (5) 私的利用・私的活動に属する経費、私的活動に安易に流用が可能な経費
- ・私的利用又は安易に私的利用に流用が可能な物品、図書、情報通信費
 - ・利用区別がつかない事務用品、個人的欲求を満たす図書費、情報通信費等
 - ・自動車、住宅等の自己の財産に要する費用及び維持費等の経費
- (6) 社会通念上、適正量を超えた物品の取得に要する経費
- ・紙類等の消耗品の大量購入、同一図書類の複数購入
 - ・年度末、任期末の物品購入（期末までに消費可能な物品を除く。）
- (7) 換金性の高い物品の取得に要する経費
- ・換金性の高い郵便切手類、交通機関の回数券、プリペイドカード類に要する経費

第4 政務活動費で支出できる経費で制限を設けるもの

(1) 備品類

- ・政務活動のために取得した1件30,000円以上の耐久物品及び図書で、政務活動費で充当することのできる範囲は、減価償却額相当分とする。
- ・政務活動費で充当することができる額は、 $(\text{取得価格}) \div (\text{耐用年数} \times 12 \text{月}) \times (\text{充当月数})$ とし、端数は切り下げる。
- ・取得任期分で未充当となった額は、以降の任期で充当することができる。
- ・備品類を政務活動費で充当する場合は、減価償却額計算票を添付すること。

(2) 情報通信費

- ・政務活動費で充当できる通信費は、郵送料、宅配料、資料配布料、固定電話、移動電話、有線電話、FAX料、インターネット使用料等とするが、固定電話、移動電話、有線電話、FAX料、インターネット使用料等の通信にかかる費用は、政務活動と政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的利用・私的活動に属する経費との区分が曖昧

であり、案分計算の原則からすると不可となる。

しかし、政務活動であることを客観的に証明できる場合に限り、それぞれの通信手段で契約者及び支払者が議員名義の1回線に限り、基本料金等の契約にかかる料金を含めた使用料の3分の1以内を経費として充当することができるものとする。ただし、充当できる金額は総額で月額3,000円を上限とする。

この場合も、政務活動費の透明性を確保するために、通信の相手方・通話日時・通話時間・通話内容等を確認できる書類を備えておく必要がある。

- ・通信機器については、いかなる機能が付加されていても、他者との通話を可能とする機器においては、発生した通信料は情報通信費として充当することができる。
- ・郵送料については発送の都度、窓口払いとする。
- ・通信機能のあるタブレット端末が貸与された場合の情報通信料については、今後検討するものとする。

(3) 旅費交通費

- ・政務活動に充当することができる旅費の範囲及び額は、飯綱町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年飯綱町条例第30号)及び飯綱町職員の旅費に関する条例(平成17年飯綱町条例第40号)の例による。
- ・自家用車を使用する場合は、駐車料、通行料、燃料費のみの実費を経費として充当できるものとする。
- ・レンタカーを使用する場合は、使用料、駐車料、通行料、燃料費のみの実費を経費として充当できるものとする。
- ・旅行中に組み込まれる観光等の私的活動については、政務活動費の透明性を確保するために不可とし、観光等の私的活動が認められる旅行の経費については政務活動費で充当できない。ただし、休憩時間中の観光等については、社会通念上許される範囲内においては、この限りではない。

(4) 食糧費

- ・会議時の湯茶、茶菓子代とし、食事代及びアルコール類の提供は不可とする。
- ・自己又は議員同士の湯茶、茶菓子代、食事代は不可とする。
- ・飲食の提供は、公職選挙法で禁止されている寄附行為に該当するため要注意。
- ・研修会講師等の食事の提供は、昼食1,000円、夕食1,500円を上限とする。
- ・アルコールを提供する場合は、酒飲にかかわらず食糧費とはみなされない。

(5) 図書費

- ・政務活動に必要な刊行物及び電子的に記録された刊行物の1冊(1種類・1部)に限り政務活動費で充当することができる。
- ・定期刊行物については、年間を通じ1冊(1部)とみなす。
- ・個人的欲求を満たす趣味的な刊行物、娯楽的要素がある刊行物の購入は不可とする。
- ・一括払いの定期刊行物で、政務活動費で充当することができる額は、(年間購読料)÷(12月)×(充当月数)とし、端数は切り下げる。
- ・政務活動費で購入した刊行物は購入後5年間、廃棄又は売払いは不可とする。

- ・日刊新聞については、区分が曖昧なため、政務活動費での購入は不可とする。
- (6) 自己及び親族からの購入
- ・政務活動に必要な物品等で、自己、妻、親子、兄弟及びこれらの者が経営する会社の領収書は原則不可とするが、自己が生産する農産物等で原価にかかる経費については政務活動に充当することができる。
- (7) ポイント還元
- ・政務活動費による購入で得たポイントは、これを換金した場合の金額相当額を減じた額のみを政務活動費で充当することができる。
- (8) 自己の肩書
- ・自己の肩書として自己が所属する政党名、政治団体等を記載した印刷物等にかかる経費については著しく政党名等を誇示しない限り政務活動費で充当することができる。
 - （例）〇〇党 飯綱みつどん 「〇〇党」の字体が氏名・記事内容と同等以下は可
 - ・政務活動と無関係な肩書を記載した印刷物等にかかる経費については、政務活動費で充当することはできない。
 - （例）〇〇の会代表 飯綱みつどん 「〇〇の会」が政務活動と無関係な場合は不可
- (9) 案分
- ・案分計算の原則は、一つの支出で複数の政務活動にまたがるものを合理的に経費配分するときに行う行為であって、政務活動と政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動との案分は政務活動費の透明性を確保するために不可とする。
 - ・政務活動費で購入した物品を政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動に使用することは、案分により分けることができる場合でも政務活動費の透明性を確保するために不可とする。

第5 活動、支出を証明する書類

(1) 政務活動費執行における帰属年度の考え方

- ・単年度会計原則 当年度の収入で当年度の経費を支出
- ・会計年度 4月1日から翌年3月31日
- ・年度所属区分 発生主義を原則、債務関係が発生した日の属する年度で区分

(2) 領収書

- ・政務活動に要する費用は領収書の原本を提出するものとする。
- ・口座振替による支出は、議員名義の口座に限り、通帳の写しを添付すること。
- ・口座振替による情報通信費等の支出については、請求明細書の原本を添付すること。
- ・クレジットカードによる支払は、クレジットカード名義及び振替口座名義が議員名義であり、かつ一括払いに限るものを条件とし、カード利用明細書の原本を提出するものとする。
- ・クレジットカード等による後払いの経費については、物品を購入した日を支出日とする。
- ・領収書には購入した物品名、数量、日付、領収者住所氏名及び印、支払者（議員名）氏名が記載されていること。領収書で確認できない場合は、納品書、契約書の写し及び購入物

品を確認できる書類の写しの添付を要する。

(3) 活動を証明する書類

- ・旅行等の工程表、視察依頼文書、視察資料
- ・写真、録画、録音等の記録物、会議次第、会議資料

第6 科目別の運用指針

(1) 調査研究費

・用途

飯綱町の事務、行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

・主な内容

交通費、通行料、駐車料、燃料費、旅行に係る保険料、宿泊費、資料購入費、視察費、施設入場料、施設使用料、取材費、視察先への謝礼、講師謝金、写真等の記録費、調査研究に係る委託費

(2) 会議研修費

・用途

研修会及び各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会等に参加する経費

・主な内容

会場使用料、会場設営費、講師謝金、講師交通費、講師機材費、講師食事代、交通費、通行料、駐車料、燃料費、宿泊費、湯茶・茶菓子代、テキスト代、資料代、資料作成費、写真等の記録費、参加者負担金

(3) 広報広聴費

・用途

議員が行う活動又は町政について住民に報告するために要する経費、議員の活動又は町政に対する住民からの要望、住民からの意見聴取、住民相談に要する経費

・主な内容

会場使用料、会場設営費、講師謝金、講師交通費、講師機材費、講師食事代、交通費、通行料、駐車料、燃料費、湯茶・茶菓子代、テキスト代、資料代、資料作成費、写真等の記録費、印刷費、消耗品費、郵送料、資料配布料

(4) 資料購入費

・用途

政務活動のための図書、資料の購入等に要する経費

・主な内容

図書、定期刊行物及び電子的に記録された刊行物

(5) 情報通信費

・用途

政務活動のための情報通信に要する経費

・主な内容

郵送料、宅配料、資料配布料、固定電話料、移動電話料、有線電話料、FAX料、インターネット使用料、他者との通話・情報の取得が可能な機器の通信料金

(6) 事務費

・ 用途

政務活動のための事務機器の設置、使用、資料作成、その他政務活動事務に要する経費

・ 主な内容

事務機器、印刷機、情報通信機器、カメラ、録音機器の購入費、借上げ料、保守修理料
事務消耗費、印刷製本費、負担金



The town where we can feel the richness of the country
Iizuna town

令和6年（2024年）1月

飯綱町議会

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1

電話 026-253-4761

E-mail gikai@town.iizuna.nagano.jp